

325
263

耶
千九百廿一年

大正
十七年

日本聖公會要覽

日本聖公會教務院總務局



始



一、今日刊行即チ大正十年日本聖公會要覽ハ前刊
 行當時ニ比シテ紙價降下シ居ルモ工賃昂騰ノ爲前
 年ト同一ノ内容ニテハ印刷代ガ前同ノ賣價以上ト
 ナルコトナリタルヲ以テ、前同ノ賣價ヲ持續セ
 シ爲ニ止ムヲ得ズ記載事項ヲ聊カ省察シ記述ノ體
 裁ヲモ少シク改メタリ、從テ用者ニ不便ヲ感セシ
 ムルモ、無キニ非ザルヲ遺憾トス、用者ノ諒察ヲ
 ラシコトヲ乞フ。
 次回ニハ必ズヤ世
 便ヲ取除クヲ得ベシト信
 ズ。

一、日課表ニ
 見ルモ、モシ之ヲ
 ニ通報セラレシコト
 ナリ

例言

一、今日刊行即チ大正十年日本聖公會要覽ハ前刊
 行當時ニ比シテ紙價降下シ居ルモ工賃昂騰ノ爲前
 年ト同一ノ内容ニテハ印刷代ガ前同ノ賣價以上ト
 ナルコトナリタルヲ以テ、前同ノ賣價ヲ持續セ
 シ爲ニ止ムヲ得ズ記載事項ヲ聊カ省察シ記述ノ體
 裁ヲモ少シク改メタリ、從テ用者ニ不便ヲ感セシ
 ムルモ、無キニ非ザルヲ遺憾トス、用者ノ諒察ヲ
 ラシコトヲ乞フ。
 次回ニハ必ズヤ世
 便ヲ取除クヲ得ベシト信
 ズ。

課表

一、主日特禱ヲ用フルコトハ其前夕ヨリ始メ次ノ主日ノ前
 夕ニ及ブ

一、他ノ聖日特禱ヲ用フルハ其前夕ニ始メ當日ノ夜
 但シ降臨日特禱ハ除夜マテ他ノ特禱ト併セ用ヒ
 割禮日特禱ハ現異邦日マテ用ヒ、大齋始日特禱ハ受
 苦日ノ前夕マテ當日ノ特禱ニ續キ用ヒ、昇天日特禱
 ハ該週土曜日朝迄用フ、又聖徒ステパノ日聖徒ヨハ
 ネ日嬰孩日大齋始日受苦日復活前日ノ特禱ハ當日ノ
 朝ヨリ用フルモ可カラズナリ

一、臨時祈禱中聖職按手節ニ用フルモノハ該週中、昇天
 日祈禱日ニ用フルモノハ當該日中毎日用フルモノトス

○特禱使用法摘要

目次

一、大正九年日課表	一頁
二、平日特禱表 (附特定日課表)	二六
三、日本聖公會法憲法規	二七
四、法規附録書式	四八
五、諸決議摘要	五四
六、日本聖公會統計概表	六六
七、日本聖公會監督並ニ諸委員	六八
八、各地方部一覽	七二
九、諸外國聖公會ノ日本人教會一覽	一一一
一〇、日本聖公會ニ關聯スル諸事業	一一五
一一、同 諸團體	一一九
一二、婦人宣教師其他ノ住所氏名	一二〇
一三、附録 (色彩表、出願届出書式)	一二九
一四、廣告	一二九

大正十年一月

(2) 月一

廿九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
土	金	木	水	火	月	日	土	土
現	齋日	現 異邦日	現			降誕後第二主日 (國祭、元始祭)	受割禮日 (國祭、四方拜)	
創	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
廿一〇三三、廿二〇九九	二一〇	十八〇十七	十七〇一、廿二	十五〇	十三〇	十一〇	九〇	八〇
太	太	太	太	太	太	太	太	太
九〇一十八	九〇一十七	八〇一十七	七〇一十七	六〇一十八	五〇一十八	四〇一十八	三〇一十八	二〇一十八
創	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
廿三〇	廿一〇一、廿一	十九〇一、廿九	十八〇一、十六	十六〇	十四〇	十二〇	十〇	八〇
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒
九〇一、廿二	八〇一、廿五	七〇一、廿四	六〇一、廿六	五〇一、廿七	四〇一、廿六	三〇一、廿五	二〇一、廿四	一〇一、廿三

月一 (1)

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	卅一日
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
現 異邦後第二主日					齋日		大齋前第三主日		聖徒パウロ改心日		齋日		大齋前第二主日		
齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
五五〇	廿四〇五二	廿五〇十九	廿六〇十八	廿七〇三十四五	廿九〇一、廿	三〇三六	五〇一、廿九	三三〇、廿	四九〇一、十二	三七〇十二	四一〇	四一〇十七、三七七	四二〇、廿四	三〇	四四〇一、十四
太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太
十〇一、廿三	十〇廿四	十一〇	十二〇一、廿一	十二〇廿二	十三〇一、廿三	十三〇廿四、五二	十四〇	十五〇一、廿三	十五〇一、廿一	十六〇	十七〇	十八〇一、廿	十八〇一、廿二	十九〇一、廿	二十〇一、廿
齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋	齋
五六〇一、八	廿五〇五、十八	廿六〇一、十七	廿七〇一、廿九	廿七〇四、廿八〇	三三〇一、廿四	三三〇一、廿一	三二〇四	三三〇一、十一	三三〇一、十	三二〇一、十六	三一〇三、八	三一〇三、五	三一〇一、廿四	三〇	二五〇一、廿四
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒
九〇廿三	十〇一、廿三	十〇廿四	十一〇	十二〇	十三〇一、廿五	十三〇廿六	十二〇一、八	十五〇一、廿九	十六〇一、廿	十六〇十六	十七〇一、十五	十七〇一、十六	十八〇一、廿三	十八〇一、廿	十九〇一、廿

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
聖期齋日	春齋日	大齋第一主日	齋日	齋日	齋日	大齋始日	齋日	齋日	大齋前第一主日	齋日	齋日	被獻日	齋日	齋日
齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
十五〇二二、二六〇十	十四〇十	十三〇	十二〇二、廿	十一〇一、廿	十〇一、廿	九〇一、廿	八〇一、廿	七〇一、廿	六〇一、廿	五〇一、廿	四〇一、廿	三〇一、廿	二〇一、廿	一〇一、廿
太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太
廿六〇一、三十	廿五〇一、三十	廿四〇一、廿九	廿三〇一、廿八	廿二〇一、廿七	廿一〇一、廿六	廿〇〇一、廿五	一九〇一、廿四	一八〇一、廿三	一七〇一、廿二	一六〇一、廿一	一五〇一、廿	一四〇一、廿	一三〇一、廿	一二〇一、廿
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
十六〇一、十一	十五〇一、十一	十四〇一、十一	十三〇一、十一	十二〇一、十一	十一〇一、十一	十〇一、十一	九〇一、十一	八〇一、十一	七〇一、十一	六〇一、十一	五〇一、十一	四〇一、十一	三〇一、十一	二〇一、十一
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒
廿八〇一、十一	廿七〇一、十一	廿六〇一、十一	廿五〇一、十一	廿四〇一、十一	廿三〇一、十一	廿二〇一、十一	廿一〇一、十一	廿〇〇一、十一	一九〇一、十一	一八〇一、十一	一七〇一、十一	一六〇一、十一	一五〇一、十一	一四〇一、十一

二月

朝

晚

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
十七〇一、三〇九	十八〇一、三〇九	十九〇一、三〇九	二十〇一、三〇九	廿一〇一、三〇九	廿二〇一、三〇九	廿三〇一、三〇九	廿四〇一、三〇九	廿五〇一、三〇九	廿六〇一、三〇九	廿七〇一、三〇九	廿八〇一、三〇九	廿九〇一、三〇九
太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太
廿六〇一、五十六	廿五〇一、五十六	廿四〇一、五十六	廿三〇一、五十六	廿二〇一、五十六	廿一〇一、五十六	廿〇〇一、五十六	一九〇一、五十六	一八〇一、五十六	一七〇一、五十六	一六〇一、五十六	一五〇一、五十六	一四〇一、五十六
出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
十八〇一、十四	十九〇一、十四	二十〇一、十四	廿一〇一、十四	廿二〇一、十四	廿三〇一、十四	廿四〇一、十四	廿五〇一、十四	廿六〇一、十四	廿七〇一、十四	廿八〇一、十四	廿九〇一、十四	三十〇一、十四
羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅	羅
一〇一、三〇	二〇一、三〇	三〇一、三〇	四〇一、三〇	五〇一、三〇	六〇一、三〇	七〇一、三〇	八〇一、三〇	九〇一、三〇	一〇〇一、三〇	一〇一、三〇	二〇一、三〇	三〇一、三〇

* 日本聖公會組織成立記念日ニ於テ記念禮拜ヲ行フ時ニ用フベキ特禱使徒書福音書及早晚禱ノ日課ノ指定ハ日本聖公會教務院公報第十號所載諸監督告示中ニアリ(第十三總會決議ニヨリ近ク祈禱書中ニ挿入セラレベキモノ)

卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
水	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
		復活後火曜日	復活後月曜日	復活日	復活前日、齋日	*處女マリア蒙告日、齋日	受苦日、齋日	同水曜日、齋日	同水曜日、齋日	同火曜日、齋日	復活前主日	齋日	齋日	齋日	齋日
申	申	癸	出	出	出	出	但			哀	亞				申
三一九廿九	廿九〇九	廿六〇、廿九	十五〇、廿一	十二〇、廿八	五〇、六〇三	八〇、十五	廿二〇、十九	二二〇、四〇五	三〇、三三	一〇、十四	九〇、九	四〇、廿五、四	三〇、八	二〇、廿五	一〇、十八
路	約	路	路	路	路	*約			約	太					
五〇、十六	廿一〇、十四	廿四〇、十二	一〇、十八	廿三〇、五	一〇、十八	十八〇	十七〇	十六〇	十五〇	十四〇	廿六〇	十四〇、五	十四〇、廿七、五	十四〇、廿六	十三〇、十四
申	結	歌	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	申
三三〇、廿八	三七〇、十四	二〇、十	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八	百十三、百十四、百十八
哥後四〇	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
五〇	廿一〇、十五	十六〇	廿一〇、十八	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三	六〇、十三

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日	齋日
民	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
三三〇、廿八	廿五〇	廿二〇、三五	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九	廿〇、廿九
可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
十二〇、三五、十三〇、十三	十二〇、十三、三三	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六	十一〇、廿六
民	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
三五〇九	廿七〇、十二	廿二〇、三六、三〇、十二	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一	廿一〇、廿一
哥前八〇	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約	約
九〇	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五	廿一〇、廿五

三月

朝

晚

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
齋日					復活後第二主日		齋日					復活後第一主日 (國祭、御武天彙祭)	齋日	
八〇廿二	七〇一、廿三	六〇一、廿四	四〇〇	士 二〇	三三〇	廿一〇四三、廿二〇十二	十七〇四四、十八〇十	十〇一、十五	八〇一、廿九	六〇六	書 四〇	出 十九〇	申 三三〇廿九	第一日課(舊約)
十二〇一、三四	十一〇廿九	十一〇一、廿八	十〇十七	九〇五、十〇十六	九〇八、五十	九〇一、十七	八〇四、十	八〇廿二、三九	八〇一、廿一	七〇廿四	路 七〇一、廿三	哥前十五〇一、廿八	路 五〇七	第二日課(新約)
九〇一、廿四	七〇廿四、八〇廿一	六〇廿五	五〇	士 三〇七	三三〇十二、三四〇九	廿二〇十三	十九〇四九、廿〇	十四〇	九〇三	七〇	書 五〇一、六〇五	出 廿〇一、廿四	申 三三〇	第一日課(舊約)
弗 一〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	加 一〇	十二〇四十三	十一〇三十三、十二〇十三	十一〇一、廿九	十〇	哥後九〇	約 廿〇廿四、廿九	哥後六〇一、七〇一	第二日課(新約)

四 月

朝

晚

三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
土	金	水	木	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
(國祭、靖國祭)	齋日				聖徒マユ日賽	復活後第四主日		齋日					復活後第三主日	
十四〇一、廿三	十一〇十四、十二〇	九〇廿五、十〇十六	八〇	母前六〇	六二〇六	廿〇一、十三	二〇廿二	母前二〇	三〇	得 一〇	十五〇	士 十三〇	十六〇一、三五	九〇四七、十〇八
廿〇一、廿六	十九〇廿八	十九〇一、廿七	十八〇十八	路 十八〇一、十七	徒 十二〇廿四、十三〇十三	十七〇十一	十六〇十九、十七〇十	十六〇一、十八	十五〇十一	十四〇廿五、十五〇十	十四〇一、十八	十三〇十八	十三〇一、十七	十二〇三五
十四〇廿四、四六	十三〇	十〇十七、十二〇十三	九〇一、廿四	母前七〇	結 一〇一、廿四	民 廿〇十四、廿一〇九	三〇	母前三〇一、廿一	四〇	得 二〇	十六〇	士 十四〇	民 十七〇一、十一	十〇九、十一〇十一
三〇十八、四〇	三〇一、廿七	二〇	西 一〇	腓 四〇	提後四〇一、十一	三〇	二〇	腓 一〇	六〇十	五〇廿二、六〇九	四〇廿五、五〇廿一	四〇一、廿四	三〇	二〇

三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
聖徒 ハテロ日	齋日		三位一體後第五主日	(國祭、地久節)	馬 ヨハネ誕生日 齋日	齋日			三位一體後第四主日			齋日		
喇 一〇及三〇	結 三〇四、十四	廿四〇八、廿五〇七	王下 廿三〇、二	母前 十六〇	王下 廿〇	馬 三〇、六	王下 十九〇、十九	代下 三〇、三、一〇、一	王下 十七〇、二、三	母前 十二〇	廿六〇	廿五〇、一、十六	代下 廿四〇	
徒 八〇、一、廿五	約 廿一〇、十五、廿二	七〇三五	七〇、一、三四	六〇	徒 五〇、十七	太 三〇	四〇、三、五、十六	四〇、一、三	三〇	二〇、二、一	二〇、二、二	二〇、二、一	徒 一〇	廿一〇
喇 四〇	亞 三〇	廿五〇八	王下 廿三〇、二、廿四〇、七	母後 一〇	賽 三八〇、九、廿	馬 四〇	王下 十八〇、十三	代下 廿九〇、二、一	王下 十七〇、廿四	母前 十五〇、一、廿三	十五〇、八、三一	十四〇、八	十三〇	
猶 全	徒 四〇、八、廿二	約 參全	約 貳全	五〇	約 壹四〇	太 十四〇、一、十二	三〇	二〇、二、二	約 壹一〇、一、三〇、十一	三〇	二〇	彼後 一〇	五〇	四〇

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
			三位一體後第三主日	聖徒 バルナバ日	齋日					三位一體後第二主日	齋日			
十九〇、十八	九〇	王下 八〇、一、十五	母前 三〇	申 三三〇、一、十一	五〇	三〇	王下 一〇	廿〇、二十九	代下 十八〇、二、八	士 四〇	十九〇	十八〇、一、十九	王上 十六〇、八	代下 十六〇、一、十七〇、十
廿〇、二十八	約 十九〇、廿五	十九〇、一、廿四	約 十八〇、廿八	徒 四〇、廿三	十八〇、一、廿七	十七〇	十六〇、十六	十六〇、一、十五	十五〇	十四〇	十三〇、廿一	十三〇、一、廿	十二〇、廿	約 十一〇、四、七、十二、十九
十一〇、廿七	王下 十〇、一、十七	代下 廿一〇	賽 四〇、一、十二	母前 四〇、一、十八	六〇、一、廿三	四〇、八、三七	王下 二〇	廿〇、廿	代下 十八〇、廿九、十九〇	士 六〇、一、一	廿〇、一、廿二	十八〇、廿	十七〇	王上 十五〇、廿五、十六〇、七
三〇	彼前 一〇	雅 五〇	徒 十四〇、八	徒 十四〇、八	三〇	二〇	雅 一〇	十三〇	十二〇	十一〇、十七	十一〇、十六	十〇、十九	十〇、十八	來 十〇、一、十八

六 月

朝

晚

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
齋日					三位一體後第七主日		齋日					三位一體後第六主日	齋日	齋日
十	七	五	三	伯	代上十七	帖	一	六	四	尼	母後十二、十三	喇	第一日課(舊約)	朝
十	七	五	三	伯	代上十七	帖	一	六	四	尼	母後十二、十三	喇	第二日課(新約)	朝
十一	九	六	四	伯	代上十九、廿八	帖	二	七	五	尼	母後十八	喇	第一日課(舊約)	晚
十一	九	六	四	伯	代上十九、廿八	帖	二	七	五	尼	母後十八	喇	第二日課(新約)	晚

七月

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
三位一體後第八主日													三位一體後第七主日	齋日	齋日
十二	十	七	五	伯	代上十七	帖	一	六	四	尼	母後十二、十三	喇	第一日課(舊約)	朝	
十二	十	七	五	伯	代上十七	帖	一	六	四	尼	母後十二、十三	喇	第二日課(新約)	朝	
十三	十一	八	六	伯	代上十九、廿八	帖	二	七	五	尼	母後十八	喇	第一日課(舊約)	晚	
十三	十一	八	六	伯	代上十九、廿八	帖	二	七	五	尼	母後十八	喇	第二日課(新約)	晚	

三位一體後第十主日 王上十二

三位一體後第九主日 王上十三

三位一體後第八主日 王上十四

三位一體後第七主日 王上十五

三位一體後第六主日 王上十六

卅一日	三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
齋日(國祭天長節祝日)	三位一體後第廿三日	齋日	齋日	齋日				三位一體後第廿二日(國祭、靖國祭)	齋日				聖徒ルカ日	(國祭、神嘗祭)	三位一體後第廿一日
米 六〇	但 六〇	米 二〇	賽 廿八〇九十六	拿 四〇	阿全 二〇	廢 八〇	但 三〇	廢 一〇二〇三	耳 二〇二〇四	賽 五五〇	何 十四〇	結 三四〇	路 一〇二二二	撒前 二〇	撒前 二〇
六〇	五〇	提前 四〇	約 十四〇五廿九	三〇	二〇八二〇	提前 一〇二七	三〇	二〇	撒後 一〇	四〇	路 一〇二二二	撒前 三〇	耳 二〇二〇四	賽 五五〇	何 十四〇
米 七〇	但 七〇二廿七	米 三〇	耶 三十〇二二八	米 一〇一九	拿 一〇	廢 九〇	但 五〇	廢 二〇四三〇八	耳 二〇二〇四	賽 三五〇	耳 一〇	結 三七〇	路 一〇二二二	撒前 三〇	撒前 二〇
廿二〇三十三	廿一〇五	路 廿〇廿七、廿一〇四	弗 二〇	廿〇一廿六	十九〇廿八	十九〇廿七	十八〇廿八	十七〇廿七	十六〇廿八	十五〇廿九	十四〇三〇	十三〇三十一	十二〇三十二	十一〇三十三	十〇三十四

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
齋日						三位一體後第二十主日	齋日					三位一體後第十九主日		
九〇	七〇	何 四〇二二二	但 七〇十五	九〇廿	十二〇	結 十四〇	但 七〇十五	五〇二〇六	四〇二〇八	三〇二〇八	但 二〇二二二	結 三七〇二二	耶 三五〇	結 三三〇二一
三〇二〇八	三〇一〇七	西 一〇	四〇	三〇	二〇	二〇	腓 一〇	六〇十	五〇二二六〇九	四〇二二四	四〇二二四	三〇	弗 一〇	弗 一〇
十〇	八〇	何 二〇二〇四	但 九〇二〇九	十一〇二〇九	十二〇二〇九	結 十八〇	但 九〇二〇九	五〇二〇七	四〇二〇九	三〇二〇九	但 一〇	結 三七〇二五	結 三四〇二六	結 三四〇二六
十三〇二七	十二〇二七	十二〇二七	十一〇二八	十一〇二八	十一〇二八	十〇二七	九〇二八	九〇二八	九〇二八	八〇二七	八〇二七	八〇二七	七〇二七	七〇二七

十月

朝

晚

十一月

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
		三位一體後第廿五日		齋日					三位一體後第廿四日		齋日			諸聖徒日
第一日課(舊約)	亞 十四〇	米 十二〇	八〇十四	七〇	五〇	三〇	亞 一〇二七	基 二〇一九	耳 三〇九	番 一〇	哈 二〇	三〇	翁 一〇	第一日課(舊約) 十二〇 一〇十五〇百四六〇
朝														第二日課(新約) 來 十一〇三三三二〇六
第一日課(舊約)	馬 一〇	亞 十三〇	九〇	八〇一三三	六〇	四〇	亞 一〇八二〇	基 二〇十	摩 五〇	番 二〇	哈 三〇	翁 一〇	路 二〇	第一日課(舊約) 馬 三〇十六四〇三 一〇百十三〇百廿一〇百四九〇
晚														第二日課(新約) 路 十九〇一十六 廿二〇三一五三

十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	齋日			降臨節前主日			(國祭、新嘗祭)		齋日		降臨節第一主日		齋日	聖徒アンテン日
馬 二〇	賽 一〇廿一	三〇三三、四〇	三〇二一、五	賽 十二〇、十三〇	六〇	八〇二、七	九〇八	十〇廿	十〇十	十三〇	賽 十九〇、二十	賽 十九〇、二十	賽 十九〇、二十	賽 五〇
八〇	九〇	十〇十九	十一〇、十八	十一〇、十六	十二〇、十七	十三〇	十一〇	二〇	三〇	賽 九〇、九七〇	賽 九〇、九七〇	賽 九〇、九七〇	賽 九〇、九七〇	約 一〇三五、四二
賽 三〇、三二	賽 一〇、二十	馬 三〇、四〇	賽 七〇、一十六	賽 八〇、十八、九〇七	十一〇、十九	十一〇、十九	十二〇	十四〇、廿三	賽 十九〇、十六	賽 十九〇、十六	賽 十九〇、十六	賽 十九〇、十六	賽 十九〇、十六	約 十一〇、十七、四六
五〇、廿四	六〇、廿一	六〇、廿二、四十	六〇、廿一	六〇、廿一	七〇、廿五	八〇、廿三	八〇、廿三	九〇、廿九、十〇、廿一	十〇、廿二	十一〇、廿四、廿五	十一〇、廿四、廿五	十一〇、廿四、廿五	十一〇、廿四、廿五	十二〇、廿三、六

平 日 詩 篇 表

每月此順
序ニ從テ
讀ミ或ハ
歌フベシ
但シ三十
一日アラ
バ三十日
ノモノチ
重ネ用ユ
ベシ
一印ハ何
篇ヨリ何
篇マデヲ
意味ス

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
七五〇七七〇	七一〇七二〇	六八〇	六二〇六四〇	五六〇五八〇	五〇〇五二〇	四四〇四六〇	三八〇四〇〇	三二〇三三〇	二六〇二七〇	二〇〇二一〇	一四〇一五〇	九〇一〇〇	四〇一〇〇	一〇一五〇
七八〇	七三〇七四〇	六九〇七二〇	六五〇六七〇	五九〇六一〇	五三〇五五〇	四七〇四九〇	四一〇四三〇	三五〇三七〇	二九〇三一〇	二三〇二五〇	一七〇一九〇	一一〇一三〇	六〇一八〇	六〇一八〇
三十日	廿九日	廿八日	廿七日	廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日
百四四〇一四六〇	百三九〇一四一〇	百三三〇一三六〇	百二七〇一三一〇	百二一〇一二六〇	百一五〇一二一〇	百〇九〇一一六〇	百〇三〇一一一〇	九七〇一〇六〇	九一〇一〇一〇	八五〇九六〇	七九〇九一〇	七三〇八六〇	六七〇八一〇	七〇一八一〇
百四七〇一五〇	百四二〇一四五〇	百三六〇一四〇〇	百三〇〇一三五〇	百二四〇一三〇〇	百一八〇一二五〇	百一二〇一二〇〇	百六〇一一七〇	百〇〇一一二〇	九四〇一〇七〇	八八〇一〇二〇	八二〇九七〇	七六〇九二〇	七〇〇八七〇	八二〇一八五〇
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

特定祈禱ノ日課

天長節 祈禱
收獲感謝
傳道祈禱

詩篇 廿〇、廿一〇
詩篇 六五、百四七〇
詩篇 七二〇

書 一〇、一九
賽 四二、一七
賽 六〇、一六

徒 十三〇
徒 十四、一八
徒 十

日本聖公會法憲法規 (第十三總會改正)

序 文

此法憲法規ハ英國聖公會 (The Church of England) 及 アメリカ聖公會 (The Protestant Episcopal Church in the United States of America) ヨリ派遣セラレタル監督聖職信徒及ビ以上ノ公會ト關係アル日本聖職信徒代議員明治廿年 (教主降世千八百八十七年) 二月大阪ニ會合シ聖公會統一ノ主義ニ從ヒ日本聖公會ノ一團ヲ組織シ自治ノ基ヲ開キ假ニ之ヲ創定シ爾來日本聖公會總會ニ於テ幾多ノ加除修正ヲ經テ之ヲ公認遵奉スル所ノモノナリ

日本聖公會法憲

第一條 本教會ヲ日本聖公會ト稱ス
 第二條 日本聖公會ハ新舊兩約ノ經典ヲ受ケ之ヲ神ノ啓示ニシテ救ヲ得ル要道ヲ悉ク載セタル者ト信ズ且ツニクア

信經使徒信經ニ包括セル信仰ノ道ヲ公認ス

第三條 日本聖公會ハ主キリストノ命ヲ給ヒシ教理ヲ説キ其自ラ立テ給ヒシ洗禮聖餐ノ二聖筭及其懲戒ヲ行フ

第四條 日本聖公會ハ使徒時代ヨリ繼承シタル監督、長老、執事ノ三職位ヲ確守ス

第五條 日本聖公會ハ每三年ニ總會ヲ開ク其時日ト會場ハ諸監督之ヲ定ム

第六條 總會ハ監督及各地方選出ノ聖職、信徒代議員ヲ以テ組織ス

第七條 總會議長ハ現任監督ノ互選スル者トス

第八條 總會ニ於テ監督ハ議事ノ可否數ヲ別ニス聖職信徒代議員ハ之ヲ共ニシ或ハ之ヲ別ニスルコトヲ得ベシ又其可否決ハ監督ノ多數ト聖職信徒代議員ノ多數トニ依ル

但選舉法ハ別ニ法規ヲ以テ之ヲ定ム

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

但諸監督ハ各地方常置委員ト商議ノ上臨時總會ヲ開クコトヲ得ベシ

第九條 總會ノ議權ハ左ノ如シ
 一 日本聖公會ノ平安進歩ニ關スル事件
 二 内外傳道會社ヲ設立シ之ヲ管理スルコト
 三 法憲法規ヲ改正スルコト
 第十條 法憲ヲ改正セント欲スルトキハ先其改正案ヲ定期總會ニ提出シテ其協賛ヲ受ケ次回ノ定期總會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

日本聖公會法規

第一章 監督

第一條 日本聖公會監督教區ヲ設置スルニハ地理上相隣接セル教會中邦人長老一名以上ヲ有シテ自給シタル教會六個以上ノ協議ニヨリ本條規定ノ設備ヲ了シタル上日本聖公會教務局ヲ經由シテ認可申請ヲナスベシ
 第一 關係教會ノ主任長老及ビ教會委員代表者ノ連署ス

ルコト
 第二 當該教區ノ各教會ハ監督俸給三分ノ一以上ヲ負擔スベキコト
 第三 監督俸給及ビ之レニ對スル教區ノ負擔額及ビ監督資金ノ補助額ニ就テハ監督資金局ト協議シ其同意ヲ得ルコト
 第四 負擔額一ケ年分ヲ監督資金局ニ豫納スルコト
 第二條 日本聖公會教務局ニ於テ教區設置ノ申請ヲ受ケタルトキハ審査ノ上定期又ハ臨時總會ニ報告スベシ該申請ヲ推薦スル場合ニハ教區ノ名稱及ビ教區區劃ヲ付記スベシ
 第三條 定期又ハ臨時總會ニ於テ教區ノ設置ヲ認可シタル場合ニハ申請人中ノ主任長老ヲシテ法規第九章ニ準ジテ教區會ヲ召集シ監督ノ選舉ヲ行ハシム
 第四條 日本聖公會監督ノ選舉ハ正當ニ召集セラレタル教會ニ於テ之ヲ行フモノトス

第五條 日本聖公會或ハ之ニ連接セル他ノ聖公會ニ屬スル令聞アル長老ハ監督ノ候補者タルコトヲ得ベシ
 第六條 教區會ノ聖職及信徒代議員ハ監督候補者ヲ指名スルコトヲ得、但シ二名以上ノ贊成ヲ要ス
 第七條 監督ヲ選舉スル時ハ聖職信徒其投票ナ別ニスベシ當選ハ聖職信徒各自出席數三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ定ム
 第八條 第一教區會ニ於テ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ三ヶ月以上六ヶ月以内ニ更ニ教區會ヲ召集シテ選舉ヲ行ヒ尙ホ當選者ヲ得ル能ハザル時ハ次期總會ニ於テ選舉ヲ行ヒ聖職信徒各自出席者ノ多數決ニ依リテ之ヲ定ム
 第九條 教區會ニ於テ選舉セシ當選者ニ對シ該會ニ出席セシ聖職及信徒代議員三分ノ二以上ノ記名調印セル左ノ證明書ヲ要ス

證明書

日本聖公會長老 姓 名

下名ノ我等全能ノ神ノ前ニ在テ前記長老 氏ガ
 年 月 日 教區會ニ於テ日本聖公會法規ニ從ヒ 教區監督ニ當選シタルコトヲ證明シ且右 氏ガ學識博ク信仰堅ク賢明高德ノ人ニシテ監督ノ職責ニ適シ神ノ榮光ヲ顯シ聖公會ノ德ヲ建テキリストノ羊群ノ模範トナルベキ者ナルコトヲ信認ス
 右連署證明候也
 年 月 日 署 名 印
 第十條 教區會議長及書記ノ與書調印シタル前條證明書ノ贈本ヲ日本聖公會ノ各監督ニ送致シ監督多數ノ同意ヲ得テ教區ノ選舉ヲ確定スルモノトス
 第十一條 教區會ノ選舉ニ同意スル監督ハ右證明書ヲ受ケテ後三十日以内ニ左ノ書式ニ從ヒ記名調印シテ之ヲ監督會議長ニ送致スベシ

承 認 書

教區監督我 今回成規ノ手續ニ從ヒ
 氏ガ 教區監督ニ當選シタリトノ通告ニ接シ右選
 舉ニ承認ヲ表シ且該當選者ノ聖別ニ依リテ愈我等ノ主
 イエスキリストノ教會ノ徳ヲ建テ益之ヲ擴張スルニ至
 ランコトヲ信ズ
 茲ニキリスト降世紀元 年 月 日
 ニ於テ署名捺印スル者ナリ
 監督 姓 名

第十二條 總會ニ於テ監督ヲ選舉セシ時ハ第九條ノ書式ニ
 從ヒ聖職信徒代議員ノ出席者及監督ノ多數ノ記名調印セ
 ル證明書ヲ監督會議長ニ差出スベシ
 第十三條 監督會議長ハ成規ノ證明書ヲ受ケタル時之ヲ
 當選者ニ通告シ其承諾ヲ得タル上日本聖公會三名ノ監督
 ニ依リテ聖別式ヲ行フベシ

第十四條 監督ニ任ズルハ滿三十年以上ノ者タルベシ
 第十五條 教區會ハ監督ノ直轄スベキ大聖堂ヲ設置シ教區
 ノ共同の禮拜ノ用ニ供スルコトヲ得
 大聖堂ノ維持法職員及其權限任期ニ關スル法則ハ教區會
 議ニ於テ之ヲ定ム

附 則

第一 本章ノ實施及監督教區ノ設置ハ總會ノ議決ニヨル
 第二 監督教區ノ設置ニ至ル迄法規第九章第一條ニ規定
 シタル地方部ヲ以テ監督ノ管轄區トス
 第三 本章ノ規定ニ從ヒ聖別シタル監督ナキ地方部ニ於
 テハ日本聖公會ト連接セル聖公會ノ監督之ヲ管轄スル
 者トス
 此場合ニ於テハ監督ハ法規第四章第九條ノ誓書或通テ
 總會議長ニ差出シ議長ハ其一通ヲ當該地方部常置委員
 長ニ送致スベシ

第四 本章第十五條ノ規定ハ地方部ニ大聖堂ヲ設置スル
 場合ニモ之ヲ準用ス教區ノ成立ニヨリ該地方部ヲ二分
 スル場合又ハ全部ヲ教區トスル場合ニハ地方部大聖堂
 ノ存廢移動ニ付當該教區會及地方會ノ決定ヲ要ス

第二章 常置委員

第一條 各地方部ニ常置委員ヲ置キ毎定期地方會ニ於テ之
 ヲ選舉シ其人員ヲ長老三名聖職志願者及傳道師ニアラザ
 ル信徒三名トス(地方ノ都合ニヨリ各二名トスルコトヲ
 得)

長老ノ中一名ハ監督之ヲ指名ス
 第二條 常置委員ノ職務ハ左ノ如シ
 第一 監督ヲ補佐スルコト
 第二 法規ノ定ムル所並ニ總會地方會ノ決議ニヨリテ生
 ズル事務ヲ處理スルコト
 第三 地方會閉會中ハ監督ト共ニ地方部ヲ代表スルコト

第四 監督ノ關位又ハ不在ノ時ハ該地方部ノ事務ヲ處理
 シ監督ノ特權ニ屬スルコトハ便宜他地方部ノ監督ニ其
 執行ヲ依頼スルコト

第三章 聖職候補生

第一條 凡ソ聖職候補生タラントスル者ハ敬虔神ニ事ヘ誠
 意人ヲ愛シ生涯身體主ニ獻グルノ決心アルコトヲ要ス
 第二條 聖職候補生タラントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス
 第一 年齡滿十八年以上ノ者
 第二 二年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者
 第三 中學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力アル者
 第三條 聖職候補生志願者ハ志願書ニ履歷書戸籍簿本健康
 診斷書並ニ所屬教會ノ長老及教會委員三分ノ二以上ノ記

名調印セル左ノ證明書ヲ添ヘテ監督及常置委員ニ各一通
チ差出スベシ

前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老一名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

志願者ヲ監督ノ認定シタル神學校ニ在學中ノ場合ニハ當
該校長及教授ノ連署ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ベシ

證明書

姓 名

右者日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉シ合開アル受聖
餐者ニシテ聖職候補生タルニ適當ノ資格ヲ備フル者ト
認定致候依テ此段證明候也

年 月 日 署 名

宛 名

第四條 常置委員ハ志願者ノ資格及健康ヲ審查シ適當ナ
ル者ト認ムルトキハ委員多數ノ連署ヲ以テ之ヲ監督ニ推
ス

薦ス可シ但不適當ト認メタル時ハ其理由ヲ監督ニ報告ス
ベシ

第五條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタル時第二條第三ノ
資格ヲ調査若クハ試験シ合格ト認ムルトキハ聖職候補生
タルコトヲ許可シ其姓名許可年月日證明書ニ連署シタル
長老ノ姓名ヲ聖職候補生名簿ニ記入シ同時ニ之ヲ本人ニ
通告スベシ

第六條 聖職候補生ハ神學校ニ入り若クハ監督ノ選任シタ
ル指導講師ニ就テ神學ヲ修ムベシ

第七條 指導講師ハ毎年聖職候補生學業ノ進歩及道德信仰
ノ情態ヲ監督ニ報告スベシ

第四章 聖職試験及任命

第一條 執事ノ按手ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス

第一 年齢滿二十一歳以上ノ者

第二 三年以上聖職候補生タル者

第三條 監督ハ第三章第四條ニ準ジタル推薦書ヲ受ケテ適
當ト認ムルトキハ試験委員ヲシテ左ノ科目ニヨリ口答及
筆答ノ試験ヲ行ハシムベシ

(一) 聖書大意 (二) 新舊約中特選セル二三書(可
成原語若クハ英語) (三) 日本聖公會祈禱書及其歴史

(四) 組織神學三信經大綱 (五) 教會歴史及教會政
治 (六) 教會學 (七) 基督敎證據論 (八) 基督
教倫理 (九) 說教 (十) 論理學 (十一) 心理學

(十二) 社會學 (十三) 哲學史 (十四) 新約希臘
語

但監督ハ常置委員ノ同意ヲ得テ第六已下ノ科目ニ就テ
省略スル事ヲ得、又其他ノ科目ニ就テモ監督ニ於テ執
事試験合格者ト同等以上ノ學識ヲ有スル者ト認メタル
時ハ常置委員ノ同意ヲ得テ之ヲ省略スルコトヲ得ベシ

第四條 監督ハ試験終了ノ後合格者ト認ムルトキハ之本
人及常置委員ニ通告スベシ

第三 一年以上傳道ニ從事シタル者

但第二第三ニ就テハ監督及常置委員合意ヲ以テ其期限
ヲ伸縮スルコトアルベシ

第二條 執事ヲ志願スル者ハ志願書ニ長老二名(一名ハ牧
師)及所屬教會委員三分ノ二以上ノ連署シタル左ノ證明
書ヲ添ヘ監督及常置委員へ各一通ヲ差出スベシ

前項ノ證明者ヲ得ル能ハザル場合ニハ長老二名受聖餐者
六名ノ連署ヲ要ス

證明書

姓 名 年 齡

右ハ敬虔誠實ニシテ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉
シ執事タルベキ適當ノ資格ヲ備フル者ト認定致候依テ
此段證明候也

年 月 日 署 名

宛 名

第五條 試験合格者ニシテ二年以上招聘ノ契約書ヲ受ケタ
 ル時監督ハ時日ヲ定メテ按手ヲ施スベシ
 第六條 長老ノ按手ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス
 第一 年齢満二十四歳以上ノ者
 第二 一年以上執事ノ職ニ在ル者
 但特別ノ理由アル者ハ監督常置委員合意ヲ以テ第二項
 ノ期限ヲ短縮スルコトアルベシ

第七條 長老ヲ志願スル者ニハ本章第二條乃至第五條ヲ準
 用ス

第八條 凡テ執事若クハ長老ノ職ニ任命セラレル者ハ按手
 式ニ先チ左ノ誓書ニ記名調印シテ監督ニ差出スベシ

誓書

我舊新約聖書ハ神ノ言ニシテ救拯ヲ得ルノ要道ヲ悉ク
 載セタル者ト信ズ又謹テ日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ
 遵奉スルコトヲ誓約ス

年 月 日 姓 名

第九條 日本聖公會ト連接スル聖公會監督ノ按手シタル聖
 職ニシテ日本聖公會ニ在テ其職ヲ行ハント欲フル者ハ左
 ノ誓書ヲ其屬ス可キ地方部ノ監督及常置委員ニ差出シ監
 督ノ認可ヲ受クベシ

誓書

我日本聖公會ノ法憲法規ニ服従スルコトヲ約ス

年 月 日 署 名

第十條 聖職ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ志願書ニ
 前任地方監督ノ證明書ヲ添ヘテ轉任地方ノ監督ニ差出シ
 其認可ヲ得ベシ

第五章 傳道師

第一條 傳道師ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ要ス
 第一 年齢満二十歳以上ノ者
 第二 二年以上聖公會ニ在テ令聞アル受聖餐者タル者

教訓シ未信徒ニ傳道スル認可ヲ與フルコトヲ得

第七條 傳道師、傳道師補ハ祈禱書ノ規定ニ從ヒ早晚禱、
 嘆願、病者訪問式、埋葬式、洗禮志願式ヲ司ルコトヲ得
 ベシ

第八條 傳道師、傳道師補ハ監督ノ定メタル長老ノ指揮ヲ
 受ケ勤務ノ報告ヲ爲スベシ

第九條 婦人傳道師又ハ同傳道師補ヲ任用スル資格及手續
 ハ第一條第二條第六條ノ例ニ準ズ

第十條 婦人傳道師、同傳道師補ハ監督ノ定メタル管理者
 ノ指揮ヲ受ケ婦人小兒ノ間ニ勤務スベシ

第十一條 傳道師ニシテ他地方部ニ轉任スル場合ニハ法規
 第四章第十條ヲ準用ス

第十二條 傳道師ヲ懲戒免職ニ處シタル時ハ監督ハ其姓名
 ヲ各監督ニ通知スベシ

但シ特別ノ理由アルトキハ監督常置委員同意ノ上右期
 限ヲ短縮スルコトアルベシ

第三 聖書、祈禱書、信經、教會史、教會政治、證據論
 ノ大意ニ通ズル者

第二條 志願者ハ志願書ニ履歷書并ニ所屬教會長老及委員
 三分ノ二以上若クハ受聖餐者三名ノ連署セル證明書ヲ添
 ヘ監督及常置委員へ各一通ヲ差出スベシ

第三條 常置委員ハ右ノ志願書ヲ受ケタル後第三章第四條
 ノ手續ヲ準用スベシ

第四條 監督ハ常置委員ノ推薦ヲ受ケタルトキ志願者ノ資
 格ヲ調査シ適當ト認ムルトキハ時日ヲ定メ認可式ヲ行フ
 ベシ

第五條 第六章第七條ノ手續ヲ經タル傳道師ハ假牧師タル
 コトヲ得ベシ

第六條 第一條第三項所定ノ試験ヲ經ザルモノト雖監督ニ
 於テ適當ナリト認ムルトキハ之ヲ傳道師補ニ任シ信徒ヲ

第六章 教會

第一條 教會ト稱スベキ會衆ハ左ノ資格ヲ要ス
 第一 一定時公禱式ヲ行フ爲メ禮拜堂若クハ假會堂ヲ有スルコト
 第二 牧師又ハ執事タル假牧師ヲ有スルコト
 第三 現在受聖餐者二十名以上ヲ有スルコト
 第二條 教會ヲ組織セントスル會衆ハ其事實ヲ具シタル願書ニ通テ監督及常置委員ニ差出シ監督ノ認可ヲ受クベシ
 第三條 第一條ノ資格ヲ備ヘザル會衆ニシテ定期ノ禮拜ヲ爲サントスルモノハ監督ノ許可ヲ經テ准教會ト稱ス
 前項ノ准教會ニハ教會ニ關スル條規ヲ準用ス
 第四條 第一條又ハ第三條ニ該當セザル會衆ハ最寄教會ニ屬スルコトヲ要ス
 第五條 傳道又ハ禮拜ノ場所ヲ新設若クハ移轉セントスル場合ニハ監督ノ認可ヲ受クベシ

第六條 教會ニシテ第一條ノ資格ヲ缺キ容易ニ恢復シ能ハザル場合又ハ他ニ正當ノ理由アル時ハ監督ハ常置委員ノ協議ヲ經テ前條ノ認可ヲ取消スコトアルベシ
 前項ノ取消ヲ受ケタル會衆ニハ第三條又ハ第四條ヲ適用ス
 第七條 教會ニ於テ牧師ヲ招聘セントスルトキハ教會委員先ツ該教會受聖餐者ト協議ノ上候補者ヲ定メ推薦書ニ招聘契約書ヲ添ヘ常置委員ヲ經テ監督ニ差出シ其認可ヲ請フベシ
 第八條 禮拜堂ノ聖別ヲ要スル時ハ地所建物其他附屬物件ノ目錄ヲ製シ登記簿本若クハ公正證書ヲ以テ負債ナキコトト永ク日本聖公會ノ所有ニ屬スルコトヲ證明シ常置委員ヲ經テ監督ニ出願スベシ
 第九條 聖別スルコト能ハザル建物ヲ禮拜ノ用ニ供セントスル教會ハ前條ノ手續ヲ適用シテ禮拜堂ノ認可ヲ受クルコトヲ得

第七章 牧 師

第十條 禮拜堂ハ日本聖公會ノ制規ニ從ヒ全能ノ神ニ奉事スルノ外普通ノ用ニ供スルヲ得ズ、但シ附屬寮室ハ此限ニ非ズ
 第十一條 禮拜堂及敷地ハ監督及常置委員ノ許可アルニ非ザレバ所有權使用權ノ異動又ハ質入書入ヲ爲スコトヲ得ズ
 第一條 教會ノ牧師ヲ長老トス長老ナキ教會ニ於テハ執事又ハ傳道師ヲ以テ假牧師ト爲シ監督ノ指定セル長老ノ管理ヲ受ケ牧師ノ職ヲ行ハシムルコトヲ得ベシ
 第二條 牧師ハ勉メテ其教會員ニ聖書日本聖公會祈禱書公會問答法憲法規ヲ教ヘ又主日聖日齋日ヲ守ルコトヲ勤ムベシ
 第三條 定時公禱ニハ日本聖公會祈禱書ヲ用フベシ
 監督ハ特殊ノ場合ニ於テ臨時祈禱ヲ制定シ其必要ノ存ス

ル間使用セシムルコトヲ得ベシ
 第四條 牧師ハ資格ナキ者ヲシテ公禱諸式ヲ執行セシムカラズ
 資格アル者ノ臨席セザル時ニ受聖餐者ニ早晚禱嘆願ヲ執行セシムルハ此限ニアラズ
 第五條 牧師ハ其教會ニ備アル信徒教籍並ニ聖洗式、信徒按手式、受聖餐者、信徒、婚姻、埋葬、公禱及説教、教育、慈善等ニ關スル記録ヲ整理シ毎年一月監督ノ示定シタル報告ヲナスベシ
 第六條 信徒又ハ洗禮志願者ニシテ轉住スル者アル時牧師ハ左ノ照會狀ニ教籍ヲ添ヘ一ヶ月以内ニ轉住地又ハ其附近教會ノ牧師ニ送達スベシ、但シ一時寄留ノ場合ニハ(内ノ文字ヲ除ク)
 (書式)
 姓 名
 右ハ當教會ノ信徒「洗禮志願者」ニ有之候處今般

雷地ニ轉任致候ニ付テハ貴教會諸兄姉ノ御親愛ト殊ニ牧師ノ御教導ニ委テ度候間(入籍方)可然御取計被成下度候也

年 月 日

牧 師
委員總代

名 宛

第七條 轉會狀ヲ受理シタル教會ノ牧師ハ一週間以内ニ入籍手續ヲ了シ左ノ通知書ヲ出スベシ

姓 名

去何月何日附テ以テ御送達ニ相成候右教籍並ニ轉會狀正ニ領收仕リ候何月何日入籍手續ヲ了シ候間此段及御通知候也

年 月 日

牧 師
委員總代

名 宛

第八章 教會委員

第一條 教會ノ受聖餐者ハ毎年十二月傳道師又ハ傳道師補ニ非ザル成年受聖餐者中ヨリ翌年度委員三名以上ヲ選舉スベシ

新ニ教會ヲ組織スルトキハ臨時選舉ヲ行ヒ關員ヲ生ジタル時ハ少クモ二週間内ニ補闕選舉ヲ行フベシ

第二條 牧師ハ選舉長トシテ委員ト共ニ事務ヲ管理シ當選者ノ姓名ヲ教會ニ揭示シ且翌年一月十五日迄ニ監督並ニ常置委員ニ報告スベシ

第三條 教會委員會ハ牧師並ニ教會委員ヲ以テ組織シ少クモ毎月一回開會スベシ

第四條 委員會ハ牧師之ヲ召集シ教會ノ會計庶務其他平安進歩ニ關スル事項ヲ協議ス

第五條 牧師ハ職務上委員會ノ議長タルベシ

但牧師闕席スルトキハ委員中ニテ議長ヲ互選スベシ

第六條 執事又ハ傳道師ノ假ニ司牧スル教會委員會ニ管理長老^{デラコ}出席スルトキハ長老自ラ議長トナルベシ

第七條 教會委員ハ信徒ヲ代表シ法規ノ規定總會及地方會ノ決議ニ基キタル事項及委員會ノ決議セル左ノ職務ヲ行フ

- 一 會計及庶務
- 二 教會所屬ノ書類及器物ノ保管
- 三 建物ノ營繕修理及維持ニ關スル事務
- 四 牧師ノ推薦

第九章 地方會

第一條 日本聖公會ハ全國ヲ分テ左ノ八地方部トシ各地方部ニ地方會ヲ開ク

北東京地方部 南東京地方部 中部地方部 京都地方部

大阪地方部 九州地方部 東北地方部 北海道地方部

第二條 地方會ハ地方部内ノ聖職假牧師タル傳道師及信徒代議員ヲ以テ組織ス

第三條 聖職又ハ假牧師タル傳道師ハ職務上議員トシテ地方會ニ列ス

第四條 信徒代議員ハ地方部内各教會ニ於テ受聖餐者ノ投票ヲ以テ傳道師又ハ傳道師補ニ非ザル成年受聖餐者中ヨリ選舉スル者トス選出ノ定員ハ左ノ如シ

- 一 受聖餐者二十名以上ノ教會一名
 - 一 同 六十名以上ノ教會二名
- 但數個所ノ准教會聯合シテ受聖餐者二十名以上ノ員數ヲ得ルトキハ一名ノ代議員ヲ出スコトヲ得ベシ

第五條 地方會ハ毎年一回監督之ヲ召集ス
監督ハ常置委員ト商議ノ上隔年又ハ二年置ニ或ハ臨時ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第六條 地方會議長ハ該地方部監督トス

監督閣席スル時ハ地方會ニ於テ長老ノ中ヨリ議長ヲ選舉スベシ

第七條 地方會ハ定期會ニ於テ次回地方會ノ書記會計各二名ヲ選舉ス書記會計ハ次回地方會ノ召集ヲ告示サレタル時ヨリ其事務ヲ開始スルモノトス

第八條 地方會ニ於テハ聖職信徒可否ノ決ヲ共ニスルモノトス

聖職二名若クハ信徒二名ノ請求アルトキハ之ヲ別ニスルコトヲ得

第九條 地方會ノ職務及權限ハ左ノ如シ

- 一 地方部内教會ノ平安進歩ニ關スル職事
- 二 日本聖公會傳道局支部教會資金局ノ設置及管理
- 三 常置委員其他諸委員ノ選舉
- 四 地方會細則議定
- 五 總會代議員ノ選舉

附 則

一 聖職代議員ハ各地方部五名トシ地方會出席ノ聖職

之ヲ選舉ス

二 信徒代議員ハ聖職代議員ト同數トシ部内教會ヨリ選出セル候補者中ヨリ地方會出席ノ信徒之ヲ選舉ス

第十條 各地方部ハ便宜ニ從ヒテ若干ノ傳道區ニ分ツコトヲ得ベシ

傳道區ニハ監督ノ指名ニヨリ傳道管理長老一名ヲ置ク

傳道區會ハ隨意ニ開クコトヲ得ベシ

第十章 結婚

第一條 結婚セントスル者ハ豫メ其意ヲ牧師ニ通告シテ祈禱書規定ノ預告ヲ請フベシ若シ當事者ノ一名(又ハ双方共ニ)屬セザル教會ニ於テ式ヲ舉ゲント欲スル時ハ其結婚ニ故障ナキ證明書ヲ各自己ノ牧師ヨリ受ケ司式聖職ニ差出スベシ

但監督又ハ監督ヨリ委任サレタル者ノ許可アルトキハ此限ニアラズ

第二條 當事者ハ三日以前ニ國法ニ從ヒ結婚届書ヲ調製シ之ヲ司式聖職ニ差出スベシ

但既ニ届出テ了リタル者ハ戶籍謄本ヲ差出スベシ

第三條 聖職ハ式後直ニ結婚簿ニ當事者ノ原籍住所年齢籍父母ノ姓名執行場所及ビ年月日ヲ記入シ當事者並ニ二名ノ立合人ヲシテ署名セシメ自ラ之ニ記名調印シ其謄本ヲ當事者ニ交付スベシ

第四條 當事者ハ式後速ニ結婚届書ヲ戶籍吏ニ差出シ其旨司式聖職ニ通報スベシ

(本章第五條已下未定)

第十一章 懲 戒

第一節 監督懲戒

第一條 監督ハ左ノ諸項ニ對シ告訴セラルベシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行爲

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ憲法規ニ違犯シタル行爲

四 按手式ノ誓約ヲ破ル事

第二條 前條ノ告訴ニハ聖職又ハ成年受聖餐者七名以上ノ連署シタル親展書ヲ用フベシ其内三名以上ハ被告監督ノ教區ニ屬スル長老タルベシ

第三條 告訴狀ハ總會議長ニ提出スベシ

議長自ラ原告若クハ被告ナルカ又ハ被告監督ニ血族姻族ノ關係アル場合ニハ在職監督中以上ノ關係ナキ先任監督ニ提出スベシ

第四條 告訴狀ヲ受理シタル監督ハ審判長トナリ原告被告ニアラザル在職諸監督ヲシテ被告教區ニ屬セザル長老中ヨリ七名ノ豫審委員ヲ選舉セシムベシ

第五條 審判長ハ時日ヲ定メ被告ノ教区内ニ豫審事務所ヲ設ケ豫審委員會ヲ召集シ各委員ニ告訴狀ノ謄本一通ヲ交

付シ被告ニ其旨ヲ通知スベシ

但シ豫審委員會ハ五名ヲ定數トス

第六條 豫審委員ハ互選ヲ以テ委員長及ビ書記二名ヲ定ム

第七條 豫審委員會ハ秘密會トシ原告ノ提供スル證據ヲ調査シ被告ヲ審判ニ付スベキ十分ノ理由アリヤ否ヤヲ決定スベシ出席委員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由アリト認ムルトキハ該委員ノ記名調印シタル親展書ヲ調製シ直チニ之ヲ審判長ニ提出シ審判長ハ其臚本ヲ被告監督ニ送達スベシ

第八條 出席員ノ多數ニシテ被告ヲ審判ニ付スベキ理由ナシト認ムルトキハ該委員ハ其旨ヲ記載セシ證明書ヲ調製シ之ヲ審判長ニ提出スベシ審判長ハ直ニ其旨ヲ原被告ニ通知スベシ而シテ更ニ證據トナルベキ新事實生シタルニヨリ審判長ハ之ヲ再審スベキ必要アリト認ムルニ非ザレバ該告訴ニ關シテハ何等ノ處置ヲモ執ルコトヲ得ズ

第九條 審判長ハ豫審委員會ヨリ第七條ノ親展書ヲ受理シタルトキ日時及ビ場所ヲ定メ被告ト血族姻族ノ關係ナキ在職監督ヲ招集シ審判廷ヲ構成シ同時ニ原被告兩告ヲ召喚スベシ

第十條 被告ニシテ審判廷ノ正當ト認ムル理由ナクシテ出廷スル事ヲ怠リ或ハ拒ムトキハ該審判廷ハ缺席ノ儘審判ヲナスベシ

第十一條 審判廷ハ原被告兩告及ビ證人ノ陳述ヲ聞取リタル後一切ノ調查ヲ作リ之ヲ讀ミ聞カセ捺印セシメ原被告兩告及ビ證人ヲ退廷セシメ被告ノ有罪無罪ヲ判別スベシ

第十二條 審判廷ニ於テ被告ヲ有罪ト認メタル時ハ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了シ其臚本ヲ被告ニ交付シ抗辯ノ機會ヲ與フベシ抗辯ノ期間ハ二週間トス期限内ニ抗辯ナキ時ハ該判決ヲ以テ最後ノ宣告トス

第十三條 前條ノ抗辯アル場合ニハ審判長ハ更ニ審判廷ヲ開キ審議ノ上更ニ判決文ヲ作製シ審判長ノ記名調印ヲ了

二 日本聖公會ノ教理ニ背キタル言行

三 日本聖公會ノ法憲法規ニ違犯シタル行為

四 按手式ノ誓約ヲ破ル事

第二十條 前條ノ告訴ニハ成年受聖餐者三名長老二名以上ノ連署シタル親展書ヲ用フベシ

第二十一條 聖職審判廷ノ構成ハ左ノ規定ニヨルモノトス
一 監督ハ指名ヲ以テ長老二名ヲ豫審委員トシ告訴ノ性質及理由等ヲ審査シ之ヲ報告セシム

二 監督ハ豫審委員ノ報告ヲ檢閲シ告訴ヲ受理スベキ理由アリト認ムルトキハ日本聖公會ノ長老ニシテ原被告兩告ト血族姻族ノ關係ナク又執レノ黨與ニモアラザル者五名ヲ豫選シ之ヲ被告ニ通知スベシ

三 被告ハ通知ヲ受テヨリ一週間已内ニ豫選者中二名ヲ忌避スルコトヲ得

四 監督ハ忌避セラレザル長老中ヨリ審判委員三名ヲ任命シ内一名ヲ委員長トシテ審判廷ヲ構成セシム

シ其臚本ヲ被告ニ交付スベシ

被告ハ之ニ對シテ抗告訴ルコトヲ得ズ

第十四條 有罪者ニ下ス宣告ハ譴責、停職、免職ノ三種トス

第十五條 審判廷ニ於テ停職又ハ免職ノ宣告ヲ下ス時ハ日本聖公會ニ連接スル諸監督及ビ被告監督ノ教區ニ屬スル聖職及教會ニ其旨ヲ通知スベシ

第十六條 教區ヲ有セザル監督ニ對スル告訴ハ該監督ノ住居スル教區ノ監督ト同一ノ手續ニ依ルモノトス

第十七條 監督ニ停職ノ宣告ヲ下ストキハ該宣告文ニ其停職ノ期間ト其復職後ニ關スル條件トヲ明記スベシ

第十八條 監督ニ免職ノ宣告ヲ下ストキハ全ク聖職タル職位ヲ剝奪スルモノトス

第二節 長老 執事 懲戒

第十九條 長老 執事 ハ左ノ諸項ニ對シテ監督ニ告訴セラルベシ

一 犯罪并ニ不道德ノ行為

五 審判委員ノ補缺ヲ要スル場合ノ生シタルトキハ監督ハ補缺人員ニ倍スル多數ノ長老ヲ豫選シ本條第二第三第四項ノ規定ニ從テ任命スベシ

第二十二條 審判廷ノ構成ヲ了シタルトキハ監督ハ委員長及委員ノ氏名ヲ原被兩告ニ通知スベシ

第二十三條 委員長ハ委員ト合議ノ上第一回審判ノ時日及場所ヲ定メ開廷ニ週間前ニ之ヲ原被兩告ニ通知シ同時ニ告訴狀ノ謄本一通ヲ被告ニ送達スベシ

第二十四條 被告ニシテ第一回審判前ニ服罪ヲ表シ監督ニ自白スルトキハ監督ハ豫審委員ニ諮問シテ直ニ宣告ヲ下シ審判廷ヲ解散スベシ

第二十五條 第二回已後ノ審判時日會場ハ委員會之ヲ定ム本條ニ關スル通知ハ三日以前ニ於テスベシ毎日引續キ開廷スルトキハ此限ニアラズ

第二十六條 審判委員長ハ事實及證據取調及原被對審ヲ了シ双方ニ申立ルコトナキニ至リテ一切ノ調書ヲ作り之ヲ

原被兩告ニ讀聞セ末尾ニ記名捺印セシメ且自ラ委員ト共ニ記名調印シテ之ヲ監督ニ差出シ且之ニ對シテ下スベキ宣告ヲ記シ理由ヲ附シテ報告スベシ

第二十七條 前條ノ調書讀聞ノ際原告又ハ被告ハ一部ノ訂正ヲ申立ルコトヲ得ベシ

訂正ノ許否ハ審判委員會ノ定ムルモノトス委員長ハ許否ニ拘ラズ訂正申立ノ件ハ一々監督ニ報告スベシ

第二十八條 監督ハ調書及報告書ヲ檢閲シ一週間内ニ宣告ヲ下スベシ此宣告ハ審判委員會ノ申請セル宣告ヨリ重クスルコトヲ得ズ

第二十九條 原告又ハ被告ニシテ監督ノ宣告ニ不服ナルトキハ之ヲ監督會ニ上告シ其判決ヲ乞フコトヲ得

監督會ノ判決ハ最高判決トス

監督會審判ノ細則ハ監督會議ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 有罪者ニ下スベキ宣告ハ證實、停職、及免職ノ三種トス

第三十一條 監督ニシテ正當ノ理由アリト認ムルトキハ第二十二條ノ告訴ヲ待テ直ニ豫審委員ヲシテ事實ヲ調査セシメ第二十一條已下ノ手續ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 聖職ニシテ辭職ヲ申出ルモノアルトキハ監督ハ長老二名以上ノ陪席ヲ求メ辭任ヲ聽許シ日本聖公會聖職名簿ヨリ除名シ理由ヲ附記シ之ヲ各監督ニ通知スベシ

第三十三條 前條ノ辭職ニシテ滿五年ヲ經過シタル後復職ヲ志願スル時ハ其辭職ヲ聽許シタル監督又ハ其後任者ニ復職ノ申請ヲナスベシ

前項ノ申請ヲ受ケタル監督ハ其教區ニ隣接スル二教區ノ監督ト共ニ申請ノ理由ヲ諮議シタル後復職ヲ許可シタルトキ之ヲ其聖職名簿ニ登錄シ各監督ニ通知スベシ

第三節 信徒懲戒

第三十四條 信徒ニシテ罪惡ヲ行ヒ若クハキリストノ道ヲ拒ム者アルトキハ長老ハ假ニ其陪審ヲ禁シ二週間以内ニ其事情及意見ヲ監督ニ具申スベシ

第三十五條 監督ニシテ長老ノ申請ニヨリ調査シタル上陪審禁止又ハ退會ヲ命ズベキ者ト裁定シタルトキハ先ヅ被告ノ望ニ任セ口頭若クハ書面ヲ以テ自ラ辯護スル時機ヲ與フベシ

第三十六條 陪審ヲ禁ズルトキ監督ハ宣告文ヲ長老ニ下付シ長老ハ信徒二人以上ノ前ニ於テ之ヲ讀聞スベシ

退會ヲ命ズルトキハ監督ハ長老ヲシテ其宣告文ヲ公禱ノ席ニ於テ朗讀セシムベシ

第三十七條 陪審禁止又ハ退會ヲ命セラレタルモノニシテ悔改ノ實ヲ表シ復會又ハ復會ヲ願出ルトキハ長老ハ其事實及意見ヲ具シテ監督ニ申出テ其裁可ヲ請フベシ痛悔者ニシテ死ニ臨ミタル場合ハ長老ハ監督ノ指揮ヲ待ズシテ聖餐ヲ施スコトヲ得

復會又ハ復會ノ手續ハ第三十六條ノ例ニ準ズ

第十二章 祈禱書及大綱

第一條 總會ニ於テ公認シタル祈禱書及大綱ヲ正本トシ總會ノ選舉シタル三名ノ正本保管委員ニ託シテ之ヲ管理セシム

第二條 前條ノ正本ヲ標準トシテ印刷シタル祈禱書及大綱ハ其出版以前ニ之ヲ正本保管委員ニ差出シ檢閲濟ノ證印ヲ請フニアラザレバ日本聖公會ノ公認シタル祈禱書及大綱トシテ使用スルコトヲ得ズ

第三條 正本保管委員ハ正本ヲ保管シ其正確ヲ保護スルコトヲ務ムルモノトス

第四條 正本保管委員ハ祈禱書等ノ版權ヲ所有シ其書ノ全部又ハ幾部ノ出版ヲ許サスルノ權ヲ有ス

第十三章 會計検査委員

第一條 會計検査委員ハ三名乃至五名トシ定期總會ニ於テ

總會議長之ヲ指名ス

但シ教務院各局長理事ノ中ヨリ之ヲ選任セズ

第二條 會計検査委員ハ毎年四月一日ヨリ同十五日迄ノ間ニ於テ法規及ビ總會ノ決議ニ依ル總會ノ會計事務ヲ検査スルモノトス

但シ委員ノ必要ト認メタル時ハ總會議長ノ許可ヲ得テ臨時其検査ヲナスコトヲ得

第三條 會計検査ハ各會計ノ收支ノ豫算ト照合シ出納ヲ精査シ當該會計ニ承認ヲ與フベシ

第四條 總會ニ報告スル各種ノ會計報告ハ總會會計検査委員ノ検査ヲ經タルモノタルベシ

第十四章 通則

第一條 凡ソ會議ハ正當ニ召集シタル代議員又ハ委員ノ過半数ヲ得ルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

確定議ニ於テハ必ず出席者過半数ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第二條 凡テ法規法規ニ於テ受聖餐者ト稱スル者ハ一年一回以上聖餐ニ陪シタル者ヲ云フ

第三條 年度ハ一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第四條 總會地方會ノ代議員ハ次回定期議會マテ其資格ヲ繼續スルモノトス但シ他ノ地方部ニ轉籍シタルトキハ其資格ヲ失フモノトス

第五條 日本聖公會諸委員及代議員ノ補闕ハ左ノ規定ニヨル

- 一 總會ニ於テ選任シタル委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ總會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 二 地方會ニテ選任シタル諸委員ノ補闕ハ當該委員ニ於テ補闕員ヲ選舉シ地方會議長ノ承諾ヲ請フベシ
- 三 代議員教會委員等ノ補闕ハ補充員ヲ豫選シタル場合ノ外新ニ各選舉手續ニヨルベシ

附 錄

○各地方部區劃

- 一、北東京地方部 東京府ノ一部、埼玉縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣。
 - 二、南東京地方部 東京府ノ一部、千葉縣、神奈川縣、靜岡縣、山梨縣。
 - 三、中部地方部 愛知縣、岐阜縣、長野縣、新潟縣。
 - 四、京都地方部 京都府、大阪府ノ一部、奈良縣、和歌山縣、三重縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣。
 - 五、大阪地方部 大阪府ノ一部、兵庫縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣。
 - 六、九州地方部 福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣。
 - 七、東北地方部 福島縣、宮城縣、巖手縣、青森縣、秋田縣、山形縣。
 - 八、北海道地方部 北海道、樺太。
- 但シ東京市及大阪市ニ接續セル郡ハ市内ニ準シ地方部ノ區域ヲ設ケズ

書式第一號

諸書式 (本會式ハ第九條ノ旨ニ依リテ日本
聖公會ノ事務ニ於テ制定セラルル也)

聖職候補生志願書

何教會受聖餐者

何 生 年 月 日 某

私儀法規第三章第一條ノ趣旨ニ基キ日本聖公會聖職候補
生ヲ志願致候ニ付御許可相成度履歷書戸籍謄本健康診
書及證明書相添此段相願候也

現住所

右 何 某

年 月 日
監督宛 各通
常置委員宛 各通

書式第二號

執事志願書

聖職候補生

何 某

私儀日本聖公會執事ヲ志願致候ニ付別紙履歷書證明書及
健康診断書相添此段相願候也

現住所

何 生 年 月 日 某

右者日本聖公會ノ教理訓誡拜式ヲ遵奉シ二年以上聖公會
ニ在リテ令聞アル受聖餐者ニ付傳道師タルベキ資格ヲ具
フル者ト認定致候仍テ此段證明候也

何教會

教會委員 何 某

年 月 日

長 老 何 某

監督宛 各通
常置委員宛 各通

書式第五號

教會組織願

所在地

日本聖公會(何)講義所

右ハ法規第六章第一條ニヨリ教會ヲ組織シ日本聖公會
(何)教會ト稱シ度候ニ付御認可被成下度左記事項ヲ具シ
此段相願候也

- 一、禮拜堂(又ハ假會堂)
- 一、牧師
- 一、現在受聖餐者

壹 所 何 某 名

年 月 日

右 何 某

監督宛 各通
常置委員宛 各通

書式第三號

傳道師志願書

何教會受聖餐者

何 某

私儀日本聖公會傳道師ヲ志願致候ニ付別紙履歷書證明書
及健康診断書相添此段相願候也

現住所

右 何 某

年 月 日
監督宛 各通
常置委員宛 各通

書式第四號

傳道師志願證明書

何教會受聖餐者

何 生 年 月 日 某

以上

受聖餐者 何 某

長 老 何 某

年 月 日

監督 通

(一)教會組織ニ際シ教會委員ノ臨時選舉ヲ行ヒタル場合ニハ牧師又ハ管理長老ヨリ教會
委員ノ當選届(二)開牧師又ハ假牧師地屬ニ付テハ其推薦書(三)開禮拜堂ノ御別及ハ認可
ヲ願フ場合ニハ禮拜堂監督別願又ハ其二派シタル認可願ヲ、右同時ニ提出スベシ

書式第六號

准教會組織願

名稱

所在地

最近教會ヘノ距離

禮拜堂若ハ假會堂

教會擔當者

現在受聖餐者數

右法規第六章第三條ニ依リ准教會タルコト御許可被成下
度此段願上候也

(聖職、傳道師ノ姓名)

年月日

何々會衆代表者 何 某
同 管理長老 何 某
監督宛

書式第七號

傳道地及禮拜場開設願

一 所在地
一 最近教會者ハ傳道地へノ距離
一 布教擔當者 (聖職、傳道師姓名)
一 何々教會所屬者ハ特設
右肩書之通今般傳道開始致シ度ニ付(別紙ノ通り最寄教會ノ承諾書相添ヘ)此段願上候也
年月日
監督宛 長老 何 某

牧師推薦書進達願

長老(又ハ牧師) 何 某
右者當教會受聖職者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)ニ推薦致候間御詮議ノ上別紙推薦書及招聘契約書監督へ御進達相成度此段相願候也

年月日

常置委員宛

教會 何 某
教會委員 何 某

書式第九號

牧師推薦書

長老(又ハ牧師) 何 某
右者當教會受聖職者協議ノ上當教會ノ牧師(又ハ假牧師)ニ推薦致候間御認可相成度此段相願候也
年月日
監督宛 教會委員 何 某

書式第十號

招聘契約書

(招聘ノ年限アル場合ニハ(牧師トシテ)ノ下ニヘ向何年限ト記入スベシ)
長老(又ハ牧師) 何 某
右者今般當教會ニ於テ牧師(又ハ假牧師)トシテ招聘致候ニ付テハ俸給月額金額何圓ニ對シ毎月其全額(又ハ金額圓)ヲ教會資金局ニ出金可致候尤モ金額ノ儀ハ教會資金局ノ意見ト當教會ノ都合トニ從ヒ漸次増加可致候仍テ契約書如件
年月日
何教會
教會委員 何 某
監督宛 (各員 某某)

年月日

教會委員總代 何 某

牧師(又ハ牧師) 何 某

常置委員宛

(建物ノ所有者ヲ異ニスル場合ニハ) 何 某
(ハ該所有者ノ推薦ヲ願ス)

書式第十二號

禮拜堂聖別願

一、何々(建物ノ種類)
右禮拜堂トシテ設備致シ候ニ付聖別式御舉行相成度法規第六章第八條ニヨリ別紙書類相添此段相願候也
年月日
何教會
教會委員總代 何 某
牧師(又ハ牧師) 何 某
監督宛 (建物ノ所有者ヲ異ニスル場合ニハ) 何 某
(ハ該所有者ノ推薦ヲ願ス)

書式第十一號

禮拜堂聖別願書進達願

一、何々(建物ノ種類)
所在地
右禮拜堂トシテ設備致シ聖別式舉行相願候ニ付テハ御詮議ノ上別紙願書及書類監督へ御進達相成度此段相願候也
何教會

書式第十三號

教會委員當選屆

住所

何 某

右者法規第八章第一條ニヨリ教會委員ニ當選致シ候間此段及御屆候也

年月日

何教會

何 某

監督宛

各通

書式第十四號

教會委員補缺屆

住所

何 某

右ハ今般教會委員何某何々ニヨリテ辭職(又ハ就職等)致候ニ付テハ其補缺トシテ法規第八章第一條第二項ニヨリ教會委員ニ當選致候間此段及御屆候也

年月日

何教會

何 某

書式第十五號

監督宛

各通

何教會(又ハ何々……聯合)

右信徒代議員ニ當選致候間此段及御屆候也

年月日

何教會(又ハ何々……聯合)

何 某

地方會議長宛

書式第十六號

地方會信徒代議員證明書

何教會(又ハ何々……聯合)

受聖餐者何名ノ選出

何 某

右地方會代議員タル事ヲ證明候也

何教會(又ハ何々……聯合)

何 某

書式第十七號

總會代議員當選屆

何地方部選出

何 某

右日本聖公會第何總會代議員ニ當選致候間此段及御屆候也

年月日

何教會

何 某

總會議長宛

同

何 某

右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障ヲモ申立ツル者無之候此段證明候也

書式第十八號

總會代議員證明書

何地方部選出

何 某

書式第十九號

結婚豫告證明書

本籍

現住所

何教會信徒

何 某

右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障ヲモ申立ツル者無之候此段證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右日本聖公會第何總會代議員タルコトヲ證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右地方會代議員タル事ヲ證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障ヲモ申立ツル者無之候此段證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右日本聖公會第何總會代議員タルコトヲ證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右者何教會信徒何某ト結婚セントスルニ付テハ當教會ニ於テ規定ノ豫告ヲ致候處何等ノ故障ヲモ申立ツル者無之候此段證明候也

年月日

何教會

何 某

同

何教會

何 某

右地方會代議員タル事ヲ證明候也

年月日

何教會

何 某

諸決議

日本聖公會總會及日本聖公會教務院(舊教務局)ニ於テ決議セシモノニシテ全般ニ行ハルモノノ概要

●禮拜用服装ノ件(第四總會決議)

現今使用スル白衣(サーブリス)ヲ日本聖公會禮服ト定ム

●聖書主日案(第七總會決議)

降臨節第二主日ヲ聖書主日トシ之ガ爲ニ説教シ當日ノ信禮

ヲ聖書會社ヘ寄附スルコトヲ獎勵スルコト

●祈禱書ノ一部印刷ノ件(第七總會決議)

祈禱書ノ一部ヲ印刷セントスルモノハ豫メ祈禱書ニ關スル各委員ノ許可ヲ受クベシ

●傳道開始ニ於テノ注意(第七總會決議)

第七總會ハ日本聖公會所屬ノ教會又ハ講義所ノ既ニ存在ス

ル市町村内ニ於テ新タニ傳道ヲ開始セントスル傳道會社又ハ教會ガ其開始前豫メ監督常置委員及ビ傳道ヲ開始セントスル場所ニ最モ近キ教會ノ承諾ヲ得ルチ至當ノ行爲ナリト認定ス

●神學生候補者ノ件(第八總會決議)

凡テ神學候補者ハ少クモ廿五歳以上ノ者ニ非レバ程度低キ神學校又傳道學校ニ入ラシメザランコトヲ希望ス

●聖書使用法ノ件(第八總會決議)

聖公會規定ノ聖書(詩篇及ビ改譯使徒書福音書ノ如キ)ト普通聖書トヲ朗讀スルハ司會者ノ隨意トスルコト

●朝鮮聖公會ニ對スル決議中ノ三項四項(第十總會決議)

三、右(將來朝鮮聖公會ガ組織上日本聖公會ノ一部トナル交迭)ノ決定ヲ得ル前ニ日本聖公會員ニシテ朝鮮ニ赴ク者アルトキハ、日本聖公會ノ祈禱書ヲ用ヒ且其法

規上ノ訓誡ニ服從セシムル條件ヲ以テ朝鮮監督ノ直接支配ニ屬セシムルコト

四、本總會ハ朝鮮ニ赴ク日本聖公會員ガ全力ヲ盡シ外部ニ於テモ精神ニ於テモ朝鮮人聖公會員ト一致和合セシ

コトヲ熱望ス

●休職傳道師ノ資格ニ關スル件(同前)

傳道師ニシテ休職又ハ非職ト稱スルモ傳道師タル間ハ法規上ノ資格ニ異動ヲ生ズルモノニ非ズ

●教會一致ニ關スル決議(同前)

日本聖公會ハ基督教諸教派ノ合同一致ヲ熱心ニ希望シ左ノ條項ヲ一致ノ基礎トセンコトヲ提言ス

(一) 新舊兩約書ハ救拯ニ必要ナル總テノ事ヲ含有シ且信仰ヲ定ムル究竟ノ標準規矩ナリト信ズ

(二) 使徒信經ハバプテスマヲ授ケル標準ニシテニシテア

信經ハ基督教信徒ノ信仰ヲ完全ニ表示シタルモノト認

ム

(三) キリスト親ヲ制定シ給ヒシ二個ノ聖徒即チバプ

テスマト主ノ聖靈ヲキリストノ用ヒ給ヒシ旨詔ト物質

トヲ用ヒテ之ヲ行フ

(四) 歴史上繼續セル監督ヲ承認シ其統轄ノ方法ハ地方ノ便ニ應ジテ之ヲ執行ス

●日本聖公會教務院規定(第十二總會改正)

第一條 本院ハ總會閉會中日本聖公會ヲ代表シ總會ノ決議ニ依リテ生ズル日本聖公會ノ事務一切ヲ處理スル機關ト

ス

第二條 本院ニ總務、傳道、教育、財務、文書ノ五局ヲ置ク

第三條 總務局ハ庶務統計及他ノ各局ニ關セザル事務ノ處理、傳道局ハ内外傳道ノ經營、教育局ハ教育ニ關スル事項ノ調査及處理、財務局ハ會計ニ關スル事務ノ取扱及掌

理、文書局ハ文書ノ保管著作及出版ノ事務ノ取扱ニ任ズ

第四條 本院ニ總裁及副總裁ヲ置ク、總裁ハ監督ノ互選トシ他ノ諸監督ヲ副總裁トス、總裁副總裁ノ下ニ總會ノ選舉シタル院長ヲ置ク、院長ハ各局ノ事務ヲ統轄ス

第五條 本院各局ニ局長一名理事二名乃至四名ヲ置ク、局

長及理事ハ總會ニ於テ選舉ス

第六條 本院ハ第八條ノ常議員會ニ於テ主事一名ヲ選任シ院長ハ書記若干名ヲ置クコトヲ得

主事ハ本院ノ決議ヲ處理シ各局ノ事務ヲ掌轄シ且ツ本院總會及常議員會ノ議事ニ加ハリテ提議發言スルコトヲ得ルモノトス、但シ決議ニ加ハルコトナシ

第七條 本院總會ハ總裁副總裁院長各局長理事及各地方部常置委員會代表者聖職信徒各一名ヲ以テ組織ス但可否ノ採決ハ法憲第八條ニ準ズ

第八條 本院常議員會ハ院長各局長ヲ以テ組織ス、其決議ハ總裁及副總裁一名ノ准許ヲ得テ之ヲ實行スルモノトス但總裁副總裁ハ隨意出席シテ議事ニ加ハルコトヲ得

第九條 本院總會ハ總裁及院長ノ必要ト認メタルトキ又ハ二地方部以上ノ請求ニ依リテ之ヲ開ク

第十條 本院常議員會ハ院長之ヲ召集ス、總裁又ハ局員會ノ請求アル場合臨時會ヲ開クコトヲ得

常議員會ハ本院全般ノ事務、各局關聯ノ事務及ビ緊急ノ事件ヲ議ス

但シ其決議ハ之ヲ本院總會議員ニ通告スルモノトス

第十一條 本院ハ日本聖公會ノ定期總會ニ各局ニ關スル豫算案ヲ提出シテ其協賛ヲ求ムベシ

第十二條 院長局長主事ハ日本聖公會總會ニ出席シ番外トシテ議案ノ説明又ハ發言ヲナス事ヲ得

第十三條 本院ハ其決議及成績ノ概要ヲ日本聖公會定期總會ニ報告スベシ

第十四條 本院ニ關スル細則及各局ニ關スル規定ハ本院總會ニ於テ之ヲ定ム

●日本聖公會教務院細則(教務院第一回總會決議)

第一章 總則

第一條 本院規定第一條ニ基キ本院ハ左ノ職權ヲ執行ス

一、日本聖公會ト連接スル他ノ聖公會又ハ其他ノ宗教團

體或ハ政府トノ交渉及ビ其他必要ノ場合ニ於テ日本聖公會ヲ代表スルコト

二、日本聖公會ノ教務財政及經營ニ關スル設計又ハ審査ヲナスコト

三、日本聖公會法規ノ定ムルトコロ並ニ總會ノ決議ニヨル事務ノ執行ヲ管理スルコト

四、日本聖公會法規及總會ノ決議ヲ實施スルニ必要ナル規定又ハ手續ヲ設クルコト

五、日本聖公會法規及總會ノ決議ニ關シ生シタル疑議ニ對シ解釋ヲナスコト

六、緊急ノ事件ヲ決議實行スルコト

但シ其決議事項ハ次回日本聖公會總會ニ報告シテ其承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第二條 總裁不在又ハ其他ノ理由ニヨリ其事務ヲ執ル事能ハザル場合、院長ハ副總裁ニ乞フテ其互選ニ依リ代理總裁ヲ舉グ

第三條 本院ノ所管ニ關スル日本聖公會ノ公金ハ二人以上ノ名義ヲ以テ銀行預金トナシ或ハ他ノ確實ナル方法ヲ以テ保管ス

第四條 前條ノ手續ヲナス場合ハ總裁及院長ノ承諾ヲ經テ之ヲ行フモノトス

第五條 本院ノ豫算案ハ財務局ヲシテ各局ヨリ提出スル經費豫算ニ基キテ之ヲ編成セシメ常議員會ヲ經テ總會ニ提出ス

第六條 臨時諸官省ニ出頭スル場合又ハ出頭届出ヲナス場合ニハ院長又ハ院長ノ指名シタル者之ニ任ズ

第七條 本院主事ハ本院總會及常議員會ノ決議ヲ處理シ且ツ依托サレタル各局ノ事務ヲ取扱フ、書記ハ命令ヲ受ケテ其庶務ヲ取扱フ

第二章 本院總會

第八條 本院總會召集ノ場合ニハ總務局ニ於テ其一切ノ事務ヲ取扱フ

第九條 本院總會開會ノ通知ハ少クトモ開會前四十日ヲル
 第十條 議員ハ開會十日日前ニ出席ノ有無ヲ届出ヅベシ
 第十一條 議案ハ開會前三十日迄ニ總務局ニ提出シ總務局
 ハ豫メ之ヲ議員ニ配布ス
 第十二條 本院總會ハ在任地ノ監督及常置委員會代表者各
 二分ノ一以上ノ出席アルニ非ザレバ成立スル事ヲ得ズ
 但シ本院ノ役員ニシテ常置委員ヲ兼ヌルモノハ其代表者
 ヲ兼ヌルコトヲ得
 第十三條 本院總會ノ議長ヲ總裁トス
 第十四條 本院總會ノ書記ハ主事ニ任ズ
 第三章 常議員會
 第十五條 常議員會召集ノ場合ニハ本則第八條乃至第十一
 條ヲ準用ス
 第十六條 常議員會ノ議長ヲ院長トス
 但シ差支アル場合ニハ局長ノ中ヨリ互選ス

第十七條 主事書記ハ本會議ニ出席ス主事ハ番外トシテ既
 明又ハ發言スルコトヲ得
 第十八條 本會議ノ職務ハ左ノ如シ
 一、各局關聯ノ事件又ハ總裁院長及ビ局員會ノ諮問ニ對
 スル協議
 二、日本聖公會總會ニ提出スベキ豫算案ノ審査
 第四章 局員會
 第十九條 局員會ハ局長理事及教務院主事ヲ以テ組織ス
 但シ主事ハ決議ニ加ハルコトナシ
 第二十條 局員會ハ局長之ヲ召集ス其場合ニハ院長ニ通告
 スベシ
 但シ院長ハ隨意出席スルコトヲ得
 第二十一條 局員會ハ必要ニ應ジ特別委員ヲ選ビ其事務ヲ
 委託スルコトヲ得
 但シ其場合ニハ院長ヲ經テ總裁ノ許可ヲ受クベシ
 第二十二條 特別委員ハ場合ニヨリ局長ノ召集ニ應ジ局員

會ニ出席ス
 第五章 總務局
 第二十三條 教務院細則第一條ノ權限ニ基テ總務局ノ職務
 ハ左ノ如シ
 一、日本聖公會總會ニ關スル庶務ヲ處理スルコト
 二、日本聖公會總會ニ立テラレタル特別委員ニシテ他ノ
 各局ト關係ナキモノヲ管理シ及ビ其諮詢ニ應ズルコト
 三、各地方會ノ決議ノ報告ヲ受ケ日本聖公會總會及教務
 院ノ施設ニ關係アル事項ヲ調査スルコト
 四、日本聖公會年度統計ヲ作製シ發表スルコト
 五、其他日本聖公會一般事務ノ統一
 第二十四條 局員會ハ隔月一回之ヲ開ク
 但シ必要ノ場合アルトキハ臨時會ヲ開ク
 第二十五條 理事ハ臨時會ノ開會ヲ要求スルコトヲ得
 第二十六條 本局經費ノ豫算ハ日本聖公會定期總會前ニ之
 ヲ編成シ財務局ニ廻附ス

第二十七條 本局經費ハ豫算ニ基キ其都度財務局ニ其支出
 ヲ求ム
 第二十八條 本局ノ常務ハ教務院主事之ヲ取扱フ
 第六章 傳道局
 第二十九條 傳道局ハ傳道ニ關スル規定ニ定メタル所ニ基
 キ左ノ職務ヲ行フ
 一、新傳道地ノ選擇
 二、布教師ノ推薦
 三、布教師ノ任務ヲ規定スルコト
 四、毎年傳道費ノ出納豫算ヲ常議員會ニ提出スルコト
 五、傳道費ノ寄附ヲ勸誘シ募集スルコト
 六、傳道費ノ出納ヲナスコト
 七、傳道地ノ實況及寄附金ノ用途ニ關スル報告ヲナスコ
 ト
 第三十條 日本聖公會總會ニ提出スル傳道費ノ豫算ハ該總
 會前ニ之ヲ編成シ財務局ニ廻附ス

第三十一條 本局ニ於テ豫算以外ノ傳道費ヲ要スル場合ニハ其出納豫算ヲ常議員會ニ提出シ本院總會ノ決議ヲ經テ之ヲ募集スルコトヲ得
但シ場合ニヨリ文書ヲ以テ諸監督ノ多數及教務院地方部代議員多數ノ同意ヲ得テ之ヲ實行スルコトヲ得
第三十二條 局員會ハ局長ノ必要ト認メタルトキ局長之ヲ召集ス
第三十三條 局員會ニ於テ決定シタル事務ノ執行ハ主事之ニ當ル
第七章 教育局
第三十四條 教育局ノ事業ハ左ノ如シ
一、聖公會ノ神學教育及同豫備教育ニ關スル調査
二、日曜學校ニ關スル調査獎勵及統一
三、其他日本聖公會及之ニ關聯スル教育事業並ニ制度ノ調査
第三十五條 本局ハ宗教教育ニ關スル專門ノ知識經驗ヲ有

スル者ヲ本局囑托ニ任ズルコトヲ得
第三十六條 本局ハ本局囑托ヲシテ左ノ事務ヲナサシム
一、兒童ノ宗教教育殊ニ日曜學校ニ於テ用ユベキ教案、教材及參考書ノ編著
二、地方部又ハ教會准教會ノ依頼ニ應ジ日曜學校ノ巡回教師養成ニ關スル講習會ノ開設又ハ通信講習ノ設備
但シ本項ニ要スル經費ハ依頼者ノ負擔トス
第三十七條 本局局員會ハ局長ノ必要ト認メタルトキ又ハ理事ノ要求アルトキ開クモノトス、本局囑托ハ之ニ出席ス但シ決議ニ加ハルコトナシ
第八章 財務局
第三十八條 財務局ハ日本聖公會總會經費及ビ教務院規定ニ基ク一切ノ會計ヲ取扱ヒ、監督資金甲慰會資金教役者養老資金ノ保管ヲナス
但シ傳道局會計ハ該局之ヲ取扱フ
第三十九條 監督資金甲慰會資金養老資金ハ別ニ定ムル規

定ニヨリ本局其出納ヲ司ル
第四十條 本局局員會ハ毎月一回一定ノ期日ニ開キ本局事務ニ關スル審議整理ヲナス
第四十一條 局員會ハ各局長ニ事ニ臨時出席ヲ求ムル事ヲ得
第四十二條 會計ノ事務ハ教務院主事之ヲ取扱フ
第九章 文書局
第四十三條 日本聖公會ノ出版物ノ正本ノ保管ハ文書局員會ニ於テ定メタル方法ヲ以テ之ヲ取扱フ
第四十四條 日本聖公會ノ出版物ノ著作及出版ノ事務ハ本局員之ニ任ジ或ハ特別委員ニ之ヲ依托ス
第四十五條 前條ノ特別委員ハ本則第二十一條ニヨリ之ヲ選定シ本局其職務ヲ規定ス
第四十六條 日本聖公會ノ出版物ノ出版ハ局員會ノ決議ニヨリ出版業者ニ之ヲ依托スルコトアルベシ
但シ其處理契約ハ局長之ニ任ズ

第四十七條 本局ノ會議ハ局長之ヲ必要ト認メタルトキ又ハ理事ノ要求アル時開クモノトス
第四十八條 本局經費ノ豫算ハ定期總會前ニ之ヲ編成シ財務局ニ廻附ス
第四十九條 本局經費ハ豫算ニ基キ其都度財務局ニ其支出ヲ求ム
附 則
總會ノ立テタル委員ニシテ本局ト關係アルモノハ本局ノ管理ニ關シ其任務ヲ行フモノトス
●傳道ニ關スル規定(同前)
第一條 日本聖公會ハ本規定ニヨリ内外ノ傳道ヲ經營シ日本聖公會教務院之ヲ實行ス
第二條 日本聖公會ノ傳道地ハ諸監督ノ指定シタル監督之ヲ管理ス
第三條 各地方部ハ地方會ニ於テ傳道局地方委員三名ヲ選舉シ傳道局ノ方針ニ基キ地方部内ニ於テ傳道資金募集其

他ノ事務ヲ取扱ハシム

第四條 傳道局ニ於テ傳道地ヲ開闢セントスル時ハ教務院常議員會ノ決議ヲ得タル上諸監督ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第五條 布教師ノ任免ハ教務院常議員會ヲ經テ管理監督之ヲ行フ

第六條 傳道局ハ其傳道地ニ於テ日本聖公會ト連接スル他ノ聖公會ト共同ノ傳道事業ヲナスコトヲ得

次ノ一條ハ本規定ニ入ルベキモノニ非ザレドモ舊日本聖公會傳道局ノ法規中ノ所屬ナル一ヶ條タリシコトヨリ將來法規中ノ適當ノ箇所ニ入レルハ監督ク茲ニ附則トナス

傳道地ニ於テ三個以上ノ教會アルトキハ聖職一名信徒一名ノ總會代議員ヲ出席セシムルコトヲ得

●監督資金取扱規定(同前)

第一條 日本聖公會教務院財務局ハ教區監督ノ俸給ニ關スル納出ヲ司ル

第二條 財務局ハ個人又ハ團體ノ寄附金ヲ以テ監督資金ヲ積立テ其利子ヲ以テ教區監督ノ俸給補助金ヲ支出スルモ

第二條 信徒教籍ニハ左ノ諸項ヲ記入スベシ

一、姓名及教名

二、生年月日

三、本籍及戸主トノ關係

四、父母ノ姓名

五、民法上ノ婚姻

(イ) 届出年月日 (ロ) 配偶者ノ名

六、洗禮志願式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者

七、聖洗式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者

(ニ) 教父母

八、信徒按手式

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式監督 (ニ) 推薦長老

九、結婚式(祈禱書所定結婚式)

ノトス

第三條 各地方部ハ地方會ニ於テ監督資金地方委員三名ヲ立テ本規定及ビ財務局ノ指定ニ從ヒ當該地方部内ニ於ケル資金募集ノ事務ヲ取扱フ

第四條 監督資金募集ハ左ノ方法ニヨル

一、聖職按手式信徒按手式及ビ春期聖職按手節ニ於ケル信施金ヲ本資金ニ寄附スルコトヲ各地方部ニ請求スルコト

二、個人又ハ教會ヨリ一時若クハ數時ニ拂込ノ約束寄附ヲ勸誘スルコト

第五條 監督資金地方委員ハ每三ヶ月ニ募金ヲ財務局ニ廻送スベシ

第六條 監督資金地方委員ノ事務費ハ財務局ヨリ支辨ス

●日本聖公會信徒教籍取扱規定(同前)

第一條 日本聖公會ニ於ケル領洗者ハ教會若クハ准教會ノ信徒教籍ニ登錄ス

(イ) 領式時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式聖職 (ニ) 領式當時ノ所屬教會 (三) 配偶者 (ホ) 同上領式當時ノ所屬教會 (ト) 立合人

十、就職

(イ) 就職時日 (ロ) 就職ノ原因 (ハ) 就職ノ場所

十一、埋葬式

(イ) 執行時日 (ロ) 式場 (ハ) 司式者 (ニ) 墓地

十二、他ヨリノ入籍

(イ) 入籍ノ時日 (ロ) 送籍教會

十三、教籍ノ移動

(イ) 最初入籍ノ教會ヨリ當該教會ニ入籍セシニ至ル迄ノ轉會送籍及入籍ノ各時日及教會名 (ロ) 當該教會ヨリ他ヘ轉會送籍ノ場合其時日及送籍先教會名

十四、備考

但シ、他教派ヨリ轉會入籍セル場合其理由、領洗不明ノ爲ノ授洗ノ場合其理由、再度ノ結婚式ヲナセル場合

其各要項、懲戒ヲ受タル場合其理由及事實等ヲ記入ス
 第三條 轉會送籍及同入籍ノ手續ハ法規第七章第六條及第
 七條ノ手續ニヨリ教會准教會ノ司牧者ヨリ司牧者ニ直接
 其書類ヲ交附シ且ツ送籍教會ハ其旨本人ニ通知スルモノ
 トス

第四條 行衛不明又ハ三年以上教會ト交通セザルモノハ之
 ナ別籍ニ移シ在籍總數ヲ計算スル場合ノ外之ヲ計上セザ
 ルモノトス

第五條 他教派ニ入會シ自ラ聖公會トノ交通ヲ絶テタル者
 ハ前條ト同様ノ取扱チナス

第六條 行衛不明者ガ就眠者ト認メラル、場合ハ之ヲ在籍
 數ヨリ除ク

第七條 日本聖公會ニ連接スル他ノ聖公會ヨリ日本聖公會
 ノ爲ニ派遣シタル宣教師及ビ其家族ハ法規第七章第六條
 ノ手續ナクシテ其居住地ノ信徒教籍ニ入籍セシムルコト
 ナ得ベク其居住地ヲ變更シタル場合同第七條ノ手續ナク

シテ轉出者トナスコトヲ得

前項以外ノ日本聖公會ニ連接スル他ノ聖公會信徒ノ入籍
 ハ轉會狀若クハ監督又ハ長老ノ推薦狀アルコトヲ要ス
 (本條ハ第五總會決議及ビ教務局第一回總會決議ニヨル)

○附帶決議

日本聖公會第七總會ノ決議ニヨリテ定メラレタル教籍簿ハ
 其儘之ヲ用ユルモ差支ナキモノトス

●教理、禮拜、組織調査委員設置ノ件 (第十二總會決議)
 日本聖公會ガ將來ニ普公的ニシテ且ツ國民的ナル發達ヲ大
 成スベキ基礎ヲ確實ニスルタメ教理禮拜組織ニ關スル研究
 ナ繼續的ニ遂行シ適當ノ時期ニ之ヲ公表スル目的ヲ以テ諸
 監督ニ屬スル特別委員若干名ヲ選舉スルコト

●地方部分割ニ關スル件 (第十三總會決議)

一、現在ノ地方部ガ傳道土分割ノ必要アリ且ツ其廣袤ニ於
 テモ聖職信徒ノ數ニ於テモ二個ノ地方部トナリテ各其地
 方會ヲ組織スルニ適スル場合之ヲ分割スル事ヲ得、但シ

日本聖公會ノ會衆ト認ム

四、本總會ハ以上ノ決議チナスト共ニ之ニヨリテ認メラレ
 タル在支那日本人聖公會員ガ特殊ノ境遇ノ下ニ神ノ恩惠
 ナ豐カニ受ケテ日本及ビ支那ノ聖公會員ノ間ニ於ケル眞
 實ノ愛ト友情トヲ増進シ兩國間ニ於ケル親善ノ爲ニ貢獻
 スル所アラントナラシム

分割サレタル地方部ニ對シ一人ノ傳道監督ヲ招聘スベキ
 モントス

●在支那日本人聖公會員ノ會衆ニ關スル件 (同前)

本總會ハ大正七年(千九百十八年)開會ノ中華聖公會第三回
 總會ガ在日本支那人聖公會員ノ會衆ニ關スル決議ヲ諒トシ
 之ニ對スル決議トシテ在支那日本人聖公會員ノ會衆ニ關シ
 次ノ決議チナス

一、中華聖公會監督ハ其教區若クハ地方部内ニ日本人會衆
 存在ノ場合ハ其會衆ニ對スル正當ノ權威者トシテ承認セ
 ラルベシ

但、便宜上中華聖公會監督ハ斯カル會衆ノ管理ヲ日本聖
 公會監督ニ委託セララル、チ可ナリト認ム

二、前項但書ノ場合ニハ中華聖公會監督ハ日本聖公會諸監
 督ニ其中ヨリ一人ノ管理監督ヲ定ムルコトヲ請求スベキ
 モントス

三、前項ノ在支那日本人會衆ハ日本聖公會法憲法規ニ從ヒ

日本聖公會大正八年度統計概表

(大正八年十二月三十一日調)

(*八四教會分七年末報告二四一)

(△八四教會分十九年)

地 道	傳 道 地	會 派 出	教 會 及 准 教 會	婦 人 傳 道 師 及 同 補	職 聖			監 督		
					執 事		長 老			
					宣 教 師	邦 人			宣 教 師	邦 人
北 東 京	0	7	7	0	3	0	6	2	5	1
南 東 京	1	2	1	2	8	0	4	3	4	1
中 部	0	7	9	3	4	0	5	8	5	1
京 都	0	1	6	4	8	0	2	5	4	1
大 阪	0	4	0	5	7	0	2	2	1	1
九 州	4	5	5	2	1	0	2	6	7	1
北 海 道	0	4	6	2	6	0	3	2	6	0
臺 灣	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0
合 計	5	27	27	22	41	0	24	37	48	6

大 正 八 年 中 聖 洗 式 領 受 者	幼 年 壯 年	同 信 徒 按 手 式 領 受 者	同 洗 禮 志 願 式 領 受 者	同 信 徒 就 眠 者	教 會 獻 金 總 額	日 曜 學 校 等 集 金	日 曜 學 校 生 徒 總 數	信 徒 數		
								在 籍 總 數	內 現 在 信 徒	內 受 聖 餐 者
1,733	2,740	2,740	2,740	71	15,936	3,210	4,100	5,821		
71	1,805	1,805	1,805	43	12,785	1,297	1,941	4,731		
580	77	77	77	18	4,285	7,883	3,284	1,666		
1,340	1,800	1,800	1,800	57	18,809	2,675	3,766	4,915		
1,766	2,092	2,092	2,092	5	13,843	2,193	3,911	5,069		
650	808	808	808	△ 7	4,408	△ 8,409	* 2,127	* 2,055		
605	879	879	879	△ 47	8,702	△ 1,438	2,487	3,311		
130	16	16	16	△ 47	1,034	1,526	333	3,311		
7,458	2,233	2,233	2,233	△ 833	10,417	1,949	3,311	26,433		

<p>北東京地方部監督(總會議長)</p> <p>監督 <small>シ、ロ、ク、キム</small> Rt. Rev. John McKim</p>	<p>大阪地方部監督</p> <p>監督 <small>ロ、エ、ダ、フ、ナ、ス</small> Rt. Rev. Hugh J. Ross</p>	<p>南東京地方部監督</p> <p>監督 <small>セ、シ、ル</small> Rt. Rev. Cecil</p>	<p>九州地方部監督</p> <p>監督 <small>ア、サ、リ</small> Rt. Rev. Arthur Lea</p>	<p>京都地方部監督</p> <p>監督 <small>ハ、チ、エ、ス、タ、カ</small> Rt. Rev. H. St. G. Tucker</p>	<p>中部地方部監督</p> <p>監督 <small>エ、ナ、ギ、ン、ミ、ルト、ン</small> Rt. Rev. H. J. Hamilton</p>	<p>北海道地方部監督(缺)</p>	<p>東北地方部監督(缺)</p>
<p>日本聖公會教務院 監督 <small>シ、ヨ、ン、マ、キ、ム</small> 明石町五三</p> <p>總裁 諸野元田 副總裁 田之進 院長 貫之介 主事 務民</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>
<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>	<p>同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江 同 局長 杉浦直江</p>

日本聖公會監督並ニ諸委員

<p>會計検査委員</p> <p>河合 義三 松田 栄光 吉田 栄光 新多 保管兼版權委員 吉田 雄三 新多 保管 吉田 雄三 新多 保管 吉田 雄三</p>	<p>使徒福音書改譯委員</p> <p>淺松 高彦 松本 高彦 山庭 高彦 野高 彦</p>	<p>新多 保管 吉田 雄三 新多 保管 吉田 雄三 新多 保管 吉田 雄三</p>	<p>祖先記念ニ關スル研究委員</p> <p>元吉 直江 山田 直江 金田 直江 岩澤 直江</p>	<p>日曜學校禮拜式文委員</p> <p>伊藤 逸久 吉野 逸久 池田 逸久 金子 逸久</p>
<p>古令聖歌集改訂増補委員</p> <p>池田 逸久 松田 逸久 吉田 逸久 新多 逸久</p>	<p>法憲法規改正委員</p> <p>松田 逸久 吉田 逸久 新多 逸久 新多 逸久</p>	<p>調査委員(〇ハ委員)</p> <p>河合 逸久 松田 逸久 吉田 逸久 新多 逸久</p>	<p>日本聖公會教務院禮拜組織</p> <p>元吉 逸久 山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>禮拜調査委員</p> <p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>
<p>上段ノ委員</p> <p>顧問委員 總務書記 總務書記 總務書記</p>	<p>日本基督教會同盟加入</p> <p>可研究委員會 可研究委員會 可研究委員會</p>	<p>教務院組織研究委員</p> <p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>深田 逸久 山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>深田 逸久 山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久</p>
<p>白川 逸久 早川 逸久 佐川 逸久 深川 逸久 名川 逸久</p>	<p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>	<p>山田 逸久 金田 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久 岩澤 逸久</p>

各地方部常置委員

○ハ委員長
ハ書記

北東京	杉浦義道	多川幾造	ライフスナイダ	杉浦貞二郎	杉野直浩	白石村治
南東京	吉澤直江	山田助次郎	松井米太郎	岩佐琢藏	川瀬元九郎	佐伯好郎
中部	曾我捨次郎	篠塚長治郎	ウオラ	辻本牧	小坂井桂次郎	山田貞徳
京都	名出保太郎	菅寅吉	チャブマン	奥山一十郎	小橋實之助	藤井高藏
大阪	木庭孫彦	深田直太郎	覺前政藏	田村慶助	吉田菊次郎	大井戸清
九州	洪恒太郎	副島虎十	ハインダ	衣笠景徳	豊藤篤朗	三輪徳太郎
東北	稻垣陽一郎	前川眞三郎		川口榮之進	清水友輔	
北海道	伊東松太郎	木村定三	大井淺吉	前田茂七	高橋又治	相川熊太郎

各地方部諸委員主任者

北東京	桑田繁吉	實民之介	多川幾造	大藤鑄三郎	杉浦義道	松村光則
南東京	辻井亨	細貝邦太郎	岩佐琢藏	山田助次郎	エ、イ、ウエフ	
中部	篠塚長治郎	曾我捨次郎	監督ハミルトン	廣瀬與吉	ケ、I、ル	(會計局)
京都	池澤駿太郎	小野鈴藏	同上	吉村大次郎	岡本千代雄	
大阪	横田道信	田村慶助	深田直太郎	藤本壽作	木庭孫彦	
九州	松岡林治	衣笠景徳	エス、ハインダ	ハツチンソン	松岡林治	
東北	宅間六郎	遠山郁三	エフ、メードレ	片田萬五郎	前川眞二郎	清水友輔
北海道	福士武美	多々羅健吉	ラ、ン、ゲ	大井淺吉	伊東松太郎	

日本聖公會地方部一覽表

北東京地方部

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	教 役 者
東京市京橋區明石町三八 (電話京橋三六五四)	聖三一一大聖堂	四一七	監督 多川 幾造 長老 山縣 眞部 留
東京市外下灘谷一八三九	○月島傳道館	三	長老 竹野 眞部 留
深川區西元町八	○眞光教會	一九四	長老 杉浦 眞部 留
淺草區黑船町二八	○聖ヨハネ教會	二五五	長老 大藤 眞部 留
下谷區下車坂町三	○神愛教會	二二二	長老 後藤 眞部 留
東京市本所區松井町一ノ二六 杉浦義道	○本郷聖マリア教會	一九五	長老 高瀬 眞部 留 全執事 小阪 眞部 留
東京市本郷區向ヶ岡彌生町二 皆川 晃雄	○神田基督教會	三三五	長老 皆川 晃雄
東京市外大久保四五八 元田作之進	○諸聖徒教會	一七〇	長老 望月 啓子
東京市京橋區明石町四〇 Rev. J. S. Motoda, Ph. D., D.D.	○聖愛教會	二〇九	長老 鈴木 眞部 留
全 三九 Rev. J. Chappell, M.A.	○大塚聖公會	三五	長老 鈴木 眞部 留
水戸市上市仲町五三六 Rev. J. H. Kobayashi, B.D.	○大久保基督教會	一七五	長老 鈴木 眞部 留
東京市京橋區明石町五三 Rev. C. H. Evans, B.D.	○千住基督教會	四五	長老 山口 眞部 留
東京市外池袋一六一一 Rev. R. W. Andrews, B.A.	○巢鴨聖三一教會	三二	長老 小林 眞部 留
宇都宮市西原町月祭塚 Rev. J. K. Ochiai, B.D.	○オール、センツ教會	九	長老 伊藤 眞部 留
東京市本郷區向ヶ岡彌生町三 Rev. J. A. Welbourn, M. A., B.D.	○原宿聖公會	一一	長老 伊藤 眞部 留
	○府中聖馬可教會	二〇	長老 山縣 眞部 留
			全 田無町

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	教 役 者
東京市本郷區向ヶ岡彌生町二 皆川 晃雄	○神田基督教會	三三五	長老 皆川 晃雄
東京市外大久保四五八 元田作之進	○諸聖徒教會	一七〇	長老 望月 啓子
東京市京橋區明石町四〇 Rev. J. S. Motoda, Ph. D., D.D.	○聖愛教會	二〇九	長老 鈴木 眞部 留
全 三九 Rev. J. Chappell, M.A.	○大塚聖公會	三五	長老 鈴木 眞部 留
水戸市上市仲町五三六 Rev. J. H. Kobayashi, B.D.	○大久保基督教會	一七五	長老 鈴木 眞部 留
東京市京橋區明石町五三 Rev. C. H. Evans, B.D.	○千住基督教會	四五	長老 山口 眞部 留
東京市外池袋一六一一 Rev. R. W. Andrews, B.A.	○巢鴨聖三一教會	三二	長老 小林 眞部 留
宇都宮市西原町月祭塚 Rev. J. K. Ochiai, B.D.	○オール、センツ教會	九	長老 伊藤 眞部 留
東京市本郷區向ヶ岡彌生町三 Rev. J. A. Welbourn, M. A., B.D.	○原宿聖公會	一一	長老 伊藤 眞部 留
	○府中聖馬可教會	二〇	長老 山縣 眞部 留
			全 田無町

東京市外池袋一六一二
 山縣雄三
 Rev. P. O. Yamagata, B.D.
 東京市京橋區石町五六
 (電話三三九)
 Rev. C. S. Reifinder, L.H.D.
 多川幾造
 Rev. I. Nagawa
 臺灣臺北
 (休職) 須藤吉之祐
 Rev. J. K. Noto, B.Sc.
 東京市小石川區久堅町八五
 大藤三郎
 Rev. P. C. Taiko, B.D.
 全 麴町區上二番町一
 太田靈順
 Rev. K. Ota, M.A.
 東京市外平塚村戸越二〇〇
 (無任) 梶塚敬次郎
 Rev. P. K. Kajizuka
 東京市神田區西小川町一丁目
 須貝止目
 Rev. T. Sugai, B.D.
 前橋市北曲輪町三二
 (不在) エフ・シ・メテス
 Rev. F. C. Meredith

八王子市新町九	○復活教會	四二	長老	山縣雄三
東京府西多摩郡五日市町。平井村	○川越基督教會	六〇	長老	田井正一
埼玉縣川越町本町一四	○浦和諸聖徒教會	五〇	長老	西落合敬之助
全 比企郡出丸村	○大宮聖公會	二〇	長老	全
全 入間郡日東村	○幸手基督教會	五四	長老	全
全 浦和町仲町二四二	○熊谷聖保羅教會	四〇	長老	秋賀山民基一
全 大宮町仲町	○松山聖路加教會	二二	長老	全
全 幸手町二九二	○新町聖馬可教會	六〇	長老	全
全 北葛飾郡高野村茨島				
全 熊谷町榮町二九六				
全 松山町材木町				
全 比企郡菅谷村大藏				
全 群馬縣多野郡新町上町二				
全 群馬縣多野郡新町上町二				

東京市京橋區石町五三
 貫民之介
 Rev. T. Nuki
 東京市外大久保町百人町四九
 桑田繁吉
 Rev. P. S. Kuwada
 東京市下谷區中根岸一
 (不在) 後藤藤象吉
 Rev. P. K. (oto)
 全 京橋區石町四〇
 小島茂雄
 Rev. S. Kijima, Ph.D.
 茨城縣下館町東下
 志賀清光
 Rev. S. Shiga
 ○執事
 東京市赤坂區青山高樹町
 (電話五二七)
 阪井徳太郎
 Rev. B. T. Sakai, M. A., B.D.
 水戸市上市仲町
 土田三秀
 Rev. S. Tsuchida
 埼玉縣幸手町二九二
 小川治三郎
 Rev. J. Ogawa

前橋市北曲輪町三二	○前橋 聖マツテア教會	一三五	長老	山本三太郎
群馬縣桐生町。沼田町。大胡町。澁川町。	○聖アウカスチン教會	三三	長老	全
高崎市山田町八	○草津 聖バルナバ教會	九七	長老	大藤三郎
群馬縣妙義町。安中町。	○聖マリア教會	二五	長老	全
全 吾妻郡草津町湯之	○聖アルバン教會	一七	長老	全
全 地蔵二九一	○宇都宮 聖約翰教會	八二	長老	全
全 下間				
全 小雨村。生須村。沼尾村。花敷村				
全 栃木縣足利町大町				
全 栃木町萬町三丁目				
全 宇都宮市西原町二九六一				

東京市本郷區富士前町五七 伊藤 藤 師 Rev. P. R. Ito	全 本郷區駒込千駄木町三 高瀬 恒 徳 Rev. T. Takase	前橋市北曲輪町二八 山本 三 次 郎 Rev. P. S. Yamamoto, B.D.	八王子市新町一〇 池田 哲 太 郎 Rev. J. T. Ikezono, M.A., P.O.M.	北澤繁松 駒野義夫 中村信藏 佐藤忠造 山口信太郎 西村敬太郎 秋山基一 額賀大吉 長久保源三 高橋 馨 山中政三 竹田眞二	○傳道師
栃木縣日光町四軒町 ○日光眞光教會	全 清瀧 ○下館聖公會	茨城縣下館町本城町 ○下妻講義所	全 土浦町内西町大手 ○土浦聖公會	全 石岡町木ノ地 ○石岡聖公會	全 稻敷郡岡田村柏田 ○女化聖公會
二	三九	一	三四	一四	四四
長老 駒野 君 シ、野、義 ミ、アイ、ビ、マ ン夫保	全 志、賀、清、光 シ、エチ、エ 志、賀、清、光	全 近、重、利、澄 シ、エチ、エ 近、重、利、澄	全 矢、口、清、ト シ、エチ、エ 矢、口、清、ト	全 高、橋、子 シ、エチ、エ 高、橋、子	全 矢、口、清、ト シ、エチ、エ 矢、口、清、ト

南東京地方部

東京市芝區榮町八番地 R. Rev. Bp. Cecil, D.D.	全 ○長老 麴町區土手三番町一五 Rev. W. P. Buncombe, B.A.	全 牛込區若戸町二五 Rev. L. B. Chalmers, M.A.	東京市外池袋一〇〇根二 (無任) 山縣 與 根 二 Rev. J. Yamagata	神奈川縣逗子町濱田 Rev. A. E. Webb, M.A.	東京市芝區白金三光町三七五 吉澤 直 江 Rev. C. N. Yoshizawa
所 在 地	東京市芝區榮町八番地	芝區榮町十二番地	芝區白金三光町三 七五	牛込區榮地町二〇 (赤城坂下)	麴町區麴町七ノ二
名 稱	南東京大聖堂	○聖安得烈教會	○三光教會	○聖バルナバ教會	○インマヌエル教會
現 在 信 徒 數	四三二	一四三	一三五	二四六	二七二
教 役 者	監督 ○山田 助次郎 長老 ○山田 垣 茂 長老 ○吉澤 直 江	長老 ○堀 正 智 代	長老 ○小川 英 子 執事 ○ミズノ 今 朝 吉	長老 ○ダブリン 川 英 子 長老 ○根 鈴 江 英 子	長老 ○根 井 米 太郎 長老 ○松 尾 米 太郎

千葉縣印旛郡八生村下福田宅
飯田榮次郎
Rev. A. L. Hida
(不在) エチ、エレ、プ、リ、エ
Rev. H. L. Flaby
静岡縣沼津町西六條九六
(不在) エ、エ、レ、シ、ヤ、ー、ブ
Rev. A. L. Sharpes, M.A.
東京市芝區榮町八
山田助次郎
Rev. S. Yamada
千葉縣那古町芝崎一〇八六
富田孫太郎
Rev. M. Tomita
東京市芝區榮町一
ダブ、レ、ホ、シ、ゲ、ル
Rev. W. C. Jamhill, M.A.
横濱市南太田町二二二
辻井亨
Rev. P. I. Tsuji
東京市外西巢鴨町宮仲三三
松井米太郎
Rev. I. Matsui
全 池袋一六一二 幾三
Rev. G. Kawai

全	東京市京橋區竹川町一七 (電話銀座二二三二)	△新橋教館	1	長老 ダブ、レ、ユ、ビ、バ、ン、コ、ム 佐久間吉太郎 末好萬吉 弓本平義隆 寺本たけの 富士太
全	深川區黒江町一九	○聖教主教會	三三	長老 石川サカ 森川サカ ミ、ス、サ、ン
全	東京市外澁谷町下澁谷羽 根澤三八六	○聖シオン會堂	六一	長老 ダブ、レ、ユ、ビ、バ、ン、コ、ム 島田サ、ン 原田愛子 ミ、ス、サ、ン
全	手線目白驛附近 落合村下落合(山 荏原郡入新井村山 王(大森驛附近)	○目白准教會 ○大森傳道所	五四 三三	長老 山田助次郎 山田助次郎 ミ、ス、フ、イ、リ、ッ、グ、ス 岡本ふさ
全	横濱市花咲町三ノ四八	◎横濱 聖安得烈教會	二六七	長老 辻井亨 エ、イ、ウ、正、エ、ブ
全	神奈川縣逗子町濱田八八	○逗子 聖ペテロ教會	七九	長老 酒井正 全
全	三崎町大字六合字北條、石井方	○秦野聖路加教會	六八	長老 ミ、ス、ネ、櫛、吉
全	秦野町會屋二二六	○秦野聖路加教會	六八	長老 ミ、ス、ネ、櫛、吉

静岡市外北安東五六
(無任) 佐竹 準
Rev. M. J. Satake
東京市外池袋一六一二
レス、ノ、エ、メ、レ、ット
Rev. E. Heaslett, B.A.
濱松市元魚町一〇
ダブ、レ、ユ、ビ、バ、ン、コ、ム
Rev. W. A. Richards, B.A.
静岡市東草深町三丁目二一
ア、ン、テ、ム、シ、ョ、ウ
Rev. R. D. M. Shaw, M.A.
千葉縣安房郡健田町大貫
關若之助
Rev. W. Seki
東京府小笠原島父島大村西町
シ、ョ、ウ、フ、ン、ザ、レ、ス
Rev. Joseph Gonzales
千葉縣千葉町寒川一四八九
イ、ア、ル、ハ、リ、ソ、ン
Rev. E. R. Harrison, M.A.
東京市外千駄ヶ谷町穆田
ダブ、レ、ホ、シ、ゲ、ル、フ、ラ、ン、ス
Rev. W. F. France, B.A.
東京市深川區黒江町一九
森幾
Rev. G. T. Mori

全	愛甲郡小鮎村飯山、石川保方	○小田原聖公會	五九	長老 宮澤九萬吉 一宮、澤、九、萬、吉 南岡春枝
全	目五四二 小田原町十字三丁	○小田原聖公會	五九	長老 井上甲子雄 ダブ、レ、ユ、ビ、バ、ン、コ、ム
全	足柄上郡松田町。足柄下郡箱根仙石原村。 千葉縣海上郡銚子町通穀 町(荒野明神前)	○銚子聖公會	六五	長老 全
全	犬吠崎。高神村。西銚子町。本銚子町。	○聖三一教會	九二	長老 ダブ、レ、ユ、ビ、バ、ン、コ、ム 河合良隆
全	八日市場町田町	○聖三一教會	九二	長老 全
全	小見川町。横芝町。	○福田教會	一三五	長老 飯田榮次郎
全	印旛郡八生村下福 田二二八	○福田教會	一三五	長老 全
全	八生村。松崎。香取郡佐原町。	○千葉聖公會	五五	長老 イ、ア、ル、ハ、リ、ソ、ン イ、ア、ル、ハ、リ、ソ、ン ミ、ス、シ、エ、バ、ド、男 吉田
全	千葉町寒川一四八 八(高等女學校前)	○千葉聖公會	五五	長老 吉田

長野市西長野丙二二三一 Rev. J. G. Waller, M.A. 長野縣北佐久郡高瀬村 (休職) 水野 功 Rev. L. Mizuno	豊橋市中八丁三 Rev. R. M. Millman, M.A. 長野市西長野 Rev. H. H. Corey, B.A. 松本市新田町三三三 Rev. W. H. Gale, L.S.T. 長野市問御所町 Rev. V. G. Spencer, B.A.	高田市新中殿 Rev. P. S. C. Powles, M.A. 長岡市玉蔵院町 Rev. Q. Shinzuka 名古屋市大池町四ノ八 Rev. S. Sora	豊橋市新川大字市南一五 ◎昇天教會 九七	愛知縣八名郡大野町の場 ×大野傳道館 	長野市西長野丙二二三一 長老 ○アル、エム、ミルマン 中野山美濃
愛知縣八名郡大野町の場 八 静岡縣磐田郡浦川村西村方 濱名郡新所村日ノ岡、中村源次郎方	全 渥美郡田原町南番 ○渥美基督教會 二〇	全 福江町古田 	全 一宮聖公會 四四	全 稲澤傳道館 	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎
全 愛知縣寶飯郡一宮村一宮 上野切五三ノ二 場九 全 渥美郡田原町南番	全 福江町古田 	全 中島郡一ノ宮町上 片端七(朝日町) ○一宮聖公會 四四	全 稲澤傳道館 	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎
全 祖父江町。萩原町。一色町。	全 福江町古田 	全 中島郡一ノ宮町上 片端七(朝日町) ○一宮聖公會 四四	全 稲澤傳道館 	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎

(休職) 前島 潔 Rev. K. Maejima 新潟市証谷小路西堀前通町六 村田 里 Rev. T. N. Murata 名古屋市南橋匠町一ノ一 廣瀬 與吉 Rev. P. Y. Hirose	○執事 デアン 愛知縣尾張一宮町上片端七 村片武男 Rev. T. T. Murakata 松本市地藏清水 藤松 健 Rev. P. N. Fujimatsu 豊橋市新川大手橋 大西 猪介 Rev. K. Onishi 長野市 小倉 慶人 Rev. D. M. Ogura 新潟縣直江津町四ノ屋區二丁目 小野 Rev. M. H. Ono	全 問御所町一〇四 ×同 傳道館 	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎
全 長野縣福島町向城 木祖村。駒ヶ根村。 全 長野町 ○長野基督教會 報告ナシ	全 伊那町。木ノ下町。上諏訪町。 	全 長野市西長野町乙二二三二 ◎聖救主教會 一七〇	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎
全 長野縣福島町向城 木祖村。駒ヶ根村。 全 長野町 ○長野基督教會 報告ナシ	全 伊那町。木ノ下町。上諏訪町。 	全 長野市西長野町乙二二三二 ◎聖救主教會 一七〇	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎
全 長野縣福島町向城 木祖村。駒ヶ根村。 全 長野町 ○長野基督教會 報告ナシ	全 伊那町。木ノ下町。上諏訪町。 	全 長野市西長野町乙二二三二 ◎聖救主教會 一七〇	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎	全 長老 ○大野保直 岩田佐太郎

岐阜市神田町一丁目
大久保直作
Rev. J. N. Okubo
東京市
中澤房太郎
Rev. F. Nakazawa
○傳道師
小谷手結次郎 古谷源一郎
和久信七 河口宇四次
菅井吉郎 林正善
根岸卯太郎 濱田佐太郎
神崎八重吉 木俣哲次
鈴木二郎 廣瀬銀子
中山美濃 岩田さく
稻垣こま

長野縣稻荷山町九四〇	○稻荷山聖公會		長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 飯山町廣小路	○飯山聖公會	一五	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 上田市馬場町	○上田聖公會	四〇	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 南佐久郡穗積村。白田町。岸野村。			長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 高田市上小町三三	○高田聖公會	三〇	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 新潟縣中頸城郡新道村稻田	×稻田說教所	一	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 直江津町四ッ屋區一五二	○直江津准教會	三〇	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 西頸城郡糸魚川町中頸城郡百間町			長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 長岡市玉藏院町九三二ノ乙	○長岡聖公會	三二	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 新潟市西堀前通六番町	○新潟聖公會	五一	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ
全 新潟縣村松町浦町	○村松講義所	二八	長老	セ、ジ、ウ、オ、ラ

京都地方部

○監督
京都市烏丸通下立賣上
Rev. H. St. G. Tucker, D.D.
○長老
津市愛宕下町二一
Rev. I. Doonan
(不在)
大阪府西區川口町二一
Rev. J. C. Ambler
京都市中飛鳥井町一
Rev. Y. Naide
全 衣通下立賣上
Rev. H. Yamabe
全 北田邊三三三ノ丸
Rev. K. Hayakawa

京都市上京區烏丸通下立賣角	○聖三一教會	二〇〇	長老	○佐々木二郎
全 下京區新寺町通五條下	○聖約翰教會	一六五	長老	○池澤駿太郎
全 京都市外伏見町新町十二丁目	×伏見講義所	一	長老	○高松好古
全 京都市上京區岡崎町入江町七四(丸太町角)	○聖マリア教會	八五	長老	○高松好古
全 上京區西陣大宮頭	○復活教會	四二	長老	○中山時雄
全 京都府丹後國與謝郡宮津町島崎三〇	○宮津准教會	三一	長老	○小林久三郎
全 加悦町算所五〇	○加悦准教會	三〇	長老	○山邊久三郎
全 市場村四辻	×四辻講義所	一	長老	○山邊久三郎
全 北田邊三三三ノ丸	○舞鶴准教會	一四	長老	○田松之助

京都府新舞鶴町四條海岸	○新舞鶴准教會	五七	長老	奥村田松之助
全 加佐郡東雲村中山				
全 中舞鶴町上四丁目	○中舞鶴准教會	四二	長老	全
全 奥母通	○大津聖マリア教會	四五	長老	遠藤義三
大津市上京町七	○彦根准教會	一一	長老	松島篤
滋賀縣彦根町四番町八八				
大阪傳道區				
大阪市西區川口町二一	○川口基督教會	五三四	長老	新出保千代
全 東區南新町二丁目	○聖約翰教會	二八〇	長老	柳野正次
全 骨屋町角	×聖約翰學園禮拜堂	一	全	富田深雪
全 南區桃山細工谷町	○聖保羅教會	一八四	長老	今安泉倍
全 東區橫堀五ノ三五	○聖蹟主教會	二五二	長老	名出保太
大阪府西成郡神津村三津屋一(大阪府外十三)				

奈良縣八木町北八木一五〇	北川千代吉	和歌山市新堀南ノ町一ノ二	Rev. J. H. Lloyd, B.A.	三重縣上野町丸ノ内	岡本千代雄	宇治山田市岩淵町	尾形虎三	京都市新寺町五條下	池澤駿太郎	金澤市下石引町	Rev. B. S. Kozawa, B.D.	奈良縣五條町二二八	Rev. P. A. Smith, M.A.	若月麻須美	Rev. P. M. Wakasuki, M.A.	堺市櫛屋町東一丁五五	Rev. K. Matsumoto, B.D.	大阪府東區新南町二ノ三四	棚原貞次郎	Rev. S. Yamagihara, M.A., B.D.
堺市櫛屋町東一丁五五	○堺聖提摩太教會	一〇三	長老	吉本積寛																
大阪府泉南郡岸和田町本町四六	○聖保羅教會	六〇	長老	菅寅吉																
全 貝塚町。佐野町。泉北郡大津町。																				
和歌山傳道區																				
和歌山市十二番町八	○和歌山聖救主教會	一二〇	長老	永田保羅																
和歌山縣西牟婁郡田邊町中屋敷町端ノ丁	○田邊聖公會	五六	長老	白堀井内從子																
全 日高郡南郡町。御坊町。																				
全 西牟婁郡丸柄村丸柄西垣内二二	○聖約翰教會	五一	長老	坂口光太郎																
全 東野上村勸木	×野上講義所	一	長老	全																
全 有田郡湯淺町湯淺	○湯淺講義所	一九	長老	千原助五郎																
全 鳥屋城村金屋。藤並村天満。																				
全 伊都郡椿本町二二	○橋本基督教會	一〇	長老	大岡義政																

奈良縣郡山町柳二丁目五 中村 Rev. M. G. Nakamura	大阪市東區橫堀五ノ三五 安倍 Rev. N. Abe	和歌山縣田邊町下屋敷 堀内 Rev. M. Horinchi	福井市寶永中町一 八木善三 Rev. S. Yagi	京都市岡崎町東天王町 高松孝治 Rev. T. Takamatsu, B.D., S.T.M.	京都市 佐々木二 Rev. J. Sasaki	中華民國漢口寶街 内田茂 Rev. S. Uchida	東京市千駄ヶ谷町原宿八五 伊藤聖野 Rev. P. K. Ito, R.A.		
和歌山縣笠田村字中	大谷村	奈良市東向南町八	奈良縣生駒郡郡山町柳二 ノ五	生駒郡法隆寺村並	磯城郡田原本町七	川西村結崎	磯城郡櫻井町北新	高市郡八木町北八	北葛城郡高田町
○笠田基督教會		○奈良基督教會	○郡山 聖ヨハネ教會	○龍田 聖マテロ教會	○聖救主教會		○聖保羅教會	○八木基督教會	○高田基督教會
一三		報告ナシ	三五	三二	二一		一九	六〇	八〇
長老		長老	長老	長老	長老		長老	長老	長老
大田義子	全	吉村大次郎	中村	中村	坂口龜太郎	全	北川千代吉	北川千代吉	根精

和歌山小松原通一 永田保羅 Rev. Paul Nagata	和歌山縣橋本町二二 大岡義政 Rev. P. Y. Ooka	津市丸ノ内殿町 巽芳三郎 Rev. M. Y. Takasumi, L.L.M., B.D.	京都市加悦町算所 筒井鏡三郎 Rev. E. Tsuboi	大阪市外天王寺村阿野野101 下部徳三郎 Rev. D. T. Urabe	富山市千石町二七 宇田梅太郎 Rev. U. Uda	京都市上京區西陣大宮頭 中山時雄 Rev. P. T. Nakayama	大阪市上福島北一丁目七七 側垣基雄 Rev. M. Sobagaki	○傳道師 永田保次郎	織間小太郎
北葛城郡百濟村百 濟二條	瀨南村。箸尾村。	軒町	全	津市丸ノ内殿町二〇八七	三重縣桑名町一色町東一 色二五二六七	四日市市南川原町	三重縣上野町丸ノ内	宇治山田市岩淵町一八	三重縣鳥羽町中ノ郷
○百濟基督教會		○御所基督教會	○五條聖三一教會	○津聖雅各教會	○桑名基督教會	○四日市准教會	○上野准教會	○山田聖公會	○鳥羽聖公會
四八		七	三〇	七四	二三	二九	三三	九	六
長老		長老	長老	長老	長老	長老	長老	長老	長老
町會田根	全	全	若月麻須美	巽芳三郎	小山幡本久	猿橋二	岡本千代雄	尾形虎	尾形鐵

坂口光太郎 小林園三郎
 布施好古 田中正之助
 木村義治 遠藤義三
 坂口龜太郎 山本協一
 法用繁造 片山留次郎
 西田彌吉 岡島松太郎
 猿橋二郎 中尾鐵三
 矢島 徹 町田獅嘯
 牧村民哉 千原助五郎
 櫻内断子 太田鶴子
 桑野倭子 奥田やす子
 新野千代 今泉頼子
 南民子 白井從子
 中西文枝 富田深雪
 持川寅子 小幡久能
 吉本頼子 中村貞子

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	教 役 者
北陸南部傳道區			
福井市春山下町	◎福井聖三一教會	三二	長老 ○八木善三郎
福井縣武生町蓬萊二七	◎武生傳道館	一〇	長老 八木善三郎
敦賀町西晴明町一	◎敦賀基督教會	三八	長老 持袋井久之丞
全 若狹國遠敷郡雲濱	◎小濱聖路加教會	七二	長老 山田祐
全 村竹原	×袋町講義所	一	全
全 小濱町玉前	×袋町講義所	一	全
全 遠敷郡遠敷村。大飯郡本郷村。			全
北陸北部傳道區			
金澤市南町八九	◎金澤聖約翰教會	七八	長老 木比、エ、ス、義、治
石川縣大聖寺新屋敷町一	◎大聖寺聖公會	五	長老 矢比、エ、ス、島、ミ
高岡市	○	六	執事 宇田、エ、ス、梅、太、郎
富山市千石町二七七	○富山教會	二〇	全

○監 督
 エヒム、ボ
 神戸市下山手通五丁目
 (前) 松本、シ、フ、ナ、ス
 Rt. Rev. Hugh J. Foss, D.D.
 ○長 老
 フランシスコ
 兵庫縣武庫郡精道村蘆屋
 Rev. G. Chapman, M.A.
 姫路市五軒邸三七
 Rev. C. Foxley, M.A.
 兵庫縣武庫郡精道村蘆屋
 Rev. S. M. Koba
 神戸市平野下祇園町四五六
 覺 政 藏
 Rev. M. Kakuzen
 岡山市五番町六
 (不在) エチ、ナ、ス、チ、ル
 Rev. H. T. Steele, M.A.

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	教 役 者
大阪府西區京町堀通五ノ四一	◎聖三一教會	三二三	長老 ○深田直太郎
全 南區天王寺大道三丁目四二一〇	◎聖教主教會	二二三	長老 ○横田道信
全 南區上本町筋二ノ八(市電車庫南手)	◎復活教會	一四五	長老 ○森、ハ、淑、次、郎
全 南區天王寺東上町	◎城南教會	二〇〇	長老 ○藤、ス、ハ、久、三、郎
大阪府外住吉村北島	◎桃山准教會	六二	長老 ミ、ダ、ブル、ユ、ロ、リ、ン、グ、ス
兵庫縣武庫郡精道村茶屋蘆屋	◎蘆屋准教會	九九	執事 ○木庭房彦
尼ヶ崎市田町五五一ノ一	◎尼ヶ崎准教會	五八	長老 ○木庭房彦
兵庫縣東灘波村。武庫郡鳴尾村。大阪府西成郡千舟村大和田			全 道、丸、コ、ツ、達、ク、子

大阪地方部

大阪市天王寺烏ヶ辻五六九九 深田直太郎 Rev. N. Fukuda	神戸市中山手通六ノ三二 (四ノ宮上角)	聖ミカエル教會 二五九	長老 竹田内 宗六
姫路市坊主町一三 廣瀬健介 Rev. K. Hirose	葦合旗塚通六丁目 三ノ二	葦合准教會 一一〇	長老 エフ、ケッ テレル、ウ エル
神戸市葦谷一七二一ノ五二 エフ、ケッテレル、ウエル Rev. F. Kettlewell, M.A., J.T.H.	平野下祇園町四五 六(五郎池)	○神戸昇天教會 二二七	長老 緒徳 方川政八 枝
大阪市南區上本町筋二ノ八 森次郎 Rev. Y. Mori	尻池北町二ノ四八	×講義所	全 廣石、ミ ス、ス、 グ、オ、 ナ、和、 オ、ミ 歌
(不在) Rev. O. H. Knight, M.A. 大阪市外住吉村北島	明石市相生町、吉岡方	○名鹽准教會 五五	長老 高億 見川政 八、政 藏
鳥取縣米子町西町 (不在) Rev. J. O. Mann, M.A. 兵庫縣淡路國洲本町内通	小野尻村。米谷村。今田村	○姫路准教會 七五	長老 シ、フ オ、ク、 スリ
大阪市南區天王寺東上町 藤本壽作 Rev. J. Fujimoto	天神町	×京口講義所	長老 秋、フ オ、ク、 スリ
徳島市辨裏町七二 堀 Rev. J. R. Hori	岡山市弓町三丁目五七	○岡山聖公會 八三	長老 木野 田、眞 澄
神戸市中山手通六ノ三二 竹内宗 Rev. S. Takenouchi	岡山縣邑久郡鹿忍村。吉備郡總社町。全阿曾村。 香川縣高松市	○大洲聖公會 六六	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
下關市新町二丁目 貫主 Rev. P. G. Nuki	愛媛縣伊豫國大洲町王子 岡八六〇	○大洲聖公會 六六	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
松江市殿町記念牧師館 永野武二郎 Rev. J. B. Nagano	松山市。内子。長濱。宇和島。八幡濱。出海。	○徳島インマ ×エール教會 三二	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
(不在) Rev. F. Weston	徳島市辨裏町七二	○佐古准教會 三一	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
(不在) Rev. J. J. Scott, M.A. 徳島市出来島町九七 (不在) Rev. G. J. Walsh, M.A. 廣島市國泰寺町一〇五 Rev. W. H. M. Walton, B.A. 島根縣濱田町 Rev. E. G. Hutchinson, B.A.	徳島縣板野郡撫養町四軒 家町 鳴門村高島 那賀郡富岡町東新 町一、二 橋浦。答島。中原。 美馬郡脇町 門田久俊方 高知市中島町下一丁目一 六八	×講義所 ○永生准教會 五 ○脇町准教會 一四六 ○高知聖公會	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄

大阪市天王寺烏ヶ辻五六九九 深田直太郎 Rev. N. Fukuda	神戸市中山手通六ノ三二 (四ノ宮上角)	聖ミカエル教會 二五九	長老 竹田内 宗六
姫路市坊主町一三 廣瀬健介 Rev. K. Hirose	葦合旗塚通六丁目 三ノ二	葦合准教會 一一〇	長老 エフ、ケッ テレル、ウ エル
神戸市葦谷一七二一ノ五二 エフ、ケッテレル、ウエル Rev. F. Kettlewell, M.A., J.T.H.	平野下祇園町四五 六(五郎池)	○神戸昇天教會 二二七	長老 緒徳 方川政八 枝
大阪市南區上本町筋二ノ八 森次郎 Rev. Y. Mori	尻池北町二ノ四八	×講義所	全 廣石、ミ ス、ス、 グ、オ、 ナ、和、 オ、ミ 歌
(不在) Rev. O. H. Knight, M.A. 大阪市外住吉村北島	明石市相生町、吉岡方	○名鹽准教會 五五	長老 高億 見川政 八、政 藏
鳥取縣米子町西町 (不在) Rev. J. O. Mann, M.A. 兵庫縣淡路國洲本町内通	小野尻村。米谷村。今田村	○姫路准教會 七五	長老 シ、フ オ、ク、 スリ
大阪市南區天王寺東上町 藤本壽作 Rev. J. Fujimoto	天神町	×京口講義所	長老 秋、フ オ、ク、 スリ
徳島市辨裏町七二 堀 Rev. J. R. Hori	岡山市弓町三丁目五七	○岡山聖公會 八三	長老 木野 田、眞 澄
神戸市中山手通六ノ三二 竹内宗 Rev. S. Takenouchi	岡山縣邑久郡鹿忍村。吉備郡總社町。全阿曾村。 香川縣高松市	○大洲聖公會 六六	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
下關市新町二丁目 貫主 Rev. P. G. Nuki	愛媛縣伊豫國大洲町王子 岡八六〇	○大洲聖公會 六六	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
松江市殿町記念牧師館 永野武二郎 Rev. J. B. Nagano	松山市。内子。長濱。宇和島。八幡濱。出海。	○徳島インマ ×エール教會 三二	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
(不在) Rev. F. Weston	徳島市辨裏町七二	○佐古准教會 三一	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄
(不在) Rev. J. J. Scott, M.A. 徳島市出来島町九七 (不在) Rev. G. J. Walsh, M.A. 廣島市國泰寺町一〇五 Rev. W. H. M. Walton, B.A. 島根縣濱田町 Rev. E. G. Hutchinson, B.A.	徳島縣板野郡撫養町四軒 家町 鳴門村高島 那賀郡富岡町東新 町一、二 橋浦。答島。中原。 美馬郡脇町 門田久俊方 高知市中島町下一丁目一 六八	×講義所 ○永生准教會 五 ○脇町准教會 一四六 ○高知聖公會	長老 全 瀧野、 武田、 松田、 眞澄

大阪市天王寺大道四二一〇信
 横田道
 高知市中島町下一丁目
 中野忠治
 岡山市弓町三丁目
 松田眞澄
 神戸市石井山王町
 中道政
 廣島市南竹屋町一七〇
 山内豊吉
 廣島市中通六丁目一ノ五
 粟飯原龜一
 松江市母衣町
 横田金熊
 兵庫縣武庫郡精道村廣屋
 寺本房吉
 Rev. P. M. Yokota
 Rev. O. Nakano
 Rev. P. M. Matsuda
 Rev. J. M. Nakamichi
 Rev. J. E. Yamamoto
 Rev. J. K. Aihara
 Rev. M. K. Yokota
 Rev. F. Teramoto

高知縣香美郡赤岡町本町	〇赤岡准教會	六二	長老	國中	弘野	文忠	冨治
全 香宗村。安藝郡馬ノ上村。							
福山市米屋町三三七	〇福山基督教會	五〇	長老	全	木庭	孫	正彦
全 吉津町	×講義所	一					
廣島縣青品郡府中町							
全 沼隈郡神町							
廣島市尾道町一ノ一	〇廣島降臨教會	九五	長老	山内	ウオルト	豊	吉
廣島市中通六丁目一ノ五	〇吳信愛教會	七〇	執事	粟飯原	カオルト	龜	子
下關市新町二丁目	〇下關聖公會	五一	長老	貫主	税		
山口縣豐浦郡田部町							
廣島縣竹原港外契島	〇契神准教會	一八	全				

〇傳道師
 益田喜代吉 吉本要太郎
 億川八郎 武田頼夫
 秋田哲三 祖山達三
 國弘文吾 小池耕造
 小林貞治 大原辰三
 永澤義正 高見てる
 石井和歌 南岡七重
 西村ひろ 木野村チエ
 三宅福榮
 緒方政枝

鳥取縣伯耆國米子町加茂	〇米子基督教會	一〇二	長老	小島	ハツチン	子	
全 西伯郡上道村	〇上道基督教會	五四	長老	福島	ハツチン	五	郎
全 境町	×講義所	一					
松江市殿町二ノ丸前	〇松江基督教會	一〇三	長老	大原	武	三	郎
全 末次本町	×松江基督教講義所	一					
島根縣能義郡廣瀬町中町	〇廣瀬准教會	二一	長老	大原	ハツチン	三	郎
全 簸川郡今市町	〇今市基督教會	一三	執事	横田	ハツチン	三	郎
全 中林義男方							
全 安濃郡大田町	〇石東聖公會	二〇	全				
全 長春園内							
全 大森町。温泉津町。							
全 那賀郡濱田町縣内	〇濱田准教會	四七	長老	小池	ハツチン	三	郎
全 美濃郡益田町							
全 隱岐國西郷町西町	〇西郷准教會	四九	長老	イ、シ、ハツチン			

九州地方部

所在地	名稱	現在信徒數	教役者
福岡市外住吉町春吉	○監 督 エビスコボ Rt. Rev. Arthur Lea, D.D.	1	ア ー サ、リ
小倉市東鍛冶町一〇七	○長 老 ブレスデロ	1	ア ー サ、リ
福岡市養巴町四一	Rev. J. Hind, M.A.	160	長 老 ○ 洪 井 恒 太 春 郎
福岡市養巴町四二	Rev. F. W. Rowlands, B.A.	1	監 督 管理 中 瀧 谷 野 政 次 郎 茂
大名町二五	全	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
福岡市外東堅粕町衣笠方	○博多聖公會	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
福岡縣朝倉郡甘木町。比良松町西卓爾方。	○對馬准教會	21	長 老 ○ 高 橋 善 哉
長崎縣對馬國嚴原町宮谷	○對馬准教會	21	長 老 ○ 高 橋 善 哉
小倉市三本松	Rev. S. Painter	1	長 老 ○ 高 橋 善 哉

所在地	名稱	現在信徒數	教役者
福岡市庄二五福岡神學校	牛 島 惣 太 郎 Rev. J. S. Ushijima	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
福岡市	Rev. A. C. Hutchinson, B.A.	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
熊本市七軒町三六	米 原 馨 兒 Rev. K. Yonehara	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
長崎市大村町九	松 岡 林 治 Rev. R. Matsuoka	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
不在	大 分 市 Rev. M. O. M. Duke, B.A.	1	長 老 ○ 松 岡 林 治
鹿兒島市山口町一三二	副 島 虎 十 Rev. T. Soejima	48	長 老 ○ 神 吉 定 憲
長崎縣對馬國嚴原町宮谷	高 橋 善 哉 Rev. M. Z. Takahashi	140	長 老 ○ 柴 田 馨 郎
久留米市莊島町五三	本 間 綱 門 Rev. Y. Honma	106	長 老 ○ 柴 田 馨 郎
熊本市古新屋敷町四三一	○熊本聖三一教會	140	長 老 ○ 柴 田 馨 郎
熊本縣飽託郡黒髮村下立	○降 臨 教 會	106	長 老 ○ 柴 田 馨 郎
熊本市外	○降 臨 教 會	106	長 老 ○ 柴 田 馨 郎
全九州及沖繩地方	九州及沖繩地方福音所在地	106	長 老 ○ 柴 田 馨 郎

八幡市中本町三丁目六六ノ一
 乙部勤治
 Rev. K. Olobe
 福岡市庄二二五 福岡神學校
 中野 茂
 Rev. K. Akino
 大分市南新地三九二ノ四
 中野 八郎
 Rev. N. Nakano
 小倉市大坂町五丁目四七
 岩田慶次郎
 Rev. K. Iwata
 ○傳道師
 本田清次 吉田勝登
 飯島勇馬 近藤定直
 春山三彦 倉敷武駿
 柴田太郎 豊福浪雄
 木村清 園田長彦
 神吉定憲 長瀧谷政次郎
 澤井小春

熊本傳道區

熊本市上通五ノ五六

△熊本傳道館

長老

飯島勇馬

宮崎縣三田井町。上野村。田原村。

○熊本准教會

全

全

熊本縣阿蘇郡宮地町阿蘇

○阿蘇講義所

全

全

板梨町。内牧町。小國村。長陽村。

大牟田傳道區

全

全

大牟田市有明町

○大牟田准教會

長老

○木村清

福岡縣四ツ山築港市街地

熊本縣玉名郡南關町。全荒尾村。

全

全

玉名郡高瀬町小林

○高瀬准教會

全

全

玉名村。滑石村。

鹿兒島

全

全

鹿兒島市山ノ口町(地藏角)

○鹿兒島聖公會

長老

○副島虎十

鹿兒島傳道區

鹿兒島市西田町四

△西田町傳道館

長老

全

鹿兒島縣 日置郡苗代川
肝付郡鹿屋村
始真郡重富村

○薩隅准教會

長老

全

全 伊佐郡大口町

○大口准教會

長老

○副島武十

熊本縣葦北郡水俣町

×水俣會衆

全

全

鹿兒島縣熊毛郡(種子島
中種子村野間)

○種子島准教會

長老

○副島武十

全 北種子村西ノ表。中割。南種子村上中。西之。

若松

九州若松市老松町二ノ三八七

○若松聖公會

長老

○豐福浪雄

八幡市中央區中本町三ノ六六ノ一	八幡	◎八幡聖公會	六八	長老	○乙	部ハ	イ勘	治ド
小倉市大阪町四ノ四六	小倉	◎小倉インマヌエル教會	八一	長老	○岩	田ハ	慶イ	次ド
福岡縣田川郡香春町	直方傳道區							
福岡縣鞍手郡直方町新町五ノ四四八	直方傳道區	◎直方聖公會	六八	長老	○近	ス、	藤ハ	定イ
全 田川郡方城村。添田町。鞍手郡勝野村新多。		新入村。全新入炭坑。						
全 嘉穗郡植木町		×植木講義所	一					
全 鞍手郡下境村本洞		×本洞講義所	一					
相田								
全 嘉穗郡二瀬町上相		◎愛太教會	五八	長老	○吉	ス、	田ハ	イ勝
全 飯塚町。全縣田、庄内村。磯波村南尾。稻葉村。鴨生。中央炭坑。幸袋町。								

福岡縣嘉穗郡大隈町上大隈	大隈傳道區	◎大隈會衆	一六	長老	○吉	ス、	田ハ	イ勝
全 大隈町油屋。熊田村ノ内上山田。下山田。								
門司市日ノ出町五丁目角	門司	◎門司聖公會	五七	長老	○本	エス、	田ハ	イ清
福岡縣企救郡大里町二十丁								
久留米市莊島町(電車通)	久留米傳道區	◎久留米聖公會	七六	長老	○本	間	彌	門
五三 福岡縣三井郡草野町小山		×小山田講義所	一					
佐賀縣鳥栖町		×鳥栖說教所	一					
福岡縣羽犬塚町。福島町。佐賀縣佐賀市。	別府	◎別府インマヌエル教會	五三	長老	○春	エス、	山ハ	イ三
大分縣別府町								
全 中津町。御越町龜川岩田方。宇の島町。								

東北地方部

大分市南新地三九二ノ四	◎大分 ロゴス教會	五七	長老 ○エス、 野次八 郎
大分縣佐伯町。白杵町。佐賀關町。牧口村。			全
大分傳道區			
大分縣直入郡竹田町	○竹田會衆		長老 エス、 野次八 郎
宮崎縣延岡町	○日向會衆		全
仙臺市元鍛冶町八	○仙臺聖公會	一七〇	長老 稻垣陽一 郎
盛岡市仁王小路三三	○盛岡聖公會	三一	長老 飯島秀 久
青森縣八月町下雷町一三	○八月聖公會	三三	長老 飯島花 子

○監
督
エビニコ
キ

○長
老
エス、
野次八
郎

仙臺市元鍛冶町九
Rev. W. F. Madaley

青森市浦町橋本一一三	◎青森 聖安得烈教會	一〇七	長老 ○エス、 野次八 郎
弘前市山道町七	○弘前昇天教會	六五	長老 エス、 野次八 郎
秋田縣大館町裏町六	○大館聖保羅教會	三八	長老 エス、 野次八 郎
同 能代港町富町二〇	○能代基督教會	一七	長老 エス、 野次八 郎
秋田市保野愛宕町一七	○秋田聖救主教會	一一〇	長老 エス、 野次八 郎
秋田縣横手町。湯澤町。土崎港町。船川港町。			全
山形市香澄町木實小路一	○山形聖彼得教會	二七	長老 エス、 野次八 郎
山形縣鶴岡町鍛冶町甲三	○鶴岡聖公會	二〇	長老 エス、 野次八 郎

福島縣若松市行人町二二
Rev. J. G. McKim, M.A., B.D.

山形市香澄町木實小路
Rev. J. Katada

仙臺市元鍛冶町八
Rev. Y. Inagaki, B.D.

福島市置賜町二
Rev. L. S. Maekawa

弘前市山道町二
Rev. S. H. Nichols, B.A.

盛岡市仁王小路三三
Rev. P. H. Murakami

秋田市保野野仲町三
Rev. N. S. Busted, B.D.

青森市浦町橋本一九
Rev. R. Takuma

不在
秋田市保野野仲町三
Rev. N. S. Busted, B.D.

秋田市保野愛宕町一七
 大野要蔵
 Rev. Y. Ono
 米澤市仲間町三二三五
 永屋龍雄
 Rev. T. Nagaya B.D.
 ○傳道師
 度會傳吉 大嶽齋
 中村信藏 奥村亮
 野村義雄 結城光雄
 青木伊八 馬場一耶

山形縣新庄町沼田二九六	○新庄宣教所	七	長老	片田萬傳五
米澤市仲間町三二三五	○米澤聖公會	一二	長老	片田萬傳五
福島市置賜町二二	○福島聖ステパノ教會	八六	長老	田前川眞正
福島縣二本松町裏町二ノ	○二本松聖マリア教會	一	長老	全
會津若松市馬場上二ノ町	○聖トマス教會	二五九	長老	中村信藏
全 行人町	×チヤマル	一	全	全
全 耶麻郡船津村。上戸。大寺。鹽川町。喜多方町。河沼郡坂下町。柳津村。	×山口聖公會	一	全	全
全 二軒在家。古町。只見。片貝。小林。	○郡山聖公會 (降臨教會)	一	長老	宮崎久三
全 安積郡山町稻荷町二〇	○湯本聖公會	一	長老	青木伊八
全 田村郡三春町。小野新町。	○白河聖公會	一	長老	全
全 西白河郡白河町				

○監 督
 札幌區北三條西七丁目
 長老
 Ven. J. Batchelor, D.D.
 函館區元町五五
 (不在)
 Rev. D. M. Lang, M.A.

北海道地方部

所 在 地	名稱 (數前の外○は准教會 地所は派出及附屬の傳)	所在 信徒數	牧 役 者 (○印は教會より 招聘されたる者)
函館區蓬萊町一五〇	北海道大聖堂	一	監 督 伊東松太郎
渡島國龜田郡大野村大野西上町六四	×大野傳道所	二五五	長老 ○伊東松太郎
全 戸井村濱中	○戸井傳道所	一	全
後志國網走郡別村字イ	○利別准教會	八九	長老 澤、バチ
膽振國虻田郡俱知安町南一線四五五	○俱知安准教會	一〇七	長老 高野萬次郎
後志國岩内町。小澤村。中目名村。黒松内村。			全

函館區谷地頭町一 伊東 松 太郎 Rev. A. Ito	十勝國帶廣町東一條九丁目五 大 井 淺 吉 Rev. A. Oi	釧路國釧路町米町一三四 八 代 欽 允 Rev. K. Ashiro	釧路國釧路町米町一三四 八 代 欽 允 Rev. K. Ashiro	十勝國帶廣町 柴田 新 太郎 Rev. Y. Yamada	樽太豐原町東三條南四ノ一 大 矢 敬 香 Rev. S. Kitamura	札幌區北八條西六丁目 木 村 定 三 Rev. M. Matsumoto	小樽區東雲町二六 松 本 正 雄 Rev. M. Matsumoto	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方
小樽區東雲町二七（水天宮山ノリ口） ◎小樽聖公會 一〇九	札幌區北八條西六丁目二 ◎札幌聖公會 二五二	石狩國江別町。金山村。 ◎美唄准教會 五九	全 空知郡沼貝村美唄 八〇ノ四八 ◎美唄准教會 五九	天鹽國留萌町瀨越通八四 ◎留萌聖公會 一〇一	石狩國雨龍郡深川町仲町七丁目 ◎深川聖三一教會 一〇三	全 納内村。秩父別村。 ◎旭川聖公會 五五	全 空知郡音江村。 ◎旭川聖公會 五五	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方	石狩國上川郡檮栖村、松井武雄方
長老 ○松本正雄 長老 ○木村定三	長老 ○須田こさじ	長老 ○北野幸太郎	長老 ○野村幸太郎	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子	長老 ○伊東松太郎 長老 ○大磯島覺子

北見國紋別郡下通別村 今井 四 郎 太 Rev. Imai	全 網走町南通五丁目九 林 兼 治 Rev. K. Hayashi	天鹽國留萌町瀨越通八四 松 島 覺 太郎 Rev. K. Matsushima	客蘭區本町七九 遠 藤 榮 Rev. S. Endo	石狩國深川町仲町七丁目 高 橋 俊 六 Rev. S. Takahashi	旭川區三條通十三丁目左七號 西 田 喜 一 Rev. K. Nishida	○傳道師 芥川清五郎 元城佐吉郎 木村通純 高野萬次郎 山田勝間 向井山雄	全 夕張町本町三丁目 貴外三（郵便物ハ贈振國勇拂郡追分村元城方） ○夕張准教會 三五	全 清水澤村。若鍋。鹿ノ谷。第三磯。眞谷 贈振國勇拂郡中穂別村。 贈振國勇拂郡小牧町海岸通り ○苦小牧講義所 二二	全 安平村早來 ○チン講義所 六八	日高國沙流郡佐瑠太村新平賀 ○白老講義所 四二	贈振國白老郡白老村四二 ○白老講義所 四二	全 敷生村。社蔵村。 ○幌別准教會 一〇〇	全 幌別郡幌別村 ○幌別准教會 一〇〇	全 登別村 ○幌別准教會 一〇〇	全 幌別嶺山 ○幌別嶺山准教會 三三二	長老 ○元城佐吉郎 長老 ○山田勝間	長老 ○山田勝間 長老 ○山田勝間	長老 ○山田勝間 長老 ○山田勝間	長老 ○山田勝間 長老 ○山田勝間	長老 ○山田勝間 長老 ○山田勝間	長老 ○山田勝間 長老 ○山田勝間
-------------------------------------	---	---	----------------------------------	---	---	--	--	--	----------------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	---------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

北野幸太郎 邊泥五郎
須田琴治 大磯リゼ子
金成まつ子 バチラ八重子
伊藤たけの

室蘭區本町七九	◎室蘭聖公會	八〇	長老 〇遠セ、バチラ、藤チ、のク榮ラ
全 輪西市街地	×輪西説教所	一	全
全 元室蘭村。千舞籠村。			全
贈振國有珠郡伊達村有珠	○有珠准教會	一一〇	長老 木ゼ、水ゼ、村バ、通チ、純ラ
日高國沙流郡平取村	○平取准教會 報告ナシ		長老 向ゼ、木ゼ、井バ、通チ、山チ、八アン、重ト雄ラ
全 門別村。佐瑠太村。貫氣別村。村二風谷村。幌去村。			全
全 沙流郡荷葉村	×荷葉講義所	一	長老 滑ゼ、川バ、成チ、七ラ
全 新冠郡高江村	○新冠講義所	二〇八	長老 鈴ゼ、木バ、雅チ、彦ラ
目 十勝國帶廣町東一條九丁目	◎帶廣聖公會	一五八	長老 〇白大、田井、梅淺、子吉
全 河西郡芽室市街	×芽室講義所	一	全
全 佐念頃。河東郡音更。中川郡止若。			全

全 川合村池田市街	○池田准教會	四八	長老 大井淺吉
全 廣尾郡茂寄村本通	○茂寄聖公會	五五	全
劍路國劍路町米町一三四	◎劍路聖公會	一二〇	長老 八代欽之允
全 白樺郡白樺村下川方			全
全 厚岸町松葉町一七	○厚岸聖公會	五七	全
北見國網走町南通五ノ九	◎網走聖ヘテロ教會	一〇一	長老 〇林大井兼淺治吉
全 常呂郡野付牛町	×野付牛講義所	一	全
美幌村市街。斜里村市街。置戸村市街。常呂村。			全
北見國紋別郡下湧別村基線一〇	◎湧別聖公會	八三	長老 〇大井井四郎太吉
全 上湧別村。遊野津内村。テ一ネー村。			全
全 紋別村紋別	○紋別准教會	四九	全
全 沙留村。紋別村元モンハツ。			全
目 樺太豊原町東三條南四丁目一九	◎豊原復活教會	六七	長老 〇大矢敬香

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	布 教 師
臺灣臺北市府前街一丁目 二六番戶	○臺北日本聖公會	一七六	長老 丹大橋 得喜太 子耶
臺北。新竹。臺中。各州下。 宜蘭。花蓮港。臺東。各廳下。			全
臺南市開山町一ノ 十三	○臺南日本聖公會	一七〇	長老 荒 砥 塚 載 エヌ、ビ、エーツ(不在)
臺南市開山町一ノ十三 (不在) エヌ、ヤ、エーツ Rev. N. P. Yates, B.A., I.Th.			全
臺南市開山町一ノ二三 荒 砥 塚 載 Rev. P. T. Arnto			全
臺北市府前街一ノ二六 大橋 麟 太郎 Rev. P. R. Ohashi			全
○傳道師 丹下得喜子(臺北市古亭街一ノ 十四朝倉方)			

傳道地臺灣

朝鮮聖公會ニ於ケル内地人ノ教會

所 在 地	名 稱	現 在 信 徒 數	司 祭
京城府南米倉町九十番地	聖保羅聖堂	一六一	司祭 イ、エチ、アノルド 菊、田、武、雄 稻、ミ、ス、グロ、オ、ウ、ヤ、ン、春、子
仁川。江華。文鶴里。水原。安城。元山。德 元。咸興。清津。茂山。會寧。大津里。義 州。開城。黃州。兼二浦。平壤。鎮南浦。義 州。新義州。龍岩浦。江界。慈城。厚昌。	釜山聖公會	九〇	全
釜山府大廳町二丁目廿三 番地	釜山聖公會	七三	司祭 黒瀨崎 文信 子吉
大邱府東門町十一番地	聖フランシス會堂	三八	司祭 ミ、ス、エ、ル、リ、ン、ト、ン 信 吉
下端。密陽。巨濟島。馬山。舊馬山。浦項。 高靈。倭館。善山。金泉。美江。天安。鎮川。 濟州。公州。襄陽。地境。井邑。光州。 咸平。木浦。莞島。過驛。		六七	司祭 黒瀨崎 文信 子吉
○主 教 朝鮮京城府南米倉町九〇 Rt. Rev. M. N. Trilllope, D.D.	○司 祭 釜山府大廳町二ノ二三 信 吉 Rev. A. N. Shozaki 京城府南米倉町九〇 イ、エチ、アノルド Rev. E. H. Arnold, B.A.		

中華聖公會轄境及主教
 江蘇轄境 主教 郭 斐 蔚
 Rt. Rev. F. R. Graves, D.D.
 四川轄境 會督 蓋 偉 良
 Rt. Rev. W. W. Cassels, D.D.
 山東轄境 主教 艾 立 法
 Rt. Rev. G. D. Hill, D.D.
 鄂湘轄境 主教 吳 德 施
 Rt. Rev. L. H. Roots, D.D.
 福建轄境 會督 貝 加 德
 Rt. Rev. H. M. E. Price, M.A.
 港粵轄境 主教 倫 治 華
 Rt. Rev. G. H. Landery, D.D.
 浙江轄境 會督 麥 羅 遜
 Rt. Rev. H. J. Molony, D.D.
 桂湘轄境 主教 班 爲 蘭
 Rt. Rev. W. Banister, D.D.
 河南轄境 會督 懷 履 光
 Rt. Rev. W. C. White, D.D.
 皖贛轄境 主教 韓 仁 敦
 Rt. Rev. D. T. Huntington, D.D.
 華北轄境 主教 鄂 方 智
 Rt. Rev. F. L. Norris, D.D.

中華聖公會ニ於ケル日本人教會

日本教會ニ對スル管理監督		監督 エチ、エンス、タツカ		Rt. Rev. H. S. G. Tucker, D.D.	
漢口特別區寶街	同 聖職	長老 岡 田 茂	一 Rev. S. Uchida	執事 岡 田 茂	二
大連市霧島町ス區六二	執事 岡 田 茂	長老 岡 田 茂	一 Rev. H. Okagaki	執事 岡 田 茂	二
華北	大連市丹後町。大連聖公會。	長老 岡 田 茂	一〇四	執事 岡 田 茂	二九
旅順	金州。普蘭店。瓦房店。萬家嶺。大石橋。分水。營口。遼陽。撫順。奉天。鐵嶺。四平街。公主嶺。長春。安東縣。	長老 岡 田 茂	七八	執事 岡 田 茂	全
山東	青島	長老 岡 田 茂	一〇	執事 岡 田 茂	全
鄂湘	漢口特別區寶街 漢口聖公會	長老 岡 田 茂	二〇〇	執事 岡 田 茂	六

米國聖公會ニ於ケル日本人教會

地名	所 在 地	Bishop	主 任 者
布 哇	名稱 Honolulu, Hawaii, U.S.A. 名稱 聖マリア教會 Honolulu, Hawaii, U.S.A. 名稱 使徒教會 Hilo, Hawaii, U.S.A. 名稱 パウロ、ハワイ、U.S.A.	Rt. Rev. H. B. Bestarick	長老 深尾 泰次 長老 深尾 泰次 長老 Rev. J. L. Doty 長老 Rev. F. N. Callen
米國臺灣	名稱 臺灣聖公會 Christ Chapel, Japanese Mission, 2236, Post St., San Francisco, Cal., U.S.A. (Telephone, Fillmore 4273)	Rt. Rev. W. F. Nichols Rt. Rev. E. L. Parsons (Coadjutor)	長老 田島 準一 郎 Mrs. H. S. Jeffery
全スアンゼロ	名稱 羅府聖公會 St. Mary's Japanese Episcopal Mission, 961, So. Mariposa Ave., Los Angeles, Cal., U.S.A.	Rt. Rev. J. H. Johnson	長老 山崎 純節 Mrs. H. S. Jeffery
全クラメン	名稱 櫻府聖公會 St. Paul's Japanese Mission, Sacramento, Cal., U.S.A.	Rt. Rev. W. H. Moreland	Deaconess L. M. Kelton

全 シヤトル	名稱 St. Peter's Japanese Mission, 1111 Yesler Way, Seattle, Wash., U.S.A.	Rt. Rev. F. W. Keator	長老 東海林源之助 衣笠まゆみ
全 テローラ	名稱 St. James' Japanese Mission, Taylor, Wash., U.S.A.	全	長老 Rev. R. J. Arney 志萱清吉

加奈太聖公會ニ於ケル日本人教會

The Most Rev. F. H. DuVernet, D.D., Metropolitan of British Columbia. Rt. Rev. A. J. Doull, D.D. Rt. Rev. C. Schofield, D.D.			
The Rt. Rev. A. U. de Pencier, D.D. Superintendent: Rev. F. W. Cassillis Kennedy M.A., 301 Blenheim Court, Vancouver B. C.			
地名	所	在	地
加奈太 バンクー バー	The Holy Cross Mission, 430 Cordova St., E., Vancouver, B. C.		Rt. Rev. A. U. de Pencier
全	The Holy Trinity Mission, 1701 Third Avenue, Vancouver, B. C.	全	全
全 ルパート	S. Andrew's Mission, 540 Sixth Avenue W., Prince Rupert, B. C.	全	Most Rev. F. H. DuVernet
			東 善 吾

日本聖公會ニ關聯セル教育慈善等ノ事業(外國ミッシヨンノ事業、教會又ハ信徒團體ノ事業、及個人ノ事業ヲ含ム)

東京市外西巢鴨町池袋二六三	聖公會神學院(電話小石川二二〇〇)	東京市下谷區下車坂町三九	神愛幼稚園	
東京市京橋區南八丁堀一〇四	『基督教週報』	全	本所區松井町一ノ二六	労働者矯風會本部
全	竹川町二七新橋教館内	全	麻布廣尾町七四	『神學研究』(神學雜誌)
	北東京地方部	全	東京市外西大久保四七二	大久保幼稚園
東京市外西巢鴨町池袋	立教學院立教大學(電話小石川四〇九)	全	南千住町千住南一五	千住保育園
全	東京市京橋區明石町五八九	全	西巢鴨町庚申塚二六	瀧乃川學園(白痴教育)
	立教中學校(電話京橋五一六)	全	八王子市新町九	八王子幼稚園
全	立教學院寄宿舎	全	埼玉縣川越町郭町	初雁幼稚園
全	二六 立教高等女學校(電話京橋一九六〇)	全	浦和町高砂町	麗和幼稚園
全	三七 聖路加國際病院(電話京橋二二四)	全	大宮町	愛仕幼稚園
全	月島通二ノ一一 聖路加幼児園	全	大里郡熊谷町陣屋口	熊谷幼稚園
全	本郷區西片町十ノ十 同志會(大學生寄宿舎)	全	群馬縣草津町湯ノ澤	聖愛園(幼稚園)
全	麴町區飯田町六ノ三 萩井下寮(女學生寄宿舎)	全	聖バルナバ醫院	
全	神田區西小川町二二 諸聖徒學寮(男學生寄宿舎)			

群馬縣草津湯ノ澤
全 下間
聖マリア館(婦人寄宿舎)
聖ステパノ館(男子寄宿舎)
宇都宮市西原町二九六一
愛隣幼年園
栃木縣日光町四軒町
日光愛隣幼年園
茨城縣下館町甲七七四
下館幼年園
水戸市上仲町五三五
聖公會幼年園
茨城縣多賀郡高鈴村助川宿
二葉幼稚園
南東京地方部
東京市芝區榮町一一
聖安得烈英語會
聖安得烈寄宿舎
全 白金三光町三六〇
香蘭女學校(電話三三六二)
聖ヒルダ刺繍部
全 小石川區雜司ヶ谷町二六
三光幼稚園
聖星寮(女子寄宿舎)
全 麻布區龍土町六一
聖ヒルダ養老院

東京市麹町區平河町六ノ六
聖マリア館(電話番町)
全 深川區黒江町二八
深川聖愛醫院
東京市外西巢鴨町池袋二八六
磐 上寮
横濱市松影町一丁目八
横濱海員俱樂部
全 本牧町三三(和田山)
志成學校(中學部)
神奈川縣小田原町十字三丁目
花園幼稚園
千葉縣八日市場町田町
八日市場幼稚園
千葉縣安房縣北條町新鹽場
千葉育兒園(孤貧兒救濟)
中部地方部
名古屋市東區白壁町一ノ五
保姆傳習所
全 中區大池町四ノ八
柳城幼稚園
全 西區南鷹匠町一ノ二
全 巾下分園
豐橋市中八町三
小百合幼稚園
岐阜市梅ヶ枝町八三四
岐阜訓育院(電話大區三〇八〇六)
全 神田町一丁目一〇
明道幼稚園

松本市蟻ヶ崎
全 大名町
聖マリア館(女學)
聖十字幼稚園
京都地方部
京都市下立賣通烏丸四入
平安高等女學校(電話上三三〇)
全 平安女學院
室町通下立賣下ル
平安學院寄宿舎
全 室町通下立賣下ル
聖三一幼稚園
全 丸太町通日暮西入
信愛看護婦塾
全 岡崎町入江七四
聖マリア幼稚園
全 岡崎南御所町七一
南御所寮(學生寄宿舎)
全 下京區新寺町五條下ル
聖マリア幼稚園
實用夜學校
京都府新舞鶴町四條海岸
新舞鶴幼稚園
大津市上京町七
清心幼稚園
大阪府西區川口町二一
川口商業學校
全 南區天王寺細工谷町
聖約翰學園(孤兒院)

大阪府南區天王寺細工谷町
桃山幼稚園
大阪府外神津村三津屋
博愛社(孤兒院)
全 大阪府北區上福島北三三〇
博愛社尋常小學校
大阪府外豐州村北浦江六六
愛隣夜學校(貧兒教育)
和歌山縣湯淺町六〇九
同分校
奈良市東向南町八
女子裁縫寮
奈良縣郡山町字豆腐
聖マリア幼稚園
全 櫻井町櫻井北新町
育成幼稚園
津市丸ノ内殿町二〇八七
聖雅各幼稚園
全 三重縣上野町中町
津市英語夜學校
福井市春山下町
聖光幼稚園
全 寶永中町
福井英語學校
福井縣遠敷郡西津村堀屋敷
聖公會寄宿舎(女子寄宿舎)
金澤市彦三、三番町
西津聖路加幼稚園
二葉幼稚園

金澤市下石引町七 同胞會(學生寄宿會)
 大阪地方部
 大阪市上本町筋二ノ八 復活英學校
 大阪市外鶴橋町 プール女學校
 全 東成郡田邊町 桃山中學校
 兵庫縣武庫郡精道村蘆屋 聖使女學院(婦人傳道師養成)
 神戸市中山手通六ノ九一 松蔭高等女學校
 全 山手通三丁目外五番 日本聖公會出版社支店
 全 平野湊山町三八五 神戸海員ホーム
 全 平野下祇園町四五六 昇天幼稚園
 廣島市國泰寺町一〇五 新生館
 鳥取縣米子町西町 瓦善幼稚園
 松江市北田 松江育兒院(孤兒院)
 九州地方部
 福岡市庄字豆田二二五 福岡神學校
 全 養巴町四二 しのめ幼稚園

熊本市外黒髮村下立田 熊本回春病院(癩病々院)
 全 研究室(細菌研究)

東北地方部
 仙臺市東一番町一一 青葉女學院(婦人傳道師養成)
 全 青葉幼稚園
 全 元鍛冶町八 全 第一分園
 全 外記町八 全 第二分園
 盛岡市仁王小路三三 仁王幼稚園
 全 四ツ家町 幼稚會
 青森縣八月町下番町十三 八月幼稚園
 青森市浦町橋本一一三 青森女子裁縫學會
 全 聖マリア遊戯會
 弘前市山道町二十三 弘前女子裁縫學會
 秋田縣大館町裏町六 大館幼稚園
 秋田市保野愛宕町二一 保野幼稚園
 山形市七日町 香澄幼稚園

日本聖公會ニ關聯セル諸團體

福島市置賜町二二 福島英學會
 全 聖愛幼稚園
 福島縣石城郡湯本村裏町 湯本幼稚園
 會津若松市上二ノ町 聖愛幼稚園

東京京橋區明石町立教女學校内
 全 日本聖公會中央婦人補助會
 役員 北東京地方婦人補助會
 全 北東京地方婦人補助會
 會長 小宮 珠 副會長 近藤 花
 全 芝榮町八 南東京地方婦人補助會
 セシル方 會長 ミス、ボーフラワ 副會長 長谷川きた
 名古屋市東片端 中部地方婦人補助會
 ハミルトン方 會長 ミセス、ハミルトン、副會長 水野 あさ

京都市烏丸通下立賣上タツカ方 京都地方婦人補助會
 會頭 ミセス、タツカ 副會長 林 歌子
 神戸市四ノ宮 松ノ舍フチス方 大阪地方婦人補助會
 會長 ミセス、フチス 副會長 藤路キヨ 藤本マス
 福岡市大名町 九州地方婦人補助會
 九六リ一方 會長 ミセス、リ 副會長 牛島 胡蝶
 函館區元町五五 函館區元町五五 北海道地方婦人補助會
 ランク方氣付 會長 ミセス、ラング 書記 白田 梅子

北海道地方部
 十勝國帶廣町東二條三丁目 十勝姉妹實科女學校
 全 東一條九丁目 双葉幼稚園
 釧路國釧路町米町一三四 釧路幼稚園
 北見國網走町南通五丁目九 聖公會幼稚園

大阪市	▽大阪地方部幼年補助會 書記 田中ハナ	東京市麴町區平河町六ノ一六	▽エス、ビ、シ婦人宣教師團 ミス、トレット外數名
東京市京橋區明石町五三	▽日本聖公會日曜學校傳道補助會 會長 大藤 鑄三郎 (前警東京一七七六番)	全 芝區白金三光町三五八	▽エ ビ フ ロ ニ 教 班 シス、シヤーロット外三名
全 芝區榮町一	▽聖安得烈ミッシヨンの ダブルユ、シ、ゲミル外數名	全 京橋區明石町六〇	▽立 教 學 院 ミ ッ シ ョ ン 總理 元田作之進

非ザルニ 男宣教師及ビ婦人宣教師ノ住所姓名

北東京地方部

- 東京市麴町區土手三番町三一
- 全 京橋區明石町二七
- 全 三七聖路加病院
- 東京市外池袋立教大學
- 前橋市北曲輪町三一
- 東京市麴町區五番町
- 宇都宮市西原町戸祭塚二九〇三

(休職)ゼ、エム、ガ、イ、デ、ナ
アル、ビ、ト、イ、ス、ラ、ナ
ゼ、エ、ス、ア、シ、ビ
アル、エ、マ、シ、ク、ニ
ミス、グ、デ、カ、ル、ス、ン
ミス、ス、ナ、ッ、マ、ン (不在)
ミス、ア、イ、ビ、マ、ン (不在)

- Mr. J. McD. Gardiner
- Dr. R. B. Tensler
- Dr. J. N. Ashby
- Mr. R. A. McKecknie
- Miss V. D. Carlsen
- Miss Knapp
- Miss L. P. Mann

南東京地方部

- 八王子市新町一〇
- 埼玉縣浦和町二四二
- 東京市麴町區飯田町六丁目二一
- 水戸市上市仲町五三五
- 東京市京橋區明石町二六
- 東京府豊多摩郡西大久保四七二
- 埼玉縣北足立郡大宮町
- 東京市麴町區上六番町三六
- 全 京橋區明石町三八
- 群馬縣吾妻郡草津町地藏
- 東京市京橋區明石町五四
- 全 一七
- 全 三八
- 全 五四

ミス、ビ、アル、ス、ブ、コック
ミス、エ、エ、チ、ライ、ト
ミス、エル、エ、チ、キ、イ、ド
ミス、エフ、エム、プリ、スト、ウ
ミス、シ、シ、ヘ、ー、キ、ム、ド
ミス、ス、ビ、マ、キ、ム
ミス、イ、エフ、ア、ブ、タ、ン (不在)
ミス、シ、シ、エ、レ、シ、エ、ウ、ス、キ
ミス、エ、ス、マ、キ、ム
ミス、コ、ン、ウ、オ、ル、リ、イ
ミス、シ、エ、ム、リ、ッ、ク、ス
ミス、エ、ム、エ、ス、ド、イ、ン
ミス、エ、ム、セ、ン、ト、シ、ヨ、ン
ミス、シ、デ、グ、レ、イ
ミス、シ、フ、オ、ン、ト、ル、ロ、イ

- Miss B. R. Babcock
- Miss A. H. Wright
- Miss L. H. Boyd
- Miss F. M. Bristowe
- Miss C. G. Heywood
- Miss Bessie McKim
- Miss E. F. Upton
- Miss C. N. Schereschewsky
- Miss N. McKim
- Miss Cornwall-Legh
- Miss C. M. Rix
- Miss M. S. Doane
- Mrs. D. St. John
- Miss G. D. Gray
- Miss G. D. Fautleroy

- 東京市芝區榮町八
- 全 京橋區明石町三一

ミス、キ、ー、フ、ラ、ダ
ミス、エ、ム、サ、ン、ダ

- Miss M. M. Boutflower
- Miss M. Sander

神戸市平野雪ノ御所町
全
全
全
大阪市築港通

九州地方部

ミス、セ、イ、ポールス
ミス、エ、ム、ホルムス(不在)
ミス、エ、ム、ピカールズ
ミス、エ、ム、エフ、ローズ
ミス、エ、ム、ホランド

Miss J. E. Voules
Miss M. Holmes
Miss M. Bickers
Miss H. M. F. Rawes
Miss J. M. Holland

熊本市古新屋町

ミス、エ、チ、リデル

Miss H. Riddell

鹿児島市山ノ口町

ミス、エ、チ、エス、コクラム

Miss H. S. Cockram

熊本市楠町二八

ミス、イ、エ、ピ、セルス

Miss E. A. P. Sells

長崎市新大工町七

ミス、エ、フ、エム、フリズ(不在)

Miss F. M. Ereth

鹿児島市平野町一七

ミス、イ、エム、キーン

Miss E. M. Keen

福岡縣鞍手郡新入村下新入

ミス、エ、フ、エム、トンブソン

Miss E. M. Thompson

鹿児島市山ノ口町九五

ミス、エ、シ、ゼ、ホーン(不在)

Miss A. C. J. Horne

全
全

ミス、イ、レ、ノット
ミス、エル、エフ、ノット
ミス、デ、エム、ピヤース

Miss E. Lane
Miss L. F. Nott
Miss D. M. Pearce

東北地方部

ミス、エ、エル、ランソン

Miss A. L. Ranson

青森市寺町四六

ミス、イ、シ、ニューボールド

Miss E. G. Newbold

山形市香澄町木實小路

ミス、イ、ビ、ミード

Miss Bessie Mead

盛岡市仁王小路四七

ミス、イ、エム、テックソン

Miss E. M. Dixon

秋田市保戸野愛宕町一六

ミス、イ、フルベッキ(不在)

Miss E. Verbeck

全

ミス、エ、ギンズ

Miss A. W. Kinsley

北海道地方部

膽振國室蘭町

ミス、セ、クス、ブレイク

Miss Jex Blake

札幌區北三條西七丁目一

ミス、エ、ノ、ト(不在)

Miss E. L. B. Norton

天鹽國留萌町

ミス、エ、エム、ロウズ

Miss A. M. Hughes

全

ミス、イ、イ、ロウズ(不在)

Miss E. E. Hughes

小樽區富岡町一丁目

ミス、エ、パ、ン(不在)

Miss Evans

全

ミス、シ、エス、ステベンソン(不在)

Miss G. S. Stevenson

日高國沙流郡平取村

ミス、イ、エム、ブライアント

Miss E. M. Bryant

東京市芝區榮町一 聖安得烈館
 長老 エ、エス、ヒューレット
 横濱市山手町六〇 全 ダブルユ、チ、オースチン Rev. W. T. Austen
 神戸市中山手通三ノ五三 全 ダブルユ、ナッシュ Rev. W. Nash, M.A.
 東京市芝區榮町一 聖安得烈館 全 エ、エス、ライイト Rev. A. S. Wright, M.A.
 全 小石川區指ヶ谷町七 全 ダブルユ、エチ、エルウイン Rev. W. H. Elwin, B.A.
 東京市外下濹谷 全 テ、エチ、ムーア Rev. D. H. Moore, M.A.
 横濱市根岸町二一二 全 オ、エス、エム、フオレスト Rev. Hon. O. St. M. Forester, M.A.
 東京市外西巢鴨町池袋一六一二 全 エチ、シ、スパクマン Rev. H. C. Spackman B.A.

附 録

本邦内(朝鮮)ニ在住スル日本聖公會他ノ聖公會ノ聖職

一月十四日ヨリ一月二十二日迄	緑	大齋前節(一月廿三日ヨリ二月八日迄) 大齋節(二月九日ヨリ三月廿六日迄)	紫
一月一日	受 割 禮 日	但シ左ノ聖日ハ特色ヲ用フ	一月廿五日 聖徒パツロ改心日 白
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	二月二日 被 獻 日 白	二月廿四日 聖徒マツテア日 赤
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	二月廿五日 受苦日(蒙告日ト同日)	三月廿五日 復活日及復活節(三月廿七日ヨリ五月四日迄)
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	但シ左ノ聖日ハ特色ヲ用フ	復活日及復活節(三月廿七日ヨリ五月四日迄)
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	四月廿五日 聖 徒 マ ヲ 日 赤	五月一日 聖徒ヒリホ及ヤコブ日 赤
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	昇天日及其後九日間(五月五日ヨリ十四日迄)	聖靈降臨日(五月十五日)及其週間
一月十四日ヨリ一月二十二日迄	白	三位一體主日(五月廿二日)	三位一體主日(五月廿二日)

禮拜ニ於ケル彩色表

一、本表ハ一般ニ用ヒラザレドモ掲出シテ用者ノ便ニ供スルモノトス
 一、凡ソ聖卓ノ蔽布等ノ用具及ビ聖職ノ禮拜裝束(ストール、チャズアル等)其他ニ期節等ニ從ヒ各種ノ彩色ヲ用フルコトハ古來ノ遺習ニシテ未ダ權威ヲ以テ規定サレタルモノアルニアラズ而シテ所傳中枝末ノ點ニ就テ相異レルモノ亦之アリ本表ハ諸種ノ遺習ヲ參酌シタルモノナリ用者ハ單ニ之ヲ其參考トセラレナバ可ナリ
 一、次表ヲ全ク用非ザリ遺習アリ常ニ黒色ヲ用フ

降誕節(前年十二月廿五日ヨリ續キ一月五日迄)

但シ左ノ聖日ハ其特色ヲ用フ

五月廿三日ヨリ十一月廿六日マテ	但シ左ノ聖日ハ其特色チ用フ	聖徒バルナバ日	赤	降臨節(十一月廿七日ヨリ十二月廿四日マテ)	但シ左ノ聖日ハ其特色チ用フ	聖徒アンデレ日	赤	
六月十一日	聖徒バルナバ日	赤	十二月三十日	聖徒トマス日	赤	聖徒アンデレ日	赤	
同 廿四日	施洗者ヨハネ誕生日	白	十二月廿一日	聖徒トマス日	赤	聖徒トマス日	赤	
同 廿九日	聖徒ペテロ日	赤	降誕日及降誕節(十二月廿五日ヨリ翌年ニ入ル)	但シ左ノ聖日ハ其特色チ用フ	白	降誕日及降誕節(十二月廿五日ヨリ翌年ニ入ル)	白	
七月廿五日	聖徒ヤコブ日	赤	十二月廿六日	聖徒ステパノ日	赤	十二月廿六日	聖徒ステパノ日	赤
八月六日	聖徒容親日	白	同 廿七日	聖徒ヨハネ日	白	同 廿七日	聖徒ヨハネ日	白
同 廿四日	聖徒バルトロマイ日	赤	同 廿八日	嬰孩日	紫又ハ白	同 廿八日	嬰孩日	紫又ハ白
九月廿一日	聖徒マタイ日	赤	一、春夏秋冬ノ聖職按手節ノ齋日(水命土)及ビ昇天前祈禱日ニハ該週ノ色又ハ紫又ハ紫又ハ紫チ用ユ	一、各々ニ適當ナル色彩(但シ聖卓裝束共又ハ裝束ノミ)	結紮式	聖職按手式	白	
同 廿九日	聖ミカエル及諸天使日	白	二、各々ニ適當ナル色彩(但シ聖卓裝束共又ハ裝束ノミ)	結紮式	聖職按手式	白		
十月十八日	聖徒ルカ日	赤	三、各々ニ適當ナル色彩(但シ聖卓裝束共又ハ裝束ノミ)	結紮式	聖職按手式	白		
同 廿八日	聖徒シモン及ユダ日	赤	四、各々ニ適當ナル色彩(但シ聖卓裝束共又ハ裝束ノミ)	結紮式	聖職按手式	白		
十一月一日	諸聖徒日	白	五、各々ニ適當ナル色彩(但シ聖卓裝束共又ハ裝束ノミ)	結紮式	聖職按手式	白		

○省令ニヨル出願書及届書雛形

宣教届

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(從前ヨリ宗教ノ宣別紙履歴書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也)

一 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフガ如ク別ノ名稱ヲ書スルモ)

一 宗教ノ方法

(宗教ノ體同トシテ宣別紙履歴書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也)

一 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフガ如ク別ノ名稱ヲ書スルモ)

一 宗教ノ方法

(宗教ノ體同トシテ宣別紙履歴書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也)

一 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフガ如ク別ノ名稱ヲ書スルモ)

一 宗教ノ方法

(宗教ノ體同トシテ宣別紙履歴書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也)

一 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフガ如ク別ノ名稱ヲ書スルモ)

一 宗教ノ方法

(宗教ノ體同トシテ宣別紙履歴書相添ヘ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也)

一 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフガ如ク別ノ名稱ヲ書スルモ)

教會(講義所)設立願

何々設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一 設立ヲ要スル理由

(其地ニ信徒多クテトカ其地ニ傳教アリトテ事情ヲ陳述スルモ)

二 設置ヲ終ルベキ期限

(會堂又ハ講義所ノ落成致度ヲ了ル期限ヲ陳述スルモ)

三 同派ノ教會ト最近ノ距離

(最近ノ距離アル者ノ場所及距離ヲ陳述スルモ)

四 名稱(何々教會)

(所在地)

五 所在地

(所在地)

六 建物

(建物)

七 宗教ノ名稱

(日本福音會ト云トフノ例)

八 管理及維持ノ方法

(管理員ノ姓名及任期ノ方法ヲ陳述スルモ)

九 管理及其他一般ノ履歴

(一學業其他一般ノ履歴)

一賞 爵

右之通無相違候也

七 擔當布教者ノ資格及選定方法

(其資格トハ如何ナル程度アルカ如何ナル試験ニ及シタルモノナルカ等
定方法トハ如何ナル方法ニテ擔當布教者ヲ定ムルカヲ指ス)

住所 國籍 氏名印 年 月 日

長官(知事)宛 (其他ノ宛ハ宜敷所ノ如ク教區ヲ 宛スベキ事)

(若シ管理者ト擔當布教者ト同人ナル時ハ兩名ノ署名ニ何々教區管理
者ト擔當布教者ト指ス)

(應答書及ビ送物ノ敷地建坪ノ圖面ヲ附ヘ之ニハ居所會館等詳細ヲ明
シテ添付ナラス)

教會移轉願

(移轉ト改名ト同時ニスル時ハ移轉改名願トスル事)
(變形ハ設立願ト同様但シ名稱ノ項ニ改名ヲ加フル事)

教會閉鎖願

(此ハ省令ニシテ一定ノ形式アラズ實際取極ヒテ願フ事)
(日本聖公會)

一 宗教ノ名稱

一 所在地

右ハ何々ノ都合ニヨリ何年何月何日限リ閉鎖致候間此段御

届申上候也

住所 何々教會管理者(兼擔當布教者)

氏名印

長官宛 (町村役場宛トモ二項、此ノ用紙ハ省令ニテ指シ)

信徒員數届

(毎年一月十日迄ニ管理書又ハ擔當布教者ヨリ前年十二月卅一日
開テ以テ地方長官宛ニ送テ市町村役所ニ提出スベキモノナリ)

一 所在地

一 宗教ノ名稱 (日本聖公會)

一 信徒員數 男 人、女 人、計 人

但、大正 年十二月三十一日調

右ノ通相違無之候、明治三十八年十二月二十五日內務省令

第二十三號ニヨリ此段及御届候也

右.....教會管理者(擔當布教者)

年 月 日 何 某

日本聖公會出版社出版圖書廣告

辨證的書類
トマス著 吉田菊治郎譯
基督教は基督
ロウ著 木庭長老譯
基督教證據
ロビンソン著 山縣長老譯
神學界論
マスタマン著 山縣長老譯
基督教人物
ガドレストン著
基督教信仰
ブル著 央倉文學士譯
復活の論證
オール著 黒木洲譯
處女降誕論
カークパトリック著 岩井順一譯
舊約聖書之眞價

定價 郵税
古 七 尺
古 七 尺
古 七 尺
古 七 尺
古 七 尺
古 七 尺
古 七 尺

神學博士今井壽道著
舊約聖書神學(再版)
ミッス・ホーン著
舊約預言書研究
ニス・ブラード著
通俗創世記
神學士落合吉之助著
撒母耳前後書註釋
長老チャブマン著
詩篇講義
神學士落合吉之助著
何西亞書註釋
同 西 亞 書 註 釋
亞 廢 士 書 註 釋
長老ハインド著
聖馬太傳註釋
聖ハク著 吉村長老譯
聖約翰傳註釋
長老チャモレイ著
加拉太書註釋

定價 郵税
一、五〇 一〇
五〇 〇
一〇〇 〇
一〇〇 〇
一、二五 〇
一、八五 〇
一、〇〇 〇
二、〇〇 〇
四〇〇 〇

監督フオス著 以弗所書講解
 長老チヤモレー著 腓立比書釋義
 監督フオス著 哥羅西書腓利門書註解
 故アーチアヤコフ、シヨヨ著 提摩太前後書註釋
 監督フオス著 雅各及猶太書註釋 (近刊)
 監督フオス著 彼得前後書註釋 (近刊)
 監督フオス著 約翰諸書註釋
 監督フオス著 使徒行傳註釋
 ミス・ホサンケット著 洗禮のしきたり
 長老稲垣陽一著 長老禮儀のしきたり
 長老ライヤソン編 使徒行傳の概観
 長老ライヤソン編 信徒教養書類

三 七 三 六 三 四 四 四
 三 四 三 六 四 四 四 四

長老山縣雄杜三譯 信老ライヤソン編者 概略訓
 長老ライヤソン編者 信老ライヤソン著 傳者
 トマス・ア・ケムピス著 聖前川眞二著 徒の修
 基督信徒の修 基督信徒の修
 長老前川眞二著 徒の修 長老前川眞二著 徒の修
 教職の私生 教職の私生
 アダムス著 森田松榮子著 十の架の影
 同の上の遠い山 同の上の遠い山
 シイ・モルガン著 元田博士譯 空の上の遊戯
 同の上の遊戯 同の上の遊戯
 勉強と遊戯 勉強と遊戯
 故監督オードレー著 耶蘇の喜劇
 アダムス著 中道政市譯 大王の使者
 大王安の使者 (宗教小説)

二五 〇八 〇〇 〇〇 二五 一五 三三 二五 〇五 一五
 〇四 〇三 〇四 〇四 〇四 〇三 〇四 〇四 〇二 〇二

長老稲垣陽一著 人生の照暗燈
 シル・ピカステス著 主の創造論
 長老菅寅吉譯 新創の交際通
 監督キレンソンの著 聖徒の交際通
 聖クリストファの幻 聖クリストファの幻
 アレキサンダー著 森田松榮子譯 隠れたる僕
 監督フオス編 病室の友
 監督ホル著 菅長老譯 基督の鍛錬
 長老稲垣陽一著 魂の平安
 シエンキウ井ツチ著 魂の平安
 いざ彼に從はん 長老稲垣陽一著 人生の白兵戦

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

神學博士今井壽道著 聖靈の恩賜 (二版)
 長老ヘズレット著 人内住の聖靈
 回教理書類
 聖公會大綱 聖公會大綱
 エフ・エヌ・ウェスト著 菅長老譯 普公會大綱
 監督ゴア著 稻垣長老譯 監督ゴア著 稻垣長老譯
 聖徒の品性 聖徒の品性
 イリンケラス著 小林長老譯 基督教徒の品性
 長老ハイノド著 基督教徒の品性
 基督教徒の品性 基督教徒の品性
 監督ゴア著 藤松編譯 基督教徒の品性
 博士マクリア著 島田弟丸譯 基督教徒の品性
 信後最初の五分 信後最初の五分

二五 〇八 〇〇 〇〇 二五 一五 三三 二五 〇五 一五
 〇四 〇三 〇四 〇四 〇四 〇三 〇四 〇四 〇二 〇二

(四廣)

キンスマン著 稻垣長老譯 死者の紀念
 イリソグワース著 矢倉保譯 神の内の答
 オリパ・ロッツ著 矢倉保譯 宗敎問答
 ミルス著 菅長老譯 根本的基督敎
 ゲーフォード著 菅長老譯 來世の狀態
 パタソンスミス著 岩井順一譯 來世の音
 メーソン著 小林長老譯 福の音
 ワンセイ著 之七 天路之七標
 長老シヨウ著 聖餐式文註釋
 監督モバレー著 松田承久譯 公會に於ける聖靈の事業
 監督ゴアー著 稻垣長老譯 新神學と舊宗敎

五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

故監督ピカステス著 遺紹の敎理 (再版)
 イリソグワース著 矢倉保譯 神と人との人格論
 イソグワース著 矢倉保譯 理性と天啓
 ステーレー著 上村喜平纂譯 教會の宗敎
 監督ワエストコット著 復活の主の啓示
 イリソグワース著 稻垣長老譯 三位一體の敎義
 故博士今井壽道遺文の體 英國スウィート博士ト受難後の基督の出現 (印刷準備中)
 監督井ルキンソン著 山縣長老譯 密室の祈禱 (再版)
 ロマネス著 矢口保次郎譯 黙想の友
 監督井ルキンソン著 覺前長老譯 信仰生活の指針
 監督フオス口述 陪餐の祈禱 (十部送送料同)
 陪餐前の祈禱 (同)
 監督ホール著 菅長老譯 主餐用祈禱
 長老吉澤直江譯 我々を憶よ
 博士今井壽道著 祈禱の園
 監督ゴアー著 松岡長老譯 祈禱の本義
 ミス・ホサンケット著 祈禱の記録

五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(五廣)

ラツカム著 菅長老譯 教會の起原
 ベリー著 細貝邦太郎譯 基督敎會師父傳
 オットレー著 岩井順一譯 希伯來民族史
 オットレー著 岩井順一譯 希伯來民族史
 イスラエル著 岩井順一譯 イスラエル民族史
 ミス・リッソン著 久保田秀子 博士元田作之進著
 日本聖公會史
 長老稻垣陽一郎著 日津近代の三名士
 博士今井壽道監修 監督ビカステス 博士元田作之進編 老監督井リヤムス
 長老吉澤直江編 祈禱關係書類
 祈禱書總論

五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

監督井ルキンソン著 山縣長老譯 密室の祈禱 (再版)
 ロマネス著 矢口保次郎譯 黙想の友
 監督井ルキンソン著 覺前長老譯 信仰生活の指針
 監督フオス口述 陪餐の祈禱 (十部送送料同)
 陪餐前の祈禱 (同)
 監督ホール著 菅長老譯 主餐用祈禱
 長老吉澤直江譯 我々を憶よ
 博士今井壽道著 祈禱の園
 監督ゴアー著 松岡長老譯 祈禱の本義
 ミス・ホサンケット著 祈禱の記録

五 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

長老稻垣陽一郎著 十字架上の聖語
 長老ライヤン編 病者沃膏式
 ミス・ホサンケット譯 靈の陪餐
 故監督オードレー著 禮拜
 長老吉澤直江著 禮拜之原理
 長老ハイソド著 福音の招待者
 神の音 圖解
 福田秋生著 日本國民と基督教
 博士元田作之進著 信者に與ふる書

五 六 五 三 二 三 五 五 五 五

三 三 四 四 三 三 三 三 三 三

博士元田作之進著 求道者に與ふる書
 長老池澤駿太郎著 未信者に與ふる書
 長老稻垣陽一郎著 新の一生と基督教
 長老前川眞二郎著 人生の七大問題
 故ミス・コレル著 洗禮志願者心得
 ビカステス監督夫人著 福士今井壽道著 福音の入門 (三版)
 長老山縣雄杜三譯 長老多川幾造著 公の入門 (三版)
 長老實民之介著 基督教の入門 (増補三版)

一五 一五 二〇 一五 一五 一〇 一五 一五 一五 一五

三 三 四 四 三 三 三 三 三 三

長老リッチャード著 神の存在と永生
 文學士柳原貞次著 實業と基督教 (近刊)
 長老アンデレス著 信徒按手式及問答
 モリス著 黒木洲譯 信徒按手式要論
 監督フオス著 信徒按手式準備
 同 監督上 夫婦の道
 長老フオックスレー著 監督の奇蹟の特質
 公會の奇蹟の特質 問答
 コーレン・オール・リ著 基督教に關する一書 (英和)
 友に與ふる友の書 (英和)
 大齋の友

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

監督フオス著 大齋のすゝめ (十部送送料同)
 大齋を如何に守るか
 神學博士コレル著 現在の救
 罪の上は何ぞや同
 長老パンコム著 聖餐式 (證しの爲)
 彼の牧師の著 教會員として
 ルー・グズベルトの杖 (十部送送料同)
 天路の杖 (同)
 日チヤコフ・キンガ著 故日本聖公會と祈禱書
 日本聖公會の地位
 日本聖公會の地位

三 四 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

神學博士コレル編著
 家族の祈
 埋葬式文
 埋葬式文
 幼年式文
 同上
 結婚式
 洗禮志願者の祈
 家族の祈
 日々の祈
 子供の祈
 幼年の祈
 幼年式
 受若日禮拜式順序

（十部送）
 送料同
 （五十枚）
 送料八錢

二〇	二五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

小祈禱書
 日本聖公會法憲法規
 綱（第七總會採用）
 大命の履歴
 生命の心得
 教父母の心得
 禮拜日記
 洗禮志願書用紙（百枚）

二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

東京市京橋區竹川町十七番地
日本聖公會出版社
 振替口座東京四一七四〇番
 神戸市中山手通三ノ外五
日本聖公會出版社支店
 振替口座大阪九一〇九番

基督教週報

日本聖公會公認新聞

每週一回
金曜日發行

社長 元田作之進 主筆 山縣雄杜三
 本紙は第十二總會の決議に基き、信仰修養と公會の平安進歩の爲に發行せらるるものにして、論議は一面に偏せず、教報は承細迅速なり。日本聖公會員必讀の新聞也。

定價一部郵税共前金八錢五厘 三ヶ月分前金三圓 半年分前金六圓 一年分前金十二圓 送金は東京市京橋區南八丁堀一の四（振替貯金東京五〇六四八番）小西榮三郎へ拂込まるゝが便なり。
 廣告料は五號活字一行金十五錢一段金四圓。
 總ての通信は本紙専任編輯員織間小太郎（東京市外巢鴨宮仲二五三三）宛直接送致を便とす。

發行所 東京市京橋區南八丁堀一丁目四番地 **基督教週報社**

南東京地方部監督セ、シ、ル、フ、ナ、ス、師 序文
 大阪地方部監督ヒユ、セ、フ、ナ、ス、師 序文
 長老 山縣與根二著

逝去者紀念特禱

新刊

定價金十錢 特價十冊以上一割引
 附紀念者記入名錄表、對照年表
 無送料

發行所

東京府西巢鴨町池袋一二〇 山縣與根二方
 振替口座 東京 四九五四六番

日本聖公會々員

結婚照會所

取扱主任者 東京府西巢鴨町池袋一二二〇
 同所 山縣與根二
 申込書は御申越次第郵送す

立教大學

東京市外西巢鴨町池袋
電話小石川四〇九番
同 三六〇六番

修業年限は文學部商學部とも豫科二ヶ年本科三ヶ年とす
毎年四月に於て豫科一年生一百五十名を募集す。

入學出願は三月末日までとす。
豫科には中學校五年卒業者及同等以上の資格ある者に限
り試験の上入學を許す。

選科には右の資格を有せすとも試験の上入學を許す。

補缺ある場合左の學期の當初に於て試験の上第五學年に
は轉入學のみを其他各學年には轉入學及び編入學を許
す。

第一學期は出願期三月廿五日まで第二學期は八月廿五日迄。
立教中學校生徒は立教學院寄宿舎に入舎することを得。

立教中學校

東京市京橋區明石町
電話京橋五一六番

文部大臣指定

香蘭女學校

東京市芝區白金三光町三百六十番地
電話芝五三六二番

○本校に在學する生徒は高等の教育をうけしめんとする人々の子女にして尋常小學校を卒業したる者たるべし○本校に入學する者は日々聖書の教訓を學び英語及び完全なる和漢數學諸科の教育を受く○校舎内に寄宿舎の設けありて之に入ることを得べし○授業料は年額金四拾八圓外に校舎費同交會年額金七圓○校則學期其他は本校に就き問合はさるべし○本校の卒業生は高等女學校卒業生と同等の資格あり。

立教高等女學校

寄宿舎設備あり

○本科は五ヶ年○入學志願者には入學試験を行ふ。

○生花、茶の湯、ピアノ、オルガン、琴、タイプライタ、簿記の科あり。

東京市京橋區明石町二十六番地
電話京橋一九六〇番

文部省 認可 私立 松蔭高等女學校

神戶市中山手通六丁目九一

◎目的

本校ハ高等女學令を遵奉シ女子ニ必要ナル高等普通教育ヲ授クルモノトス。

◎入學資格

尋常小學校卒業以上。

◎教員

英語ハ英國婦人、譯解其他諸學科ハ本邦人各専門家之ヲ擔任ス。

◎寄宿舎

本校構内ニアリ最モ家庭的ニ親切ニ監督ス。規則書要求者ハ貳錢ノ郵券ヲ要ス。

◎本校は明治四十二年四月文部省より高等女學校同年以上の指定を受け専門學校への無試験入學資格を有す。
◎本科は修業年限五ケ年にして學科課程は五ケ年程度の高女學校に同じく英語、音楽は特色あり。
◎英語専修生には一週十三時間別科生は隨意選擇したる學科を學習するを得。
◎本校は英人四名日本人十三名。
◎城東線桃谷驛より二丁市電勝山通三丁目停留場より半丁の處にあり。
◎寄宿舎には八十名以上を收容し數名の女教師起臥を同じく懇切に監督す。
◎規則書は郵券貳錢を添へ申込まば送附す。
大阪市外鶴橋町(天王寺勝山通)
文部大臣 私立 プール女學校 指

平安女學院

京都市下立賣通烏丸西入 (電話上三三〇番)

◎高等女學校本科

修業年限五ケ年尋常小學校卒業生にして成績優良なるものは數を限り無試験にて一年に編入する事あるべし。

◎高等科

修業年限二ケ年

◎文學科

高等女學校卒業生若くは同等以上のものを收容す。文學秘書兩科に於ては英語の試験を執行す。

◎家政科

英語に重きを置き高等普通學科を教授し内外人之を擔當す。

◎秘書科

英語に重きを置きタイプライター速記最新事項簿記等を教授す。

◎保姆科

最新の教授法によりて有爲熟練の幼稚園保姆を養成す。

◎附屬幼稚園

滿四歳以上の男女兒童を收容し本然の發育を助成す。舍監起臥を共にし校長は數

股備整然たる寄宿舎あり、舍監起臥を共にし校長は數地に居住して監督の任に當る。規則書入用の者は二錢切手封入請求せらるべし。

指定 岐阜訓盲院

岐阜市梅ヶ枝町 (振替口座大阪 電話 一二五五番 二〇八〇六番)

◎本院は基督教主義により不幸なる盲人子女に普通教育を授け以て智徳を開發し且つ専門の技藝を教へ獨立自營の人たらしむるを以て目的とす。
◎本院は内務省令に依る指定學校なるを以て、卒業生は無試験にて按摩術、マツサーヂ術、鍼術、灸術の諸札を得るの特點あり。
◎寄宿舎は院内にありて極めて家庭的なり。
◎入學志願者は何時にても申込みあれ。
◎規則書は御求めに應じ郵送す。

盲人用點字書籍出版

- ◆古今聖歌集 (紙質B紙二〇頁) 定價壹圓拾錢 郵稅金十二錢
- ◆祈禱書 (紙質B紙一七四頁) 定價壹圓 郵稅金八錢
- ◆星影(雜誌) (年四回發行) 一年分金八拾錢(稅共) 定價壹圓拾錢 郵稅金十二錢

岐阜訓盲院點字印刷部 (振替口座大阪二三七〇九番)

女子寄宿舎曉星寮

位置、小石川區雜司ヶ谷町百八番地

小石川牛込神田麹町本郷の各區の學校生徒に適當にして殊に女子大學に近く極めて健康地なり

目的、キリスト教主義によりて家庭的生活を與へ英語の研究を助く。

費用、一ヶ月金十八圓(食費寮費英語授業料を含む)但し時價に依り多少變更することあり。

希望者は主任者まで申込まれ
たし

主任者 ミス、フリップス

福音宣傳 病者救療

深川聖愛醫院

東京市深川區黒江町二八
(黒龜橋停留場前)

藥價診察料不要
任意感謝献金

主事、長老 W、P、パンコム
主任醫師 諏訪 幹雄

聖餐用ウェーファー

- 一 小形(二百枚每三)金三十錢
- 一 大形(五十枚每三)金三十錢

小包郵便 (内地ハ多少ニ係ラズ
東京市内六錢、市外五錢)

○手數を省く爲め代金は御注文と同時に郵便小爲替にて御送附下され度候○切手代用は御断り申上候

東京市深川區西元町八番地

眞光教會婦人會

實業部

主筆 長老前川眞二郎

月刊 **聖徒**

四六倍判 每號六頁
一部三錢 郵税五厘
一ヶ年送共三十錢

◆信仰修養に關する論說、教話の外、每號辨證的の傳道文章を掲ぐるを特色とす。

◆信徒求道者の好讀物として大方に薦む。

發行所 福島市置賜町二十二番地
聖ステパノ教會青年會

◆故今井善道キリストの體(再版) 定價廿錢
博士遺稿一名、教會論。先生の肖像畫入 送料二錢

◆長老 基督教入門(増訂) 定價十五錢
教義解説廿二章、思索的求道者の讀物に適當。 送料二錢

◆實民之介 東京教報 四六倍判 每號六頁
東京の教況報道と説教と通俗的研究(本年は祈禱書研究)と普公信仰に關する評論を載す 月刊一部送料共三錢

發行所 振替貯金口座 東京教報社
東京三四四七一番

本要覽に廣告掲載希望者は毎年十月末日迄に
申込まれたし。

本要覽は日本聖公會の各教會及び數千の信徒の手に渡り
一年間其座右にあるものに付廣告の効力は大きなり。

日本聖公會に關係ある事業、出版物及び日本聖公會員の
營業廣告は喜んで掲載す。

廣告料は印刷代騰貴の爲今回値上したるも、價格として
頗る低廉なり。依て如何なる事情あるも割引はせず。

廣告料。半頁三圓五十錢、一頁六圓五十錢。

325
263

實費頒布書類

一、教 籍 簿 一冊二百名記入クロン表裝 金 貳 圓

一、轉會狀用紙 五十枚綴添付用箋廿五枚附 金 五 拾 錢

右、財務局振替口座へ金員振込にて申込の事

一、改訂古今聖歌集 初版實費頒布

右、大正十年末刊行の豫定、刊行に先ち當該委員より各教會へ公告あるべし。

大正九年十二月二十日印刷
大正九年十二月廿三日發行

定價金參拾錢
送料不要

編輯兼發行者 東京市京橋區明石町五十三番地
日本聖公會教務院總務局

右代表者 貫 同 所 民 之 介

印刷者 橫濱市太田町五丁目八十七番地 吉

印刷所 福 音 印 刷 合 資 會 社

振

口座番號 東京二七二六三番
加入名義 日本聖公會教務院財務局

教務院費は各地方部の地方會々計より。監督資金は各地方部監督資金地方委員より。要覽、教籍簿、轉會狀用紙の代金、教育局に對する寄附其他臨時の募金は直接本財務局へ拂込の事

口座番號 東京二一二七三番
加入名義 日本聖公會教務院傳道局

各地方部分擔の傳道局傳道經費に各地方部傳道局地方委員より。各地方部分擔外の個人又は團體よりの寄附金及び臨時募金は直接本傳道局へ拂込の事

口座—古今聖歌集改訂委員 東京一三〇五〇番

大正十年=1921

日 月 火 水 木 金 土							日 月 火 水 木 金 土						
一	1	七	1	2
	2	3	4	5	6	7		3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14		10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21		17	18	19	20	21	22
月	23	24	25	26	27	28	月	24	25	26	27	28	29
	30	31		31
二	1	2	3	4	八	...	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11		7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18		14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25		21	22	23	24	25	26
月	27	28	月	28	29	30	31
三	1	2	3	4	九	1	2
	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9
	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16
	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23
月	27	28	29	30	31	...	月	25	26	27	28	29	30
四	1	十	1
	3	4	5	6	7	8		2	3	4	5	6	7
	10	11	12	13	14	15		9	10	11	12	13	14
	17	18	19	20	21	22		16	17	18	19	20	21
月	24	25	26	27	28	29	月	23	24	25	26	27	28
						30		30	31	
五	1	2	3	4	5	6	十一	1	2	3	4
	8	9	10	11	12	13		6	7	8	9	10	11
	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18
	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25
月	29	30	31	月	27	28	29	30
六	1	2	3	十二	1	2
	5	6	7	8	9	10		4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17		11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24		18	19	20	21	22	23
月	26	27	28	29	30	...	月	25	26	27	28	29	30
						...							31

終